漢代人事制度の研究

――その構造と変容――

佐藤達郎

「漢代人事制度の研究－その構造と変容－」目次

序

第一章　功次による昇進制度の形成

はじめに

第一節　漢簡に見える功労の検討－胡平生氏の説の再確認－

第二節　功労と軍功

一　功と上功

二　功労と軍功

第三節　軍功による昇進制度の形成

一　先秦期における軍功と官位

二　商鞅変法における爵と官位

三　爵より官へ

第四節　通常勤務による昇進制度の形成

第二章　漢代、功次による昇進制度の具体的検討

第一節　漢簡より見た功次による昇進

第二節　功次による昇進ー文献よりー
第三章　察挙制度と功次による昇進制度との関係
第一節　問題の所在
第二節　文献より見た被察挙者の資格
第三節　漢簡より見た吏の昇進と資格
第四節　漢代察挙制度の位置
第五節　小結
第四章　尚書の銓衡の成立ー漢代における「選挙」の再検討ー
はじめに
第一節　前漢における人事権の所在ー三公から尚書へー
第二節　後漢時代、三公による「選挙」の検討
第三節　尚書による人事の制
第四節　尚書の銓衡の成立
結語

序

二千年に亘り続いた帝制中国が秦漢帝国に始まる(*1)ことに、誰しもほぼ異論はあるまい。かつ、その長い帝制時代を通じて不変の支配体制の続いたわけでは決してないことも、周知の通りである。従って、その開始に当たる秦漢帝国の支配体制には必ずや後世とは異なった、当該時代に特殊な歴史的特質が刻印されているに違いない。こうして秦漢帝国の支配を担う官僚機構の特質の解明は、第一に無論秦漢史の理解のためのみならず、第二にそれに続く六朝隋唐史ひいては全中国史の理解のためにも不可欠である。蓋し、秦漢史の正しい理解抜きに次の時代の歴史的特質を論ずることは出来ないであろう。

秦漢の官僚制に関する従来の研究は、個別的には無論相当な量に上る。ことに近年の出土木簡の増加は官僚制の下部組織にまで至る詳細な具体像の解明に大きく寄与している。しかしその一方で研究の末梢化の弊の一部で見られることも否めない事実である。大庭脩氏の言葉を借りれば「漢制の独自の論理の発見」(*2)、これが秦漢の官僚制の研究の目指すべき一つの目標であると私も考える。

そのための接近法として、本稿では官僚の人事制度の切り口より当時の官僚制の特質と論理の少なくとも一側面、そしてそれがどう変遷していくかを浮かび上がらせることを目指したい。思うに官僚の人事は、それをあらしめる官僚機構全体の論理・特質をよく表現するであろう。また対象とする時代は史料の比較的豊富な漢代を特に中心とする。

さて、漢代の人事制度に関する従来の研究、特に文献を利用したそれは専ら察挙制度に集中してきた(*3)。

後にも述べるように、簡単に言えば察挙とは比二千石以上の高級官僚が特定の科目名のもと管下の、もしくは所知の人物を中央へ推挙する制度であり、その推挙に基づき任官・昇進がなされるのであった(*4)。即ちそれは無官の民を官僚に登用する部分のみならず、その後の官僚を昇進させる部分までをも包括した制度である。官僚の考課・人事制度としても察挙制度を捉えなければならないのである。

確かに、漢代の文献中、官僚人事に察挙の記載のしばしば見られることは漢代の大きな特徴であると言ってよい。察挙制度に従来の研究が集中してきたのも故なしとしない。にも関わらず、それら従来の研究の中では上述の察挙制度の一面、即ち官僚の考課・人事制度としての側面はごく部分的に言及されるのみに過ぎなかった。殊に、漢代の人事制度の全貌が史料的限界もあり殆ど解明されておらず、従ってその中で察挙制度がいかに位置づけられるか、という点についても不明なのが現状である。従来の多くの研究はこの点につきほとんど意識すらしてこなかったと言ってもよい。

かかる研究状況の一因は専ら文献のみに依拠した史料的限界にもあろう。それは察挙の対象となる高級官僚の記録がほとんど文献にしか見られなかったため、ある意味では仕方のなかったことでもある(*5)。ただこのように漢代の人事制度の全体像が明らかにされてこなかったため、漢制と後世の制度とがいかに連続しいかに異なるのかが不明なままに置かれ、ひいては漢代人事制度の特質をいかに歴史的に評価するかといった点についても十分な考察の土台が提供され得なかったのであった。

そのような中で、早くより独自の観点を打ち出したのが大庭脩氏である。氏は漢代、察挙以外の年功序列的な人事制度があり、大半の平凡な官吏はそれにより昇進を遂げていたことを指摘している(*6)。氏は当時日本に紹介されて間もない漢代の木簡を利用し、従来文献のみに依拠して進められてきた漢代の察挙制度のいわば

盲点を突いたのであった。しかし、その後の文献を利用した漢代の察挙・人事制度の諸研究において、大庭論文の問題提起はほとんど継承されていないようである。

ただ、大庭氏の論文の初出は四十年前であり、居延旧簡及び少数の敦煌簡のみしか利用し得なかったという当時の史料的限界もあり、氏の所謂年功序列的な人事制度、「功次による昇進」とは如何なる制度であるのか、その具体的な運営のありかたについては十分に解明されずに置かれてきた。即ち、漢代官吏の大半がそれにより昇進を遂げていたとされる制度の具体的解明は大庭氏の四十年前の指摘以来今日までほとんど手がけられていないのが実状である。

しかし、近年の居延新簡の一部公表に伴い、あくまで辺境の下級軍政機構のものではあるが、官僚機構運営の詳細な具体像の解明とともに、人事制度の研究にも新たな進展が見られ始めている。このような状況下、右に述べた問題の再検討が可能になりつつある。

本稿では、まず漢代大半の官僚がそれにより昇進を遂げていたとされる、即ち漢代人事制度の中心をなしたと言い得る「功次による昇進」に焦点を当て、それが如何なる歴史背景のもと形成されてきたものであるかを見、漢代人事制度ひいては官僚制度の歴史的特質に関し一定の展望を得る。次いでそれが具体的にはどのような制度であったかを主として漢簡を材料に検討し、更にその検討結果を基にしてその制度と察挙制度との関係を考える。ここに至り漢代人事制度の全体像がある程度明らかにされるであろう。最後に、そこから次の時代の制度の胚胎、成立に至る過程を追い、漢より六朝時代への展開の一側面を窺うことにする。

第一章　功次による昇進制度の形成

はじめに

先述の、漢代の官僚は大部分がそれにより昇進を遂げていたとされる所謂功次による昇進について、大庭氏はこれを「官に長年勤務しているだけで、必ずしも能力がなくとも、高官に昇進する制度」とする。後述のようにそれは必ずしも誤りではない。ただ、こう概括したとき、後世の制度と漢代の制度との差異は捨象されてしまうであろう。以下に述べるように、官僚の勤務評価が「功」「労」という独特の表現をとっていた所には、漢代の官僚制の歴史的特質が優れて表れているように思われる。本章では、この制度の形成の歴史をたどりその歴史的位相を浮かび上がらせることを目標とする。そこから、ひいては漢代官僚制のある一面の特質も浮き彫りにされるであろう。

ただ、その歴史的起源の考察に先立ち、煩瑣ながら確認を要する点につき、まず検討を加えておく必要がある。

第一節　漢簡に見える功労の検討－胡平生氏の説の再確認－

漢簡中、人事関係の簡には「功」「労」の記載を持つものがいくつかあり、これらの評価による昇進が所謂「功次」による昇進であることは既に周知の通りである。ところで、この両者中、「労」はそれが年月日単位で記されることより勤務期間を意味することが明らかなのであるが、一方の「功」については従来やや曖昧に付されてきた節がある。即ち大庭氏はそれを「戦陣で敵の首を取るとか、平時に盗賊を捕らえるとかのごとく、他の人にはなくて、その人のみが有する特別なてがらとしてよいのではないか」とされた(*7)。また朱紹侯氏もそれをあっさりと軍功として片づけている(*8)。

一方、近年、胡平生氏により新たな見解が出されている。氏は、労四年が功一つに換算された、とするのである(*9)。本節では胡氏の説の是非につきまず確認しておきたい。

氏が第一に論拠とされたのは次の簡である(*10)。

居延甲渠候官第十隧長公乘徐譚功將
中功一勞二歲
其六月十五日河平二年三年四年秋試射以令賜勞 □令
（以上爲第一欄）
能書會計治官民頗知律令文
（以上爲第二欄）
居延鳴沙里家去大守府千六十三里産居延縣
爲吏五歲三月十五日

其十五日河平元年陽朔元年病不爲勞　居延縣人

（以上爲第三欄）

E.P.T50:10

（居延甲渠候官第十一燧長、爵は公乘の徐譚の功将(*11)。その功は一つ、労は二年に当たる。うち六ヶ月十五日分は河平二年より四年までの秋試で射撃をして令の規定に則り賜わる。（以上、令の規定に合致。）書、会計、官民の治事を能くし、律令をよく知っている。文(*12)。本籍地は居延県鳴沙里、家は太守府から離れること千六十三里。居延県の生まれ。吏となって以来五年三ヶ月十五日、うち十五日は河平元年と陽朔元年に病気のため勤務せず。居延県の人。）

要約すれば、氏は第三段の「為吏五歳三月十五日」と第一欄の「功一労二歳」との齟齬に注目し、四歳＝功一、との換算率を想定されたのである。病休による不労と秋射による賜労を計入しても多少数の合わない分は、簡の左側の残欠部分に更に賜奪労の記載のあったため、と推測される。

氏の第二の論拠は、漢簡に見える長吏から少吏まで（無論後者が断然多い）の功労の記録中、労が三年台を上限とし、四年以上の例の絶えて見られないことである。

まず第一の点につき検討すれば、確かに簡の左側には文字の右端らしきものが残っているように見えなくもない。が、この簡の左端はきれいに一直線に切られており、もとの文書がこの左端にさらに続いており、それが何らかの事情で切りとられたと見るにはやや不自然であることが一つ。また、氏の推測されるように第一欄左端列の秋射賜労の記載の更に左に秋射賜労の記載のあった、或いは第三欄の左端に更に奪労の記載のあった、というのは書式の上から不自然であるのが一つ。これら、氏の説明にはいくつか納得のいかない点があるので

はあるが、多少の誤差はあるものの確かに労四年＝功一、としたときこの簡における「為吏」の日数と「労」の日数との齟齬を比較的よく説明できる。

第二の点について。漢簡に見える功労の記載中、三年数ヶ月に及ぶものが数例見られるにも関わらず、四年以上になるものは確かに一例も見られない。では居延の少吏は一般に四年以上にわたり勤務することがなかったのであろうか。この点については、李均明・劉軍両氏の連著になる「居延漢簡居延都尉与甲渠候官人物志」(*13)がある程度参考になる。両氏は漢簡に見える居延都尉・甲渠候官の人名を集めた上で、その任期がどれだけの期間に及んだかを検討している。

それによれば、まず居延都尉・徳の在任期間は少なくとも五鳳三年十月から甘露二年九月までに亘る。これはちょうど三年になる。その後の在任期間は長くないと推測されている。計十五名の都尉の名と在任時期が挙げられているが、うち確実に上限と下限の確定できるものは徳のみである。

次に甲渠候官について見れば、挙げられる計二十五名（守任の者を含む）の甲渠候のうち、確実に最低限どれだけの間在任したかを確認できる人物は次の三名である。

漢彊：神爵四年五月～甘露三年三月＝六年十ヶ月。

喜：初元四年二月～永光五年正月卅六年。

誼：建始元年九月～河平五年正月＝七年四ヶ月。

これらはあくまで、彼らがその時期に在任していたことが確認される、というだけで、実際の任期はもっと長かったであろう。にも関わらず、既に彼らの任期は六、七年の長きにわたっているのである。李氏らはいう、

「以上より西漢時期の候官の候の任期は一般に比較的長かったことが見て取れる。例えば候の破胡・漢彊・誼

の任期は皆少なくとも六年以上に亘るのである」。

確実に任期の確認できる者だけを見たとき、そのいずれもが六年以上の間勤務し続けていた。即ちそれは特例なのではなく、鄯候一般がそうであったと見るべきである。六百石の長吏である鄯候がそうであった以上、現地任用される百石の少吏の任期もやはりその程度か或いはそれ以上に及んだと見るのが妥当であろう。即ち、長吏より少吏に至るまで、皆が四年未満で任期を終えていた、とは甚だ考えにくいのである。にも関わらず労が四年以上になる例の見られないという事実、これは労四年＝功一、と考えたとき最もよく理解できる。

以上、胡氏の説を検討した結果、氏の論拠の第一点については書式の上から疑問は残るものの強く否定する理由もなく、また第二点についても氏の説により整合的に理解しうることを確認した。ここで私はもう一つ、氏の説を裏付ける材料を提示したい。それは次の簡である。

玉門千秋隧長敦煌武安里公乘呂安漢年卅七歳長七尺六寸神爵四年六月辛酉除功一　勞三歳九月二日其卅日　D1186A

父不幸死憲定功一勞三歳八月二日訖九月晦庚戌故不史今史　D1186B

（玉門千秋隧長、敦煌武安里の爵は公乗の呂安漢、年は三十七歳。身長七尺六寸。神爵四年六月辛酉に除任される。その功は一個、勞は三年九ヶ月二日、うち三十日は父が不幸にして死んだため勤務に入れず、差し引き憲の功は一個、勞は三年八ヶ月二日になる。九月晦庚戌まで。もと史でなかったが今は史である。）

隧長呂安漢の「労」が神爵四年六月辛酉（29日）から数えられていることは確かである。一方、「訖九月晦庚

戌」とありこれが下限であろう。これは干支より甘露三年であることがわかり、神爵四年六月から甘露三年九月までは七年三ヶ月になる。うち三十日は父の憂により官を一時休んでいるらしく、それを引くと七年二ヶ月となる。ここで功＝四年とすると、功一、労三歳二月になる。彼の功一労三歳八月二日との間には六月ほどの開きがあるが、秋射賜労の分と見れば問題ない。六月は矢十二本分になり、七回の秋射によって十分に得られる量である。かくして、この簡より再び、功＝労四歳、の胡氏説が補強されたことになる。

無論、功の得られる手段はこれに限られなかったであろう。例えば次の簡がある。

□候官窮虜隊長簪裊單立中功五勞　三月能書會計治官民頗知律令文年卅歳長七尺五寸應令居延中宿里家去官七十五里　屬居延部　89・24

（……候官窮虜隊長、爵は簪裊の單立。功は五個、勞は三月に相当。書、會計、官民の治事を能くしよく律令を知っている。文。年は三十歳、身長七尺五寸。令の規定に合致。本籍居延中宿里、家は候官を去ること七十五里。居延部に屬す。）

隊長の単立は三十歳にして五つの功を持っている。功＝四年とすれば彼は二十年余りを勤務していなければならない。彼は三十歳なので二十年勤務とすれば十歳から勤務していることになる。秋射賜労を入れても（燧長なので北辺挈令(*14)は適用外）、一回の試験で得られる最高値が九十日、四回＝四年でやっと一年になる。理論上、彼が十四歳で出仕して十六年の秋射で連続して全中を得た場合に五つの功数が得られるが、それは実際にはあり得ないであろう。即ち、彼の功五のうち少なくともいくつかは労から換算されたもの以外を含む、と

考えざるを得ないのである。それは或いは大庭氏の言われる如く斬首ないしは捕賊等の功績であったかもしれない。

以上、本節では胡平生氏の説を検討、同説の再確認を行うとともに、全ての功が労から換算された訳では必ずしもなく、他の何らかの功績により得られる場合もあったであろうことを述べた。ただ、右の89・24簡のように五つにも及ぶ功数は現在知られる簡の中では例外に属し、他のほとんどのケースでは一乃至せいぜい二個であることを勘案するならば、やはり大抵の場合、これらの功は労からの換算により得られたものと考えられる。即ち漢代に於いて、功と労による官吏の勤務評価と昇進の制度、とは換言すれば主として勤務日数の評価によるもの、と言い切って大過なかろう。

第二節　功労と軍功

前節で、漢簡の検討より多くの場合「功」が勤務日数「労」より換算されるものであることを確認した。本節ではそのようにして算出される「功」と戦陣での軍功との手続き上の類似を指摘、功労による官僚の評価法と軍隊における軍功の評定との関係を考える。

一　功と上功

漢代、官僚の評価としての功労は「上功」と呼ばれる手続きにより申請されていたことが次より窺える。

文吏必将罔然問之曰、……吏上功曰伐閱名籍墨将、何指。……（論衡・謝短篇）

文吏、必ずや将に罔然として之を問いて曰わん、……吏の上功せるに伐閱名籍墨将と曰うは、何の指ぞや、……

吏が「上功」を行うに際には「伐閱名籍」や「墨将」が用いられる、という。

まず、伐閱とは大庭氏による考証があり、伐は功、閱は労の謂とされる(*15)。漢簡には「功労墨将名籍」と題される簡がいくつか見えるが(*16)、ここにいう「伐閱名籍墨将」は明らかにそれを指している。

功労墨将名籍の完結した例としては、前節で引いたものが挙げられる。その第一段には「中功一労二歳」と功労の記載がなされており、この自己申告による功労墨将名籍が功労の上申をその目的の一つとしたことが分かる。その上申が論衡では「上功」と呼ばれているのであり、ここから功労の申請は「上功」と呼ばれたことが分かる。

漢簡中には「上功」の語が幾例か見られ、それらはいずれもこのような功労の申請に関係するものであったと思われる。

呑遠候長放昨日詣官上功不持射具當會月廿八日部遠不及到部謹持弩詣官射七月丁亥蚤食入　203・18

（呑遠候長の放は昨日候官に出頭し功を上申したが、その時射具を携帯していなかった。今月廿八日に再出頭すべきであるが、部署が遠く間に合わない。そこで弩で代用して候官にて射撃の試験を行った。七月丁亥、蚤食の時に出頭。）

この例では射具を持っていないことが問題とされており、候官に出頭しての「上功」の際には或いは射撃の試験もなされたらしい。七月とあり、秋射の時期としては適当である。秋射の成績に応じて功令第四十五に基づき賜奪労がなされた(*一)から、功労の申請と同時に秋射の試験が行われ、そこで賜奪された労の数と併せて記録がされたとも考えられる。

以上、僅かな史料からではあるが、漢代に於いて功労の申請が上功と呼ばれていたことを確認した。その上功の際には功労墨将名籍と呼ばれる功労自己申告の文書が上申され、同時に辺郡の軍吏にあっては秋射の試験も行われたようである。

二　功労と軍功

漢代において、「上功」の用例は文献の中にもう一例見られる。ただそこでは、軍隊で上げた具体的な軍功が上申の対象となっている。

唐対曰、「臣聞、上古王者遣将也、跪而推轂曰『閫以内寡人制之、閫以外将軍制之、軍功爵賞、皆決於外、帰而奏之』、此非空言也。臣大父言、李牧之為趙将居辺、軍市之租皆自用饗士、賞賜決於外、不従中覆也。……夫士卒尽家人子、起田中従軍、安知尺籍伍符（李奇曰、尺籍所以書軍令。伍符、軍士五五相保之符信也。如淳曰、漢軍法曰、吏卒斬首、以尺籍書下県移郡、令人故行、不行奪労二歳。）。終日力戦、斬首捕虜、上功莫府、一言不相応、文吏以法縄之。其賞不行、吏奉法必用。愚以為陛下法太明、賞太軽、罰太重。且雲中守尚、坐上功首虜差六級、陛下下之吏、削其爵、罰作之。……」（漢書巻五十馮唐伝）

唐、対えて曰く、「臣聞くならく、上古は王者の将を遣わすや、跪きて推轂して曰く『閫以内は寡人之を制す、閫以外は将軍之を制せよ、軍功爵賞は皆外に決し、帰りて之を奏せよ』と、これ空言に非ざるなり。臣の大父言えらく、李牧の趙将と為りて辺に居るや、軍市の租は皆自ら用て士に饗し、賞賜は外に決して、中覆に従わざるなり。……夫れ士卒は尽く家人の子、田中より起ちて軍に従う、安んぞ尺籍伍符を知らんや（李奇曰く、尺籍は以て軍令を書す所なり。伍符は軍士の五五相保するの符信なり。如淳曰く、漢の軍法に曰く吏卒斬首せば尺籍を以て書して県に下し郡に移す、人をして故さらに行かしめば行かざる者は労二歳を奪う、と。）。終日力戦し、斬首捕虜せるに、莫府に上功するに言の相い応ぜざれば、文吏、法を以て之を縄す。其れ賞の行われざるに、吏は法を奉じて必ずや用いらる。愚以為えらく陛下は法太だ明らかにして賞太だ軽く罰太だ重し。且つ雲中守尚、上功して首虜六級を差えるに坐す、陛下、之を吏に下し、其の爵を削り、之を罰作せしむ。……」

ここでは軍陣での斬首の功を上申することが「上功」と呼ばれている。そして師古注によればそれは軍法に規

定されていたという。更にその軍法中、奪労の規定もなされていることに注意したい。労二歳、とあり、それが従軍の期間を意味することは明らかである。

即ちこう言える。漢簡において労とは吏の勤務期間、功とはそれを四年一単位としてまとめたものであった。一方この馮唐伝の事例では、労とは従軍期間、功とは具体的な斬首の数である。そしていずれのケースに於いても、それらの上申が等しく「上功」と呼ばれているのである。

ところで、従軍の勤務日数が「労」と呼ばれるのは雲夢秦簡に於いても同様である。

従軍當以勞論及賜、未拜而死、有罪法耐罨（遷）其後、及法耐罨（遷）者、皆不得受其爵及賜。其已拜、賜未受而死及法耐罨（遷）者、鼠（予）賜。　軍爵律（秦律十八種、153～154簡）

従軍は当に労を以て論じ及び賜う。未だ拝せずして死し、罪ありて法もてその後を耐遷し、及び法もて耐遷せらる者は、皆その爵及び賜を受くるを得ず。その已に拝・賜し、未だ受けずして死し及び法もて耐遷せらる者は、賜を予う。

即ち従軍中の「労」が「論」＝チェック・認定（藤田）された上で爵及び賜物の賜与が行われたのであった。この労がやはり勤務日数であることは次より分かる。

●敢深益其勞歲數者、貲一甲、棄勞。●中勞律。（秦律雑抄、15～16簡）

敢えてその労の歳数を深益せる者は、貲すること一甲、労を棄つ。中労律。

このように先秦以来日数によって数える「労」が従軍の勤務日数を示すものであったとすれば、漢簡において吏の勤務日数を示す「労」も元来は従軍日数を表すものであり、そこから換算される「功」ももとの起源は斬首の数にあったと予想される。この点、夙に大庭氏の指摘される通りであり、また藤田高夫氏の指摘される(*18)、漢簡所見の辺境軍吏における功労評定の制度と、軍功に対する「論」との共通性もこの推測を補強する。

以上、「上功」の語の共通より、漢簡に見える吏の勤務日数の表現としての功労が、元来は具体的な軍功と軍隊内での勤務日数に由来するらしいことを推測した。功労による昇進の制度、それは元来これらの如き具体的な軍功に関する律文に規定を持ったと思われる。江陵張家山漢墓出土、184枚の簡から成る「功令」は前漢最初期のものとされており、写真・釈文は未公表ではあるが、そこには「辺境防衛に当たり敵を殺して立てた功の具体的な記録の仕方とその詳細な規定、更に官位を次第に昇進させていく順序」(「戍辺殺敵立功的具体記功方式和詳細規定、以及官序的逓補序列」)が記されているという(*19)。即ちそこには具体的な殺敵の軍功による昇進の規定がされているようである。藤田氏も注意されるように、軍功に関する規定が功令に収められていたことは重要で、功令とは元来軍功に関する規定であった可能性もある。

それでは、そのような軍功による昇進の制度はいつ頃いかにして形作られ、それがひいては官吏の勤務日数による昇進の制度へと変わってきたのであろうか。以下、軍功による昇進制度の形成とその変化につき先秦まで遡り時代に沿って見てみたい。

第三節　軍功による昇進制度の形成

先秦期、軍功に対する褒賞としてまず第一に挙げるべきは軍功による賜爵、所謂軍功爵の制であろう。春秋末期より戦国時代にかけ、各国で挙国一致の臨戦態勢が整えられるとともに軍功爵制が形成され、それが旧来の五等爵制下の世襲身分制を崩壊に導いたことは朱紹侯氏の業績に詳しい(*20)。ただこの時期において軍功と官位とがどのような関係にあったかは従来明らかにされておらず、朱氏の著作でも爵が主眼に置かれているため軍功と官位との関係はほとんど触れられていない。本節ではこの点を検討する。

一　先秦期における軍功と官位

朱氏により集められた戦国の軍功爵の事例中、爵の授与とともに官の授与にも触れたものが散見される(*21)。では、それら官の授与はいずれも爵同様軍功によってなされるものであろうか。この点、朱氏は官の授与と爵位の授与とをあまり厳密に分けていないようで、一例として、紀元前三五一年より始まる(*22)韓国の申不害の変法についてこう指摘する。「「功を見て賞を与え能に因りて官を授く」（韓非子・外儲説左上）或いは「功労に循い次第を視る」（戦国策・韓策）とも呼ばれる任官制度を打ち立てた…」（「建立了“見功而与賞、因能而授官”、或叫作“循功労、視次第”的任官制度。…根拠功労和才能的大小不同、而賜給不同官爵和不同数量的田宅的辨法」）。即ちこの朱氏の指摘によるならば、功労才能の多寡により爵と同様に官位も増減がなさ

れた如くに解される。よって軍功による昇進制度がこの頃よりあったとすることが出来ることになるが、果たしてそれは妥当であろうか。

氏が「任官制度」を説くに当たって主に拠る史料が戦国末の編纂になるしかも論説の書たる韓非子であり、そこに春秋末より戦国初期の現実がデフォルメなく正確に描写されているか否かがそもそもの問題なのではあるが、史料的問題はひとまず措くなら、恐らく朱氏のかかる指摘の根拠は次の二点に存すると思われる。

第一に、春秋の世襲官制に代わり戦国に入ると能力による授官が行われ始めた、とは一般に認められている通念であり、右に挙げた申不害の事例もその一例である。そして能力により官を授けることと功績により爵を授けることとは、なるほど一見似通っている。

第二に、爵と並び「禄」が功労により与えられる、との記事は例えば朱氏引く李悝変法を記した韓非子「食有労而禄有功」、戦国策・秦策「労大者其禄厚、功多者其爵尊」などに見える。もし禄が官に応じて与えられるなら、禄の多寡は当然官の上下を意味するはずであり、従って功労が多ければ厚禄＝高官が与えられる、と考えられる。

まず第一の点について考えたい。確かに戦国期、世襲的身分によらぬ「士」がその能力により君主に抜擢されて戦国官僚となっていく、とは古典的理解でありかつ史料にも幾多の例があり、それをここで否定する気は全くない。ただここで注意したいのは授官の根拠たる本人の才能と、授爵の根拠たる本人の功績との、本質的な差異についてである。即ち前者は極言すれば持って生まれた先天的資質であり、増えも減りもしない。一方の後者は後天的に獲得されるべきもので、本人の努力如何で増減するものである。論理上言えば、前者は先天的・固定的であるが故に、それに基づく官の授与も従って固定的ならざるを得ない。一方の後者は逆に後天的

・累積的であるが故に、それによる授爵も累積的なものとなるであろう。要するに、功績によって累加的に等級を上げていく爵に比し、能力により与えられる官には元来累加的な性格が希薄なのである。

少々例を挙げれば、戦国初期の兵法家・呉起は魏を去ると、その賢なるを聞いた楚の悼王に迎えられ、相として国内改革を進めたという（史記・呉起列伝）。やや降り戦国中期の商鞅は年少にして魏相・公叔座の中庶子となり、その賢なるを知った座は彼を相に挙げるー但し許されずー（史記・商君列伝）。更に降り戦国後期の縦横家蘇秦は遊説により六国の相印を帯びた（史記・蘇秦列伝）。これらはいずれも、官僚の長たる相の位すら、いわば既成の功績よりも未然の才能により、一足飛びに与えられ得たことを示唆するものである。

次に第二の点について。確かに功労により「爵禄」が与えられる、とはある。しかし禄と官とは同義ではない。漢代に於いては秩石が本来の俸給高の指標としての意味を失い官僚のランキングを示すものとなるが、戦国のある時期までは、あくまでそれは具体的な俸給高の単位であったはずである。

爵と同様、禄も級数で積み上げられた累加的な性質を元来持つ。故にそれは累加する功を賞するにふさわしい。対する官が戦国時代既にそのような性質を備えていたか否か、それは位階としての官位の制がいつから確立を見るかに関わる問題であり、にわかに断定することはできない。ただ、先述の如く戦国期にあっては本人の能力に即応して具体的職掌を帯びた官の授けられることが多く、そこには累層的な性格が希薄であったならば、位階としての官位なる観念は未だ必ずしも熟してはいなかったと思われる(*23)。即ち、無前提に禄と官位との間の連動関係を想定することはできないのである。

管見の限り、軍功による授官の比較的早い時期の実例としては次の二例が確認される。

六年、楚使柱国昭陽将兵而攻魏、破之於襄陵、得八邑。又移兵而攻斉、斉王患之。陳軫適為秦使斉、斉王曰、「為之奈何」。陳軫曰、「王勿憂、請令罷之」。即往見昭陽軍中、曰、「願聞楚国之法、破軍殺将者何以貴之」。昭陽曰、「其官為上柱国、封上爵執珪」。（史記・楚世家）

（楚懐王）六年（323BC）、楚、柱国昭陽をして兵を将いて魏を攻めしめ、之を襄陵に破り八邑を得。又た兵を移して斉を攻めしむ、斉王之を患う。陳軫、適たま秦が為に斉に使す、斉王曰く「之が為に奈何せん」と。陳軫曰く「王憂う勿れ、請う之を罷めしめん」と。即ちに往きて昭陽に軍中に見え曰く「願わくは楚国の法を聞かん、軍を破り将を殺す者は何を以て之を貴ぶや」と。昭陽曰く「其れ官は上柱国為り、封は上爵執珪なり」と。……

其明年、白起為左更、攻韓・魏於伊闕、斬首二十四万、又虜其将公孫喜、抜五城。起遷為国尉。渉河取韓安邑以東、至乾河。明年、白起為大良造。（史記・白起伝）

其の明年（秦昭襄王十四年293BC）、白起、左更と為り韓・魏を伊闕に攻め、斬首せること二十四万、又た其の将公孫喜を虜え五城を抜く。起、遷りて国尉と為る。河を渉りて韓の安邑以東を取り乾河に至る。明年、白起大良造と為る。

即ち遅くとも紀元前三世紀のはじめ即ち戦国後期頃までには軍功による昇進の制度が各国で形成されつつあったことがこれらより推測される。逆に、これより以前の確かな実例を管見の限りでは見いだすことができない。一方それ以前においても爵により臣下の功績の賞される事例の多々見えることは朱氏の指摘の通りである。即ち、戦国中期の頃までは臣下の功績は官よりも専ら爵により賞されたであろう。

元来、軍功を賞するべく与えられるのは官ではなく爵、所謂軍功爵であった。下って前漢初期に於いても臣下の軍功が官と並んで多分に爵により賞されていたことは史記・高祖功臣侯者年表を一見すれば明らかである(*24)。そこには軍功に対する爵と官、という新旧二つの要素が混在しているのである。

その新たな要素、官による賞功が実例として確認され始めるのは先述の通り戦国後期になってであった。次にその過程を見てみることにしたい。

二　商鞅変法における爵と官位

戦国に入り各国で所謂変法運動が推進され、法と制度が急速に整備されていったことは周知の通りである(*25)。そしてその最も顕著な例が前四世紀中葉の秦国の商鞅による改革であることも言うまでもない。幸い、商鞅の変法については史記・商君列伝の他に商君書が伝えられ、ある程度までその改革の内容を知ることができる。無論、先秦文献の例に漏れず商君書の史料的性格については慎重な検討を要する部分が少なくないけれども、ここでは先学の校訂と考証を援用しつつ、本稿の関心に於いてそこから必要な知見を引き出してみたい。

商君書・境内篇には次のようにある（好並隆司氏の校訂(*26)による）。

能攻城囲邑、斬首八千以上則盈論、野戦、斬首二千則盈論、吏自操及校以上大将、尽賞行間之吏也、故爵公士也、就為上造也、故爵上造、就為簪裊、故爵簪裊、就為不更、故爵不更、就為大夫、爵吏而為県尉、

則賜虜六加五千六百、爵大夫而為国治、就為官大夫、故爵官大夫、就為公大夫、……
能く城を攻め邑を囲み、斬首八千以上なれば則ち盈もて論じ、野戦は斬首二千なれば則ち盈もて論ず、吏の操及び校自り以上大将まで、尽く行間の吏を賞するなり、故の爵公士なるや就きて上造と為し、故の爵上造なれば就きて簪褭と為し、故の爵簪褭なれば就きて不更と為し、故の爵不更なれば就きて大夫と為し、吏を爵して県尉と為せば則ち虜六を賜い五千六百［銭］を加え、大夫を爵して国治と為せば就きて官大夫と為す、故の爵官大夫なれば就きて公大夫と為す、……

即ち、囲城・野戦それぞれに於いて一定以上の敵の首を切った場合に、もとの爵から一階級ずつ上げられていくことを規定したものである。ここに見える爵号は漢書百官公卿表に見える漢爵と順番も一致しており、秦爵が既に商君書境内篇の成書した年代には漢爵とほぼ同一の名称と順序を持っていたことを知るとともに、この境内篇の規定がその順序を正確にたどっていくことが分かる。ただ、ここで注意したいのは「就為大夫、爵吏而県尉、…爵大夫而為国治」の部分である。県尉は官名として雲夢秦簡にも見え、漢制にも引き継がれる所の一県の軍政担当官である(*27)。国治の称号は他に例を見ないが、或いは守屋美都雄氏の言うように(*28)これが国尉の誤りであったとすれば、やはり一国の軍政長官としての官名であったことになる。国尉の官名は先に引いた白起の軍功昇進の事例にも見え、或いはこの境内篇の規定に通りに実際に軍功もて昇進した事例が白起のそれであったかも知れない。ただこの前後には守屋氏の補うように何らかの誤脱があったようで、このままでは意を解しがたい。一応、私はこの箇所について前後の句造りから「爵大夫而為国治」を「故爵大夫」に改め（「故」を補い「而為国治」を他所から紛れた衍字と解す）、次のように釈しておく。

「もとの爵が不更であったら、大夫の爵に昇級する。その場合、吏となるを希望して県尉となった者なら捕虜六人と五千六百銭を加賜される。もとの爵が大夫であったなら、官大夫の爵に昇級する。」

この解釈が正しいか否かはともかく、賜爵の規定に挟まって就官の規定がなされているらしいことは確かである。即ち、軍功によって爵と同様に官位を得ることができる、換言すれば爵と同様、官位が軍功によって獲得さるべき特権、乃至は身分標識、として意識され始めていることが、ここから窺えるのである。好並氏によれば境内篇の成書時期は早くとも恵文王（BC三三七～三二五年）以降とされる(*29)。但し一篇のみを取り上げてその正確な成書年代を議論することはできないであろう。諸家の説を整理した上で商君書全体の成書年代を紀元前二六〇～二三三年頃とするのが妥当、とする守屋氏の判断(*30)にここでは従っておきたい。遅くともその頃までに、秦国に於いてかかる観念の形成されていたことを、この一節は物語っていよう。この他にも商君書の中には「官爵者所以勧功也」（算地篇）、「聖人以功授官予爵」（賞刑篇）等、「功」による賜爵と並んで授官を説く言葉が散見される。商君書の大半が成書を見たとされる戦国末期頃までにはかかる観念が秦（もしくは三晋地域）に於いて普遍化していたと言える。

韓非子・定法篇にも商鞅の法について次のように記す。

商君之法曰、斬一首者、爵一級、欲為官者、為五十石之官。斬二首者、爵二級、欲為官者、為百石之官。官爵之進、与斬首之功相称也。

商君の法に曰く、一首を斬る者は爵一級、官と為るを欲する者は五十石の官と為す。二首を斬る者は爵二級、官と為るを欲する者は百石の官と為す。官爵の進むるは斬首の功と相い称うなり、と。

斬首の功により賜爵並びに官位の昇進がされる、という。守屋氏は、「おそらく斬首の功あった人は一律に爵を賜わって入官資格を得、その有爵者が入官するときはその爵の上下に比例して適当な官が与えられることになっていたのであろう」とされる(*31)。「官爵の進むるは」とあれば、入官した後も軍功によって爵の昇級とともにそれに応じて官の昇進がなされたであろう。

なお、好並氏の指摘するように史記商君列伝中、変法を記す箇所では未だ軍功ー爵の関係が説かれるのみで官位との関係は見られないことより、商君書・韓非子「商君之法」に見られるこれらの思想は商鞅変法よりやや遅れて出たものかもしれない(*32)。

同様の賜爵と就官の関係は、墨子・号令篇にも見える。

> 収粟米布帛銭金、出内畜産、皆為平直其賈、与主券人書之。事已、皆各以其賈倍償之、又用其賈貴賤多少賜爵、欲為吏者、許之。其不欲為吏、而欲以受賜賞爵禄、若贖出親戚所知罪人者、以令許之。…
> 粟米布帛銭金を収め、畜産を出内するに、皆な為に其の賈を平直し、主券人と与に之を書す。事已らば、皆な各の其の賈を以て之を倍償し、又た其の賈の貴賤多少を用て爵を賜い、吏と為るを欲する者は之を許す。其の吏と為るを欲せず、而して以て賜賞爵禄を受け若しくは親戚所知の罪人を出だされんと欲する者は、令を以て之を許す。…

即ち、一種の納賞により、その額の多寡に応じて爵が与えられ、また希望すれば吏となり得るというのである。

爵・官両者の具体的関係はこの一文からは明らかではないが、先の韓非子「商君之法」に対する守屋氏の解釈同様、先に爵が与えられた上でそれに応じた官位が与えられたのかも知れない。ともかく、ここでも納貲に対して与えられるべき特権として爵位と官とが同等に扱われている。ここでも墨子のこの一条がいつの時代のどの地域の観念を反映したものであるかが当然問題となるが、引用箇所の前に秦爵の多く見えること、また爵による贖罪が「令」によって明確に規定されている等、詳細な法規の整備が背景に窺われることより、戦国末期の秦、乃至は統一秦の頃のものと推測される。例えば雲夢秦簡・軍爵律には同様の爵による親族の贖罪の規定がある。

欲歸爵二級以免親父母爲隷臣妾者一人、及隷臣斬首爲公士、謁歸公士而免故妻隷妾一人者、許之、免以爲庶人。工隷臣斬首及人爲斬首以免者、皆令爲工。其不完者、以爲隱官工。　軍爵律（秦律十八種、155～156簡）

爵二級を歸し以て親父母の隷臣妾と爲る者一人を免ぜんと欲す、及び隷臣の斬首して公士と爲り、公士を歸して故の妻にして隷妾たるもの一人を免ぜんことを謁むる者は之を許し、免じて以て庶人と爲す。工隷臣の斬首し及び人の爲に斬首し以て免ぜらる者は、皆な工と爲さしむ。其の完ならざる者は、以て隱官工と爲す。　軍爵律。

以上、戦国後期に至り功績ごとに軍功に対する賞与として爵とともに官が与えられ始めたことを確認した(＊33)。ここで次の点が問題となろう。先述の如く、累層的性格の希薄な官制は累加する軍功を賞するに適さない。

換言すれば、戦国後期に入り官によって軍功が賞されるに至った背景として官制の累層化を想定することができよう。ここで、先に引いた韓非子定法篇を今一度見たい。

斬一首者、爵一級、欲為官者、為五十石之官。斬二首者、爵二級、欲為官者、為百石之官、……

斬首の数に応じて爵は無論のこと、官についても「五十石の官」「百石の官」と下から上へのランキングの設定されていることが注目される。ここで注意すべきは「五十石の官」「百石の官」なる表現で、それは俸禄ごとに特定の官の想定されていることを示すものである。即ちこの「商君の法」に於いて軍功を挙げた者は単に同一の官に於いて俸禄のみを逓増されるのではなく、低い禄で示される所の官からより高禄で示される所の官への昇進がなされるのである。ここに至り禄高という数値で上下にランキングの付けられた官制が明確に姿を現している。このように禄高で表現される所の官位が漢代の秩禄制ひいては後世の品官の源流をなすことは明らかである。

無論、官が上下に位置づけられるランキングを帯びて序列化されてくることは、官制の構造自体が上下の統属関係を持ち立体化していくことを必ずしも意味しない。ただ、官位が位階を帯びて従来の爵同様に一種の身分標識として機能し始めることは先述の通り想定されてよかろう。このような傾向は例えば秦国では既に戦国の初期より見られる。史記秦本紀、簡公六年（紀元前四〇九年）の「令吏初帯剣」につき吉本道雅氏は「支配層の身分標識たる剣の佩帯により、「吏」に支配層としての身分的待遇を与える措置」との評価を下している(*34)。

このような変化の生じた背景には、権力機構の中で官僚制のしめる比重の高まりのあったことが推測される。しかし、それはこの時期に官が特権身分として見なされ始めることを説明はしても、それがヒエラルキッシュな序列を持ち始めることの理由としては必ずしも十分ではない。官制が序列を以て階層化されていくに当たっては、それに先行する段階があったに違いない。

古代において整然としたヒエラルキーを持った組織として容易に想起されるのは軍隊である。周礼・夏官司馬に

凡制軍万有二千五百人為軍、王六軍、大国三軍、次国二軍、小国一軍、軍将皆命卿、二千有五百人為師、師帥皆中大夫、五百人為旅、旅帥皆下大夫、百人為卒、卒長皆上士、二寿五人為両、両司馬皆中士、五人為伍、伍皆有長

凡そ軍を制すること万有二千五百人を軍と為す、王は六軍、大国は三軍、次国は二軍、小国は一軍、軍将は皆な命卿。二千有五百人を師と為す、師帥は皆な中大夫。五百人を旅と為す、旅帥は皆な下大夫。百人を卒と為す、卒長は皆な上士。二寿五人を両と為す、両司馬は皆な中士。五人を伍と為す、伍ごとに皆な長有り。

とあるのを多分に後世の机上の理念とするにしても、例えば尉繚子・束伍令にも

戦誅之法曰、什長得誅十人、伯長得誅什長、千人之将得誅百人之長、万人之将得誅千人之将、左右将軍得

誅万人之長、大将軍無不得誅。
戦誅の法に曰く、什長は十人を誅するを得、伯長は什長を誅するを得、千人の将は百人の長を誅するを得、万人の将は千人の将を誅するを得、左右将軍は万人の長を誅するを得、大将軍は誅するを得ざる無し、と。

とあるように、遅くとも尉繚子の成書を見たとされる戦国中期(*35)には軍隊内の指揮官が整然とした階級により構成され、それに応じた各級毎の権限を持たされるべき、との観念の普及していたことを窺わせる。そして、このような観念の発生は少なくとも専門の将軍職の成立するとされる戦国初期(*36)にまでは遡りうるであろう。周知の通り、史記・孫武伝には彼が呉王闔廬の前で婦人たちを部隊に仕立て、約束申令に従わぬ隊長の寵姫を切り捨てたとのエピソードが見える。将軍の隊長に対する絶対の権限を語るこの逸話が必ずしも孫武の時代の史実を伝えるものではなくとも、戦国の初期にあり得べきこととして人口に膾炙していたことは確かである。ところで、二人の寵姫を斬った孫武は継いで「その次を用いて隊長と為」したという。隊長とすべき者に一定の次序のあったこと、その次序に沿って選任の行われたことを窺わせる記事である。即ちこの孫武伝の一話からも、戦国初期における軍隊内の厳密なヒエラルキーと、一定の序列に従った任官、という観念を見取ることができる。

先に引いた史記白起伝に於いて、白起は軍功により県尉から国尉へと昇進を遂げたのであった。このように軍功による昇進が武官内で行われていることも、或いはそれが元来軍隊の中の制度に由来することを示唆するものかも知れない。

以上、戦国後期の特に秦国において、軍功に応じて官が与えられるに至り、それと同時に官制がヒエラルキ

ッシュに組織されてきたこと、そしてその原型は軍隊にあったことを推測的ながら指摘した。では、元来軍隊内部に見られた累層的な官制はいかなる契機で官制一般に敷衍されるに至ったか。

籾山明氏は、戦国期の国制の一般的特徴として「農ー兵ー刑のトリニティ」を指摘している(*37)。即ちそこでは国民全体が農戦の士として組織され、軍法に起源する刑法が適用されるという。このように国全体が軍事を軸に効率的に組織された体制下にあっては、官制さえもが同様にある部分軍事組織と不可分な形で軍隊的に編成されねばならなかったはずである。籾山氏の所論を受け、柴田昇氏は商君書の世界に於いて国が軍事集団として構想されていることを指摘している(*38)。韓非子に所謂「商君の法」に見える官制は、挙国一致の皆兵制の時代にあって軍隊の制度が官制全般に取り入れられた結果と考えることが出来るのである。

戦国官僚制の起源と発展の過程につき、かつて増淵龍夫氏は大凡次のように展望した。春秋的政治秩序の解体とともに、新たに君主のもとに私的人格的に結びついた人間集団が次第に種々の職能を帯びた官僚へと演化していき戦国秦漢の官僚制を形成する、と(*39)。右に述べてきた所をいまかかる展望のもとに照らせば、氏の所謂「演化」に伴い各種の官僚の間でランキングが発生し、それが官秩として表現されるようになった、ということができよう。これを逆に言えば、「演化」を遂げる前、少なくとも戦国初期の官僚制においてはー史料的制約ゆえ不明な点は多いもののー、官秩の如き官僚間のランキングは明確には存在しなかった、とも言い得るかもしれない。

ただ、主君と個人的契機で結びついた集団はそれゆえに主君と一代限りの関係をしか持ち得ないであろう。個人的契機を永続的制度へと転換させる要素の一つをここでは軍制に求めてみたのである。そして、かつてのように劉邦集団の分析を以て秦漢の国制一般を説くのは危険ではあるけれども、もしその個体発生の過程にも

戦国秦漢の官僚制形成という系統発生の痕跡を認めることができるならば、大庭脩氏の指摘は以上の拙論との関わりで興味深く思われる。氏は、劉邦を将とする軍として劉邦集団を捉え得る可能性を示唆しているのである(*40)。

三　爵より官へ

前節で、戦国後期に至り軍功に対して官により賞される事例の見いだされ始めたこと、そのことが商君書の中でも規定（として想定）されていることを見、その背景としての官の階層化の発生を確認、更にその発生を齎した要因として国の軍事的組織化を想定した。これをやや長いスパンで展望すれば次のように言えるだろう。

西周春秋にあっては、権力機構の中にしめる官僚機構の位置がごく部分的かつ従属的であったことが吉本氏により指摘されている。氏によれば、春秋にあっても官職のもつ職掌は、卿なる身分そのものによって担われる権能の、ごく従属的な一部に過ぎなかったという(*41)。これを言い換えれば、春秋以前にあっては官が独立した位置を支配機構内に与えられず、卿（大夫）なる身分に付随した機能として意識されていたということでもある。

春秋の卿・大夫は戦国の軍功爵と同一ではないけれども、ともに身分とそれに応じた特権の表現をその第一の意味する所と見れば、前節で確認した戦国後期における軍功爵と官位との関係は次の二点より評価される。第一は、あくまで爵が先にあり、而る後それに対応して官が与えられるという点。第二は、官と爵とがリンク

はしつつも明確に異なる二者として意識され始めている、という点である。

第一の点について言えば、秦においてしばしば五大夫以上の爵を帯びた者が軍将として活躍しているように、秦爵は官とくに軍官と必ずしも分離していなかったことが西嶋定生氏により指摘されている(*12)。このような、身分が第一にありそれに官職が従属するというあり方は春秋より商鞅の時代を経て戦国の末期に至ってもその跡をなお留めているのである。

このような、いわば「爵第一主義」は先に挙げた雲夢秦簡でも確認される。そこでは従軍の「労」に対して賜与されるのは爵（＋何らかの賜物）であった。雲夢秦簡からは確認できないものの、恐らくはその後に爵に対応して官が授けられたのであろう。先に挙げた白起の軍功による昇進の事例でも、まずは爵が与えられた上でそれに応じた官位へ進められたものと考えられる。

しかしその一方で第二の点に注目すべきである。秦爵がある部分、官（軍官）と未分離であったという西嶋氏の指摘は正しい。やや遡っては商鞅が左庶長の爵位を賜ってかの変法に着手したように、軍功爵を授けられることは即、一種の官を授けられることでもあるなら、その上更に官を与えられる必要はなかったであろう。しかし戦国後期に至り爵に応じて官の授けられるに至ったことからは、この頃には官が身分標識としての爵から独立した一個の機構として見なされ始めたことを指摘することができるのである。無論それは先述の如く権力機構内での官僚機構の比重の増大を語るものに他ならない。

しかも、間に爵を介するにせよ、軍功（従軍日数を含めた）により官が機械的に、即ち君主の恣意や非常の恩典としてではなしに、与えられるようになったことは重要である。このような趨勢は前漢に入るとより顕著になっていったものと考えられる。先に触れた張家山功令では軍功による昇進の規定がなされているらしく、

簡報を信用するならばそこでは軍功と官位とのリンクが明らかに見て取れる。文献に徴しても、先述のように史記・高祖功臣侯者年表には軍功により騎将・都尉・将軍等の官へ遷った例が多々見られる他、列伝にも例は枚挙に遑ない。少々挙げれば、楚漢の交では

還定三秦、別撃西丞白水北、雍軽車騎於雍南、破之。従攻雍・廢城、先登。撃章平軍好時、攻城、先登陥陣、斬県令・丞各一人、首十一級、虜二十人、遷郎中騎将。従撃秦車騎壌東、卻敵、遷為将軍。攻趙賁、下酈・槐里・柳中・咸陽。（史記・樊噲伝）

還た三秦を定め、別に西の丞を白水の北に、雍の軽車騎を雍南に撃ち、之を破る。雍・廢城を攻むるに従い、先登す。章平の軍を好時に撃ち、城を攻めて先登陥陣し、県令・丞各の一人を斬り、首は十一級、虜は二十人、郎中騎将に遷る。秦の車騎を壌東に撃つに従い、卻敵す、遷りて将軍と為る。趙賁を攻め、酈・槐里・柳中・咸陽を下す。

とあり、より降っては

呉・楚反、詔綰為将、将河間兵撃呉・楚有功、拝為中尉。三歳、以軍功、孝景前六年中封綰為建陵侯。（史記・衛綰伝）

呉・楚の反くや、綰に詔して将と為す。河間の兵を将いて呉・楚を撃ち功有り、拝して中尉と為る。三歳にして軍功を以て、孝景前六年中に綰を封じて建陵侯と為す。

呉楚七国の乱平定の功により、衛綰は中尉を拝している。

天子為万里而伐、不録其過、乃下詔曰、「…貳師将軍広利、征討厥罪、伐勝大宛。…其封広利為海西侯、食邑八千戸。」又封斬郁成王者趙弟為新時侯。軍正趙始成、功最多、為光禄大夫。上官桀敢深入、為少府。李哆有計謀、為上党太守。軍官吏為九卿者三人、諸侯相・郡守・二千石百余人、千石以下千余人。奮行者官過其望、以適過行者皆黜其労。士卒賜直四万銭。（漢書・李広利伝）

天子、万里して伐てるが為めに、其の過を録せずして乃ち詔を下して曰く、「…貳師将軍広利、厥の罪を征討し、大宛を伐勝す。…其れ広利を封じて海西侯と為し、邑八千戸を食ましめよ」と。又た郁成王を斬れる者趙弟を封じて新時侯と為す。軍正趙始成、功最も多く、光禄大夫と為る。上官桀、敢えて深入し、少府と為る。李哆、計謀有り、上党太守と為る。軍官吏の九卿と為る者三人、諸侯の相・郡守・二千石は百余人、千石以下は千余人。奮行せる者は官その望を過ぎ、適過を以て行く者は皆な其の労を黜く。士卒は直を賜ること四万銭。

武帝の時、軍正の趙始成は匈奴討伐の功第一であったため光禄大夫へ昇進し、上官桀は「敢深入」ー軍法上の用語であろうーの功により少府を、李哆は上党太守を拝した、といい、その他この時の軍功により九卿以下の官に昇進した者が千以上もいたという。

辛慶忌字子真、少以父任為右校丞、随長羅侯常恵屯田烏孫赤谷城、与歙侯戦、陥陳卻敵。恵奏其功、拝為侍郎、遷校尉、将吏士屯焉耆国。（漢書六九辛慶忌伝）

辛慶忌、字は子真、少くして父の任を以て右校丞と為り、長羅侯常恵に随いて烏孫赤谷城に屯田し、歙侯と戦い、陥陳卻敵す。恵、其の功を奏し、拝して侍郎と為り校尉に遷る、吏士を将いて焉耆国に屯す。

この事例は宣帝時代のものである。辛慶忌は右校丞より対烏孫戦における「陥陳卻敵」－同じく軍法上の用語と思われる－の功により侍郎に昇進している。その際、校尉の常恵により彼の功が奏上された、とあり、これが先述の「上功」に当たるかもしれない。

以卒伍従軍、数出西域、由是為郎。（漢書・鄭吉伝）（※43）

卒伍を以て軍に従い、数ば西域に出で、是に由りて郎と為る。

卒伍として従軍、西域へ出征した軍功により郎となっている。彼はその後も車師の兵を破った功により衛司馬へ遷っているらしい。

これらの事例において、爵の賜与がそれらとリンクしていたか否か、確認することは出来ない。確かに、少なくとも前漢の後期まで、軍功による賜爵の行われていたことは事実である。先に挙げた馮唐伝の事例「雲中守尚、坐上功首虜差六級、陛下下之吏、削其爵、罰作之。」は冨谷至氏の指摘のように首級不実の故に誤って多く与えられた爵を返したものであり（※44）、文帝の時期には軍功により確かに爵の授けられていたことが分か

る。更に降って前漢後期のものとされる青海上孫家寨漢簡には軍功による賜爵の規定が詳細に記されており(*5)、これが当時有効な規定であったとすれば、その頃においても依然軍功による賜爵の行われていたのは事実であろう。

但し、時代が降るにつれ軍功に対する賞与としては爵よりも官位の比重が高まっていったと考えられる。史記・漢書の列伝を通見すれば、漢の最初期には黥布伝のように個人の賜爵の記録を委細に記す例が少なくないのに対し、以後の賜爵の記録は専ら列侯・関内侯という具体的な食邑の賜与を伴う最上級の爵位にほぼ限られてくることが分かる。これは官位の授与に比して賜爵の比重が相対的に下がったためであろう。それに伴い、軍功に対して爵を介さずに直接に官位を与えられ始めたことが、次の例より推測される。

居延新簡中に、「捕斬匈奴虜反羌購賞科別」と題される一連の冊書がある。出土したものは次の十五枚である。

●捕斬匈奴虜反羌購賞科別　E.P.F22:222

●其生捕得酋豪王侯君長將率者一人／吏増秩二等従奴與購如比　E.P.F22:223

其斬匈奴将率者将百人以上一人購銭十萬吏増秩二等不欲爲／　E.P.F22:224

有能生捕得匈奴間候一人吏増秩二等民與購銭十／／人命者除其罪　E.P.F22:225

能與衆兵俱追先登陥陣斬首一級購銭五萬如比　E.P.F22:226

／有能謁言吏吏以其言捕得之半與購賞　E.P.F22:227

／迫逐格闘有功還畜参分以其一還歸本主　E.P.F22:228

／……能持□奴與半功　E.P.F22:229
諸有功校皆有信驗乃行購賞　E.P.F22:230
●右捕匈奴虜購科賞　E.P.F22:231
錢三萬吏增秩二等不欲爲官者與購如比　E.P.F22:232
●有能生捕得反羌從徼外來爲間候動靜中國兵欲寇盜殺略人民吏增秩二等民與購錢五萬從奴它與購如比　E.P.F22:233
／言吏吏以其言捕得之購錢五萬與衆俱追先登□／　E.P.F22:234
●右捕反羌科賞　E.P.F22:235
●諸有功校皆有信驗乃行購賞　E.P.F22:692

（●匈奴の虜・反ける羌を斬首・生捕した際の賞与規定。222／●酋豪・王侯・君長・將率を生け捕りにすれば、一人当たり……、吏なら秩を二等増加する。賜与される従奴や賞金は通例の通り。223／匈奴の將卒を斬首した場合、それが百人以上の將なら一人当たり賞金十万銭、吏は秩二等を増加。［吏となるのを］欲しない場合は……224／匈奴のスパイ一人を生け捕りにできれば吏は秩二等を増加、民は賞金十［万銭］を賜与。……の者はその罪を許す。225／兵卒たちとともに敵を追い先登・陥陣・斬首一級の功あった者は通例の通り賞金五万銭。226／［敵の居場所を］吏に告げ、それによって吏が敵を捕まえることができれば半額を賞与。227／敵を追撃し格闘して功あり奪われた家畜を取り返せば、三分の一はもとの持ち主に還し［残りは当人に与える。］）228／…？…229／功あれば審査の上、確証を得た後に賞与を与えよ。230／●以上、匈奴の虜を捕えた際の賞与規定。231／……なら賞金三万銭、吏は秩二等を増加。吏となるのを欲し

ない場合は賞金を与えること通例通り。233／［敵の居場所を］吏に告げ、それによって吏が敵を捕えることができれば賞金五万銭。仲間とともに敵を追い先登なれば……234／●以上、反ける羌を捕えた際の賞与規定。235／●功あれば審査の上、確証を得た後に賞与を与えよ。692）

この冊書については藤田氏の分析がある(*46)。詳細はそちらに譲りここでは必要な指摘のみをすれば、第二～四、一一、一二簡（E.P.F22:223～225,232,233）にある「吏増秩二等」の語に注目される。即ち、民（卒）が匈奴や羌の君長・斥候を生け捕れば銭が賜与されるのに対し、官吏の場合なら秩二等が増加される、という。少なくともこの一連の簡の中で、爵に関する言及はない。即ちこの冊書を見る限り、軍功に対しては爵を介さずに直接に増秩ないしは賜銭がなされるのである。

藤田氏は、特に上孫家寨簡の存在を以て、増秩と同時に別の規定により賜爵も行われたであろうとし、更に賜爵の規定が「令」に、右の増秩規定が「科別」なる法規にあったこと、両者の間に軽重の別のあったことを推測する。

両者の法規上の軽重については、「購賞科別」が後漢最初期、賓融の支配下にあって後漢王朝が徐々に河西の支配を恢復しつつあった時期の特例である点考慮せねばならず、にわかに断定は出来ない。また「購賞科別」の他に賜爵の規定があり、賜爵と購賞ー増秩ないし賜銭ーが同時に行われたか否か、それはあくまで推量の域を出ない。ただ確かなのは、軍功に対して爵を介さずに直接に官位のあたえられる規定が後漢最初期にある、という事実である。換言すれば、軍功に対し爵から独立して単独に官位が与えられ得るのであり、ここに爵位からの官位の独立を見ることが出来るのである。そして、このような現象は決して後漢最初期、河西の地に於

いて突如出現したものでなく、それに先立つ長い過程のあったであろうこと言うまでもなく、先に挙げた前漢における軍功昇進の諸例はその先駆をなすものかも知れない。

大庭氏は前漢景帝の頃より爵制的秩序に代わり官制的秩序が優位に立ち始めたことを指摘しており(*45)、恐らくはこの頃より爵が次第に身分標識としての機能を喪失していく一方で官位が前面に出てきたと考えられる。それに伴い、官位の授与が賜爵とは独立して行われるようになったものと推測される。

以上、純粋な軍功（ないし従軍日数）による昇進制度の形成の歴史を見てきた。繰り返せば、それは戦国後期に賜爵に従属しつつ出現し、遅くとも後漢最初期までには賜爵から独立して法文に規定されるようになったのであった。次の問題は、一節で見た、従軍行動に非ざる官僚の通常任務に於ける「功労」による評価の制度がいかにして生まれてくるかを検討することである。先述のように、前漢後期にあっても文官含めた諸官僚は「功」「労」を単位とする勤務日数により評価を受けており、その制度は軍功の評価に酷似するものであった。そこでまず軍功による昇進制度の展開を右に追ってきたのであるが、それはあくまで純然たる軍功の評価による官位昇進制度の形成過程であって、それが単純直接に官僚の通常任務における評価制度へと変化していく訳ではないことは明らかである。ただ、両者の間には強い連関のあることも、その用語や手続きの共通性から十分に想定されるのである。節を改め、官僚の通常勤務による昇進制度の形成につき論じたい。

第四節　通常勤務による昇進制度の形成

軍功でない、官僚の通常の勤務評価単位としての「功労」による昇進制度がいつ頃いかにして形成されてきたか。実は、これを直接に語る史料は今のところない。よって、ここでは先学の論に依拠しつつ一つの仮説を立て、それを断片的史料より傍証していく形を取りたい。

先に予測を述べれば、その発生の時期は秦にあっては戦国中期、商鞅変法の頃にあると思われる。柴田氏の指摘によれば、商君書の世界においては理念上、国全体が農戦に「一」に集約されるべきであった(*48)。商君書去彊篇には国の「強」「弱」を左右する「十三数」、即ち境内の倉数・口数、壮男・壮女の数、老・弱の数、官・士の数、利民（農民）の数、言を以て食をとる者の数、馬・牛・芻藁の数、を挙げ、

> 彊国知十三数。竟内倉口之数、壮男壮女之数、老弱之数、官士之数、以言説取食者之数、利民之数、馬牛芻藁之数。欲彊国、不知国之十三数、地雖利、民雖衆、国愈弱至削。
>
> 彊国は十三数を知る。竟内の倉口の数、壮男壮女の数、老弱の数、官士の数、言説を以て食を取る者の数、利民の数、馬牛芻藁の数なり。国を彊めんと欲するも国の十三数を知らざれば、地は利すと雖も、民は衆しと雖も、国は愈いよ弱くして削らるに至る。

楊寛氏はこの十三数を上計の項目に一致するとする。果たしてそうであれば、上計の内容即ち地方官の治績は究極には国の「彊」を左右すべき要素なのである。「弱」と対置される「彊」が、戦国の臨戦体制下にあって国の戦闘力を意味することは明らかである。地方官のみではない。商君書において「官」が「農」・「商」とともに究極には国の「彊」のために奉仕すべき、とされていたことを柴田氏は指摘している。故に少なくとも

理念上、官吏の通常の勤務と雖も、究極にはそれは軍事力に関わるべきであった。即ちそこでは具体的な軍功と官吏の通常の勤務の功績とは、理念上等しいのである。

これは無論、あくまで商君書の世界の中の理念に過ぎないとも言える。しかし、それを傍証する材料はなくはない。既に早く史記秦本紀、孝公元年の条には次のようにある。

孝公於是布恵、振孤寡、招戦士、明功賞。下令国中曰、「……賓客羣臣有能出奇計彊秦者、吾且尊官、与之分土」。

孝公、是に於いて恵を布き孤寡を振い戦士を招き功賞を明らかにす。国中に令を下して曰く、……賓客群臣の能く奇計を出だし秦を彊むる者有らば、吾且に官を尊び之が与に土を分かたん、と。

孝公即位に際し施政方針を下した令の中で、秦を「彊むる」奇計を出した賓客・群臣には封土の賜与とともに高い官位を与える、という。ここで指摘すべきは次の三点である。即ち第一に群臣が政策提議という官僚としての働きにより賞与の爵と官位を得ること。第二にその働きが究極には秦国を「彊」くする、とされること。第三に、その功績に対して既に爵のみならず官位が約束されていること、である。第一と第二の点からは、官僚の官僚としての功績が軍功同様に秦国を「彊」くするものであるとの観念が窺われよう。そして、その「彊秦」の功に対し爵とともに官位が与えられるという第三の点は商鞅変法の前奏曲として注目されてよい。実にこの二年後、孝公の令を聞き入秦した衛鞅により変法は着手されるのである。

今一つの例として、呂氏春秋仲冬紀・長見篇の次の話を挙げる。

荊文王曰、「莫諳、数犯我以義、違我以礼、与処則不安、曠之則不穀得焉。不以吾身爵之、後世有聖人、将以非不穀」。於是爵之五大夫。

荊文王曰く、「莫諳、数しば我を犯すに義を以てし、我に違うに礼を以てす、与に処れば則ち安からざるも、之を曠ざくれば則ち不穀これを得。吾が身を以て之を爵せざらば、後世聖人ありて将に以て不穀を非とすべけん」と。是に於いて之を五大夫に爵す。

楚の文王（689-677BC）に仕えた莫諳は礼と義を以て文王を諫め、彼を身辺に置くを苦とした文王は遠処に彼を左遷したところ、適材適所であった。そこで文王は彼に五大夫の爵を与えてその功績を認め、以て自らの任用が人を得たことを後世に称揚せんとした、という。遠く春秋前期の楚の話に仮託してはあるが、五大夫の爵号ー確かに楚にもこの爵号はあったようだが(*49)ーは春秋のものではあり得ず、呂氏春秋の成書した統一秦前夜、乃至それに近い時期の観念を反映したものと見て相違なかろう（更には五大夫の爵号も楚爵ではなく秦爵のそれが意識されていたかもしれない）。ここで莫諳が具体的働きは不明にせよその官僚としての功績を認められた上で五大夫の爵を拝したことは、「不穀これを得」ー朕はその人を得たり、の語より明らかである。官僚としての功績が、軍功と同じく賜爵の対象となりうることをこの話も示している。

今一つの例を見たい。次に挙げるのは、一九八三年江陵張家山漢墓より出土した「奏讞書」の、整理小組の編号で第二十番目の案件である(*50)。

●異時魯法、盗一銭到廿、罰金一兩 過廿到百、罰金二兩、過百到二百、爲白徒。過二百到千、完為倡。有（又）曰、

諸以縣官事訑其上者、以白徒罪論之。有白徒罪二者、駕（加）其罪一等。白徒者、当今隷臣妾。倡、当城旦。今佐

丁盗粟一斗、直（値）三銭、柳下季爲魯君治之、論完丁爲倡、奏魯君。君曰、盗一銭到廿践、罰金一兩、令佐丁盗一斗粟、

直（直）三銭、完爲倡、不已重（乎）。柳下季曰、吏初捕丁来、冠鉢冠、臣案其上功牒、署能治礼、濡（儒）服。夫濡（儒）者君子

之節也、禮者君子学也、盗者小人之心也。今丁有宵（小）人心、盗君子節、有（又）盗君子学、以上功、再訑其

上、有白徒罪二、此以完爲倡。君曰、当戈（哉）。

●異時、魯の法では、盗一銭より廿に到るは罰金一兩、廿を過ぎて百に到るまでは罰金二兩、百を過ぎて二百に到らば白徒と爲す。二百を過ぎて千に到らば完して倡と為す。有（又）た曰く、

諸そ縣官の事を以て其の上を訑わる者は白徒の罪を以て之を論ず。白徒の罪二有らば、其の罪に一等を駕（加）う。白徒なる者は今の隷臣妾に当り、倡は城旦に当る。今、佐の

丁、粟一斗を盗み三銭に直（値）る。柳下季、魯君が爲に之を治し、論ずらく丁を完して倡と爲すと、魯君に奏す。君曰く、盗一銭より廿銭に到るは罰金一兩、今、佐の丁は一斗の粟を盗み

三銭に直（直）る、完して倡と爲すは已だ重からずや、と。柳下季曰く、吏の初め丁を捕え来るや、鉢冠

を冠す、臣、其の上功牒を案ずるに、署すらくは能く礼を治め、濊（儒）服す、と。夫れ濊とは君子の節なり、禮とは君子の学なり、盗とは小人の心なり。今、丁は宵（小）人の心有りて君子の節を盗み、有（又）た君子の学を盗み以て上功す、再たび其の上を詆われり、白徒の罪二有り、此に完を以て倡と爲す、と。君曰く、当れるかな、と。

案件の概要について特に説明は要しないであろう。春秋の魯国の案件に託してはあるが、「白徒なる者は今の隷臣妾に当り倡は城旦に当る」とあることより、秦ないし漢初の観念を反映したものと見てよい。この案件中、第四簡にある「上功牒」即ち功績を上申する文書、に注目したい。そこには、丁について「能く礼を治め、濊（儒）服す」と記されてあった、という。この「上功牒」について指摘すべき第一点は、その功績の上申が「上功」と呼ばれていることである。先に指摘したように、漢代の文献で「上功」の語は軍功の上申に用いられていた。第二点は、それが佐という官(*61)にある丁自身の功績に関する上申文書であること、そしてそれは佐の丁自身の恐らくは自己申告よって上申されているに違いないことである。それ故に、その記載の偽りに対して丁自身が罰せられているのである。この第二の点も、軍功の申告に類似する。蓋し、戦場において軍将の立てた斬首等の功績は現場にいる彼自身の自己申告によってのみ報告され得たはずである。漢律考・「盗増鹵獲」の項に挙げられる如き首級不実の諸例はそれ故に起こったものであろうし、藤田氏の指摘するような軍功の厳正な審査も一つにはそのためでもあったも知れない。

しかし、この「上功牒」中に「能治礼、濊服」との記載のある点に注意しなければならない。戦陣での軍功の上申にこの文言はいかにも似つかわしくない。寧ろ、佐・丁の日常的な職掌上の資質を示す文言、と見た方

が自然である。即ち「上功牒」に記されていたのは具体的な軍功ではなく、恐らくはそこには佐という官僚としての丁の功績が記されていたものと思われる。そして繰り返せば、その上申は軍功の上申と同じく「上功」と呼ばれていたのである。この例も、秦・漢初に於いて官僚としての功績が軍功と同様に見なされ扱われていたことを示唆するものである。

以上商君書に見える官僚観、即ち挙国一致の強兵制下、官僚の功績も究極には国の軍事的強化のために尽くすべき、との観念が決して商君書のみに特異なものではなく、それが当時一般的なものであったことを、ほぼ同時代の他史料に徴して確認した。そこでは軍功と官僚の功績とは等しい価値を以て等しく扱われるのである。それは勤務日数についても同様のはずである。即ち官僚として勤務することそのものが、従軍と擬似的に等価視されるのであり、それを傍証するのは漢代に官吏の勤務期間が「労」と呼ばれたことである。先述のようにその語は雲夢秦簡では従軍期間を意味していた。

さて、このように官僚の（勤務期間をも含めた）功績が軍功と同様に見なされたとすると、それに対する賞与は当然、軍功に対する賞与と同様であって然るべきであろう。即ち、上述のように軍功への賞与が爵より官位へと移行していったとすれば、官僚としての功績に対するそれも同様の推移を見せているはずである。果たして、先引呂氏春秋の話では官僚の功績に対し五大夫の爵が与えられた。秦孝公の令の中で奇策を出した臣僚へは「分土」即ち封邑を伴う爵位の賜与が約束されていた。のみならず既にそこで「尊官」をも約束されていたことは、後の展開の先駆をなすものである。

前漢に入って以降、官僚の功績に対し官位の与えられるようになったことは、もはや事例を挙げるまでもなく周知の通りである。無論、賜与としての爵から官位への移行は漸進的に起こったのであった。今その過程を

正確に跡づけることは出来ないけれども、いくつかの例から断片的ながらその跡を窺うことは出来る。

先に秦孝公の令中、「奇計」を出した者には封土を伴う爵位と官位とが約束されていた。前漢最初期にあってやはり「奇計」への賞与は専ら封土を伴う爵によって行われたようである。

凡六出奇計、輒益邑、凡六益封。奇計或頗祕、世莫能聞也。（史記・陳丞相世家）

凡そ六たび奇計を出だすがごとに輒ち邑を益す、凡そ六たび封を益す。奇計、或いは頗る秘され、世に能く聞く莫し。

が、次の例からは、既に武帝年間には「奇策」への賞与が官位によりなされたことが窺える。

武帝時、大将軍衛青者、衛后兄也、封為長平侯。従軍撃匈奴、至余吾水上而還、斬首捕虜、有功来帰、詔賜金千斤。将軍出宮門、斉人東郭先生以方士待詔公車、当道遮衛将軍車、拝謁曰、「願白事」。将軍止車前、東郭先生旁車言曰、「王夫人新得幸於上、家貧。今将軍得金千斤、誠以其半賜王夫人之親、人主聞之必喜。此所謂奇策便計也」。衛将軍謝之曰、「先生幸告之以便計、請奉教」。於是衛将軍乃以五百金為王夫人之親寿。王夫人以聞武帝。帝曰、「大将軍不知為此」。問之安所受計策、対曰、「受之待詔者東郭先生」。詔召東郭先生、拝以為郡都尉。（史記・滑稽列伝）

武帝の時、大将軍衛青なる者は衛后の兄なり、封ぜられて長平侯となる。従軍して匈奴を撃ち余吾水上に至りて還る。斬首捕虜して功有り、来帰するや詔して金千斤を賜う。将軍の宮門を出ずるや斉人東郭先生、

方士を以て公車に待詔す、道に当りて衛将軍の車を遮り拝謁して曰く「願わくは事を白さん」と。将軍、車前に止る、東郭先生、車に旁りて言いて曰く「王夫人新たに幸を上に得、家貧し。今将軍金千斤を得、誠に其の半を以て王夫人の親に賜わば人主之を聞きて必ずや喜ばん。此、所謂る奇策便計なり」と。衛将軍之に謝して曰く「先生幸いに之に告ぐるに便計を以てす、請う教を奉らん」と。是に於て衛将軍乃ち五百金を以て王夫人の親が為に寿す。王夫人、武帝に以聞す。帝曰く「大将軍、此を為すを知らず」と。之に問うらく安所に計策を受けたるかと、対えて曰く「之を待詔者東郭先生より受く」と。詔して東郭先生を召し、拝して以て郡都尉と為す。

東郭先生は、武帝の寵愛する王夫人の親族に献金すべきを衛青に提言、それを知った武帝はその「奇策便計」の功を賞して東郭先生を郡都尉に任じたという。帝への直接の献策ではなく、また国の大事に関わる計策とは趣を異にする。更に官僚としての職責上なされた計策では必ずしもないが、軍功に非ざる言説の功により官を拝していることは確かである。しかも少なくとも文面からは、このとき東郭先生は爵を拝した様子はない。

無論、優れた計策、ないしは治績により関内侯のような食邑を伴う爵位を賜与される事例は、以後も消えるわけではない。しかし、その中に官位の賜与のみの事例がこうして現れてくる所に、先に見た軍功に対する賜与と同様の変遷を窺うことができる。

降って後漢の事例としては次のものがある。

三遷尚書令。朝廷毎有疑、常独進見、粛宗奇其智策、擢為京兆尹。（後漢書伝一九郅寿）

三遷して尚書令たり。朝廷に疑有るが毎に常に独り進見せらる、粛宗其の智策を奇とし擢して京兆尹と為す。

一世紀後半、章帝の時期、尚書令が顧問応対の功を以て京兆尹に抜擢されている。後漢の尚書が顧問応対をその一つの職掌としたこと先学の指摘の通りで、これはその職掌上の功によって官位の昇進を遂げた事例と言える。

ただ、全体として見れば、これら「奇策」の如きいわば非常の功績よりも、勤務日数「労」による昇進が多きを占めるに至ったことは想像に難くない。漢初より前漢末には十数万人にまで膨れ上がった(*52)官人機構の循環のためには非常の功を待ってはいられない。早くも、高祖より文帝年間にかけて隊率、都尉より淮陽守へと昇進さらに御史大夫を経て丞相に登り詰めた申屠嘉に対し、袁盎は戒めてこう言う。

君乃材官蹶張、遷為隊率、積功至淮陽守、非有奇計攻城野戦之功。（史記・袁盎伝）
君は乃ち材官蹶張より遷りて隊率と為り、功を積みて淮陽守に至る、奇計攻城野戦の功有るに非ず。

大庭氏の言われるように、「積功」と「奇計攻城野戦之功」との対比は明らかで、特別の手柄なきことが「積功」と呼ばれているのである。故にここに言われる「功」とはもはや個別の目立った具体的な功績であるよりも、大過なき長期間の勤務を指すものと見るのが妥当である。即ち、先に漢簡の分析より確認した胡平生氏の指摘、勤務日数「労」を「功」に換算する制度は既に前漢文帝の頃にはその存在を推測することが出来る。

こうして、官僚の勤務成績を勤務日数「労」と、それより換算した所の「功」とによって評価する制度が、遅くとも前漢前期には定着し始めたものと思われる。それは後述のように、一定の任期による昇進の制度として以後の時代に継承されていくであろう。

以上まとめれば、先秦に於いて官僚の功績は従軍の功績と等価視され、軍功同様に賜爵、後には昇進による賞与の対象となった。そして、官僚の功績の内容について言えば、初期には具体的な特別の手柄「功」ならびに勤務日数「労」から成っていたものが、時代とともに次第に後者を中心とするものに移り変わっていった。それとともに、前者も後者より換算されるものとなっていった。こうして勤務日数による官僚の評価の制度が成立するのであり、それが後世の任期の起源をなすのである。そして以上の経緯から言えば、このような勤務日数による官僚の評価方式は軍隊の制度にその起源を持つ、ということができよう。その起源の名残は、前漢にはなお「功」「労」或いは「上功」といった用語の上で姿をとどめていた。それは、前漢の官制のいわば戦国的特質を示すものでもあるかも知れない。

本章では、漢代における功次による昇進制度の形成史と、その歴史的特質について概観してきた。次章では、漢代におけるその制度の具体像につきやや詳細に検討を加えてみたい。それに当たっては居延・敦煌漢簡が有効な手掛かりを提供するであろう。

本章では、漢代の「功次」による昇進の制度をやや詳細に検討し、漢代官吏の考課と昇進に関する制度の一端を窺うことにする。先述のように、漢代の官吏の功次による昇進についてはつとに大庭氏の論考があり、それが功労を積んで昇進していく制度であったことが明らかにされている。ただ、未だその際に具体的にいかなる手続きがとられるのか、という制度の施行の細部まではかつては史料的限界もあり十分に解明されてはいなかった。ここでは居延新簡等を援用しつつ、その制度の具体的な像を幾分なりとも解明することにつとめたい。それにより、この制度と察挙制度との比較のための一基礎が提供されるであろう。

第一節　漢簡より見た功次による昇進

漢簡中には多くの功労関係簡が見え、その中に文献と同じく「功次」「久次」の語(*53)を持ったものもあること、これも大庭氏をはじめとする諸先学により指摘されてきたことである。以下に行うのは、これらの語を含んだ簡がどのような性格を持ち、どのように動いたかを検討し、それによってこれらの語が評定されてから実際の人事移動に至るまでのプロセスの一端を解明することである。

まず、漢簡中、人事に関係するものとして「功次」「久次」の語の見える簡を集めると、管見の限り次のものが見つかる。

〈久次〉

① ☐不以久次謹　　66・68

（……は久次によっておりません、謹んで……）

② 従假佐居延富里孫直年卅一以久次除爲甲渠☐☐☐☐☐☐受遣☐☐下鋪　　E.P.T65:148

（従假佐、居延県富里の孫直、年は三十一。久次によって甲渠…に除任される。……派遣命令を受け……下鋪の時刻に……）

〈功次〉

③ 劾状辭曰公乘日勒益壽里年卅歲姓孫氏廼元康三年七月戊午以功次遷爲　　20・6

（劾状中、供述の辞に言う。爵は公乘、日勒県益寿里、年は三十歳の孫なる姓の者、さきの元康三年(BC63)七月戊午の日に功次によって……の官に昇進し……）

④ ☐甘露☐☐☐月丁亥朔☐寅將屯居延都尉徳謂甲渠塞候都尉

☐☐　以功次遷爲甲渠候長今遷壽之官　　40・2A

（甘露…年…月、丁亥朔☐寅の日、屯田卒を引領せる居延都尉の徳が甲渠候に命令する。都尉……、……［某寿］は功次によって甲渠部の候長に昇進することになった。今、寿を異動して新部署へ赴かせる。）

⑤ ☐以功次遷補肩水候　候官以三月辛未到官☐☐　　62・56

（……は功次によって昇進し肩水候官の候?に補任された。三月辛未の日に部署に到着。）

⑥ ☐利以功次遷☐　　478・11

（……利は功次によって……に昇進……）

⑦ 迺甘露元年十月癸酉以功次遷爲甲渠候官斗食令史　　E.P.T56:256

（さきの甘露元年(BC53)十一月癸酉の日、功次によって甲渠候官の斗食の令史に昇進し……）

ここに挙げた七簡がどのような性格をもった簡であるかを最初に考えてみたい。断簡である①、⑥は措いておくと、③は劾状の一部。その中に、おそらくは弾劾される吏の過去の経歴として「功次を以て」某官へ遷った旨が引かれている。⑦も「迺に」とあり、某人の過去の経歴として「功次を以て遷りて甲渠候官斗食令史と為」った旨が記されている。やはり劾状か、ないしは次のような爰書の一部である可能性がある。少なくとも簡の書かれた時点での人事を記したものではない（*54）。

辭故卅井候官令史迺五鳳三年中爲候官□／

□□□故甲渠候杜君掾廿□／　　3・8

（供述の辞にいう。もと卅井候官の令史で、去る五鳳三年(BC57)に候官……となり……もと甲渠候の杜様の掾……）

而不更言詔書律辨告乃訊由辭曰公乘居延肩水里年五十五歳姓李氏迺永光四年八月丁丑　　E.P.S4.T2:7

（［虚偽の証言をし、それが公証されて後三日以内に］実を言わない［場合逆に虚偽証言の罪により罰するとの］律を予め言い聞かせて由を尋問した、その供述の辞に言う。爵は公乗、居延県肩水里、年は五十

五歳、李なる姓の者、去る永光四年(BC40)八月丁丑の日に……)

次に、④は居延都尉の徳が甲渠候へ下した下達文書の一部。裏面には「掾仁卒史賞書佐安世」と都尉府の書記官の名を記す。一部切れて見えないところはあるが、「今、寿を遷して官に之かしむ」とあることから都尉府が候官に寿の甲渠候長への就任の決定とその派遣を通達したものと考えられる。ただし、後に挙げる「遷補牒」のように上級機関より下級機関への吏の除任の命令をその目的とするものとは、書式の上からも(*55)区別されるべきであろう。この簡の主目的は除任の通達よりも除任された吏の実際の派遣の通達にあったと思われる。それは「之官」の次のような用例からである。

隊長兒奴換補察虜隊藤長即日遣奴之官書到　E.P.T65:95
(隊長の兒奴は、配置転換して察虜隊長に補任された。両日中に奴を派遣して部署に赴かせる。この書が着いたら[彼の到着日時を折り返し報告せよ。])
遣之官書到如律令　E.P.T52:90
(……派遣して部署へ赴かせる。この書が着いたら規定通りに執行せよ。)

②も読めない部分が多く内容は不明であるが、「受遣」の語、「下鋪」という時刻より、次のような吏の派遣された先から到着日時を派遣元へ報告したものかとも思われる。

□受遣十月癸酉到官令史憲出入五十餘日不到毋状憲已受遣　E.P.T51:248

（……に派遣され、十月癸酉の日に部署に到着。令史の憲はかれこれ五十余日たってまだ到着していないのはけしからぬ。憲はすでに派遣され……）

掾譚言新除第二十九隊長鄭慶月五日壬子昏時受遣癸丑當到　E.P.F22:357

（掾の譚が言うには、新たに除任された第二十九隊長の鄭慶は今月五日壬子の日、昏時に派遣され、癸丑には到着するはずだが……）

⑤も詳しい内容は不明であるが、「到官」の語が右のE.P.T51:248や次の簡

中到課言謹案良等丙申日中受遣即日到官敢言之　E.P.F22:369

（［良らの派遣された日時は封検の］中に記してある、部署に到着したら課（文書名）で彼らの到着日時を報告せよ、とのお達しでした。調べてみますに、良らは丙申の日、日中の時刻に派遣され、両日中に部署に到着しております。以上、申し上げます。）

のように「受遣」と対になって見える例のあることから、これもやはり候官から都尉府へ上申された、吏の派遣に関する記録の類かもしれない。

以上、これら①～⑦簡の性質を検討した結果、推測的ながら次のことが確認された。即ち、これらはいずれもこれから行われる吏の除任を命ずる文書ではなく、別種の文書の中で過去の除任の記録に言及したものであ

る。

ところで、ここで注意したいことがある。それは、劾状であれ吏の派遣・到着日時の報告であれ、吏の除任を記すに当たり「以功次」乃至「以久次」等の語を挿入する例は比較的少数に属する、ということである。即ち、一般に「除為」「遷為」「除補」「遷補」等の形で某官への除任を記す場合、その前に「以功次」等の功労を示す語は入らない場合が多いのである。全例の列挙は煩瑣なので(*56)数例のみ挙げる。

／□午朔辛酉渠井隊長成敢言之迺五鳳四年五月中除爲殄北□／
五年正月中授爲甲渠誠北隊長至甘露元年六月中授爲珍北塞外渠井隊長成去甲渠／
(□午朔辛酉の日、渠井隊長の成が申し上げます。去る五鳳四年(BC54)五月中、除任されて殄北…となり……［五鳳］五年正月中に甲渠候官下の誠北隊長のポストを授けられ、甘露元年(BC53)六月中に珍（殄）北候官下の渠井隊長となっております。成は甲渠…を去り……)　3・14
以始建國二年六月乙巳除爲吏盡其九月當三月
(始建国二年(AD10)六月乙巳の日、除任されて吏となる、同年九月までの勤務は三ヶ月に当たり……)　26・13
二月癸亥除爲肩水臨渠隊長至十二月庚子遣誼之部倉爲
(［誼は］二月癸亥、除任されて肩水臨渠隊長となる。十二月庚子の日に誼を派遣して部の穀倉へ赴かせ……)　183・10
狀辭居延肩水里上造年卌六歲姓偃氏除爲卅井士吏主氏隊候望通橐火備盜賊爲職　456・4
(劾状の供述の辞に言う。居延県肩水里、爵上造、年四十六歳の偃なる姓の者、除任されて卅井候官の士

吏となり、燧燧の監視・烽火のリレー・盗賊対策を職とし……）

三十井常□隊長間田市陽里上造齊當年二十一新始建國地皇上戊元年三月戊辰除補甲溝第三／

E.P.T48:21

（卅井常□隊長、間田市陽里の爵は上造の齊當、年二十一、地皇元年（AD20）四月戊辰の日に除任されて甲溝（＝甲渠）第三［燧長］となり……）

章迺□□四年二月丁卯除爲□□□□亭長盡五年五／

E.P.T65:307

（章、去る…四年二月丁卯の日に除任されて……亭長となる、五年五［月］まで［勤務は十五ヶ月？］）

これらはいずれも劾状・爰書等の文書に引かれたとおぼしき吏の過去の除任の記録であるが、これらに見るように、通常は「以功次」等の功労の記載は必ずしも必要とされるのではなかった。こういった諸例の中に先の「以功次」の簡を置くとき、その記載の特異性が目に付く。そもそも、「以功次」「以久次」なる記載が付せられる例は検索し得た限り先に挙げた六例のみなのである。むろん、特に漢簡のような出土史料の場合、少ない・ないということを根拠に論を進めるのは危険ではあるのだが、それでも一定の傾向をここから見取ることは可能であろう。ふつうなくてもよい部分にこのような文言の特に記されている意味を、どう考えるべきであろうか。

ここで、次の例を見たい。「除為」の前に「以功次」でなく「以修行」という文句の入る例が見られる。

／

／以修行除／　　485・43

（……修行によって……に除任され……）

□……里大夫蘇誼以修行除爲□□□□三日神爵三年三月甲辰以□書佐爲酒泉大守書佐一歲八月廿六日其十二月　（竹簡）　E.P.T50:155

（……里の爵は大夫の蘇誼、修行によって……に除任され……すること三日、神爵三年（BC59）三月甲辰の日、□書佐から酒泉太守の書佐となってより一年八ヶ月二十六日、うち十二ヶ月は……）

前者は断簡でよく分からないが、後者は大庭氏によって「表彰状」に分類されたものである(*57)。

修行については邢義田氏による言及があり、氏によればそれは「一種の頭銜であり、また吏職に任ぜられるための一つの身分条件」であるという(*58)。付言すれば、氏の挙げられる諸例から分かるように、それはいずれもまだ官につく前の民に付せられるものである。民の中である特別な資格を得た者に対して与えられる冠称、それが「修行」であるといえよう。

「以功（久）次」及び「以修行」、いずれもサンプル数が少なく確言はできないが、吏の除任の記録に於いて前者が後者と同じ位置に置かれるという事は、次の予想を可能にする。即ち「功次」「久次」の語は、民に冠せらる「修行」と同様、吏のうちでも何らかの特別な資格を得た者に対する冠称であった。そして更に、これら「以功次」等の語の冠せられる例の比較的少数であったという事実も、その予想を裏付けるものである。つまり、「功次」「久次」の語は、特別な吏＝長期勤務をなしとげた吏に対する一種の表彰の辞であった、こう考えるべきではないか。

さて、この考えを別の面から検討してみよう。これら「功次」「久次」等の見える簡は、先述のようにいずれも除任当時の記録ではなく、後になって記されたもの、いわば二次記録であった。ないしは、除任当時のものであっても、除任の命令そのものではなく、派遣された吏の出発・到着日時の報告を目的とするものであった。もし右のように「功次」「久次」等の言葉が一種特例的な表彰の辞であったとすると、そのような長期勤務をなし遂げた吏を除任する際の、除任の命令文にもこれらの言葉にあたるものが入っているはずである。

上級機関から下級機関へ吏の除任を通達する文書として、「遷補牒」と仮に題された一群の文書がある。その例は大庭氏によって集められているが、これらが後にも述べるようにちょうど右に述べた、除任の命令に当たるものである。その中、「功次」「久次」に類する文言を持つものは現在見られない。ただ、これに当たる可能性のあるものとして、「中功〜労〜」という記載を持つものが二例ほど見られる。

顯美傳舍斗食嗇夫莫君里公乘謝橫　中功一勞二歲二月　今肩水候官士吏代鄭昌成　10・17

（顯美県の伝舎の斗食の嗇夫、莫君里の爵公乗、謝横。功は二個、労は二年二ヶ月に相当。今、肩水候官の士吏に補任し鄭昌成の後任とする。）

☑中功一勞一歲三月一日半日　今居延甲渠候令史代殷利　198・20

（……、功は一個、労は一年三ヶ月一日半に相当。今、居延都尉府下の甲渠候の令史に補任し、殷利の後任とする。）

即ち、これら「遷補牒」に見られる「中功〜労〜」の記載が、先引の諸簡の「以功次」「以久次」に当たる可

能性があるわけである。

その可能性を補強する事実がある。それは、「遷補牒」の中においても、このように功労の記載を伴うものは比較的少数に属する、ということである。ここでも全例の列挙は煩瑣であるから、数例だけ挙げれば、

□貝里孫賜　今肩水廣地令史代勤守　118・27
（……貝里の孫賜。今、肩水都尉府下の広地候官の令史に補任し、勤守の後任とする。）

[illegible]得定國里簪裊王遺年廿□　今肩水當井隊長代□偃　183・6
（[illegible]得県定国里の爵簪裊の王遺、年は二十□歳。今、肩水都尉府下の当井隊長に補任し□偃の後任とする。）

居延令史臨仁里孫定國　今居延甲渠候長代箕勝之　E.P.T58:2
（居延都尉府？の令史、臨仁里の孫定国。今、居延都尉府下の甲渠候長に補任し箕勝之の後任とする。）

のように、名前、ないしは年齢の後に空格をあけて「今（除補）某官」と続く書き方が多数を占めるのである。

この点について大庭氏は示唆的な指摘をされている。「これらの「遷補牒」の一簡を詳しく見ると、必ずしも一様でないことに気づく。まず簡(9)と(10)（10・17、198・20簡－引用者）は、「中功労」の句が入っていて褒賞の結果転勤したものであると考えられる」（*59）。氏は、これら人事異動の命令文書における功労の記載を、いわば特例的な一種の褒賞の辞と解しておられる。

片や、吏の過去の除任の記録に於いて、「功次」「久次」等の功労の記載を伴うものは比較的少数で、それは一種の表彰の辞である可能性が考えられた。片や、上級機関から下級機関へ除任の命令を下す文書に於いて

も、「中功～労～」なる功労の記載を伴うものは少数に属し、それもやはり褒賞の結果による転勤を意味するものと解することができた。ここから、「功次」「久次」と遷補牒における「中功～労～」とは、同一の実体を指すと考えられる。要はいずれも長期勤務を成し遂げた吏に対する褒賞の辞であった。

董仲舒のつぎの言葉、

古所謂功者、以任官称職為差、非謂積日累久也。故小材雖累日、不離於小官、賢材雖未久、不害為輔佐。是以有司竭力尽知、務治其業而以赴功。今則不然。累日以取貴、積久以致官、……（漢書董仲舒伝）

古えの所謂る功なる者は、官に任じ職に称うを以て差と為す、日を積むこと累久なるを謂うには非ざるなり。故に小材は日を累ぬと雖も小官を離れず、賢材は未だ久しからざると雖も、輔佐と為るを害げず。是を以て有司は力を竭し知を尽し、務めて其の業を治めて以て功に赴かんとす。今は則ち然らず。日を累ね以て貴を取り、積むこと久しくして以て官を致すなり。

のような文献の記載が与える「積日累久」の「功」のイメージー平凡無能な人物の、年功序列による機械的な昇進ーからすれば、右に見てきた漢簡における「以功次」の意味する所、即ちそれが一種の表彰の辞であった、というのはやや意外に感じられるかも知れない。おそらく、現実には全ての吏が長期間に亘り勤め上げ得た訳では必ずしもなく、実際には弾劾による免官などにより在任中途にして官を去ることも少なくなかったに違いない。漢簡における「斥免」「免缺」等の語の散見は、かかる事情を暗に物語るように思われる。そのように中途にして官を去ることなく、長期間勤め上げ得た吏に対する褒賞としての昇進が「功次を以て遷る」と表現

されたのであり、また功労の記載を伴った遷補牒はこれら久次の吏に対する人事を通達するものであった。(＊60)

次にそれでは、これら「功次」「久次」の評定を行い、その人事案を作成するのはどこの機関であろうか。むろん吏の勤務機関やランクによってそれは異なったであろうが、ここでは、主に県・候官管下の百石以下の吏を中心に検討することにする。

先に挙げた10・17簡をもう一度見たい。

顯美傳舍斗食嗇夫莫君里公乘謝横　中功一勞二歲二月　今肩水候官士吏代鄭昌成

右の考察によれば、この簡の「中功一勞二歲二月」が、「功次」「久次」に該当する、その具体的内容であった。すると、その功労がこうして「功次」「久次」に達した事実を最初に察知した、即ち、この簡でいえば謝横の功労とそれが「久次」なる状態になったことを把握・評定した機関はどこか、そしてその評定に基づき人事を行った機関はどこか、それが検討すべき問題となる。

ここでまずこの簡につき次のことを確認しておく。即ちこれは民政系列の顯美県に属する伝舎の吏を軍政系列である候官の管下の吏に異動させる、その命令であるということである。すると、謝横の功労をもと管理していたのは軍政系列ではあり得ず、民政系列の県か郡でなければならない。それでは郡と県のいずれが彼の功労を管理し、その「久次」なることの評定とそれに基づく人事案の作成を行ったのであろうか。

それを考える際に問題となるのは、この人事命令がどこの判断でどこから下ったものであるか、ということ

である。この点については角谷常子氏の指摘を参照すべきである。

氏は、次の一連の「遷補牒」冊書が、郡や都尉府でなく県の判断で県から直接に候官へ下された人事異動の命令であるとされる(*61)。

牒書吏遷庁免給事補者四人人一牒
建武五年八月甲辰朔丙午居延令　丞審告尉謂郷移甲渠候官聽書従事如律令　E.P.F22:56A
甲渠候官尉史鄭駿　遷缺　E.P.F22:57
故吏陽里上造梁普年五十　今除補甲渠候官尉史　代鄭駿　E.P.F22:58
甲渠候官斗食令史孫良　遷缺　E.P.F22:59
宜穀亭長孤山里大夫孫況年五十七　薫事　今除補甲渠候官斗令吏　代孫良　E.P.F22:60

（文書に記す。吏の、転任・免官・補任せられる者四人。一人当たり一文書。：建武五年(AD29)八月甲辰朔丙午の日、居延県令（欠任？）・丞の審が県尉に告げ郷に命じ甲渠候官に通達する。この書に従い規定通りに執行せよ。22:56A／甲渠候官の尉史の鄭駿、転出につき欠任。22:57／もと吏、陽里の爵上造、梁普、五十歳。このたび甲渠候官の尉史に除任し鄭駿の後任とする。22:58／甲渠候官の斗食令史の孫良、転出につき欠任。22:58／現・宜穀亭長、孤山里の爵大夫の孫況、五十七歳。「薫事」(*62)である。このたび甲渠候官の斗［食］令史に除任し孫良の後任とする。22:60）

その根拠は、この冊書が最初に年号を記した後に続けて県令（欠任？）・丞の名に於いて下達される旨が記さ

れており、上級機関からの命令であることを示す文言の見られない、ということである。従うべきであろう。

この冊書中、最後のE.P.F22:60簡のように民政系列の官から甲渠候官管下の吏への転任は、まさしく右の10・17簡の場合に合致する。10・17簡もこの冊書と同じく、県から候官へ直接下された人事移動命令であると解されるのである。

このような県による人事は、角谷氏や永田英正氏(*63)の指摘のように、候官から都尉府への要請を通じてなされるものであった。

甲渠言吏遷缺令居延備補言

●　／一事集封

府　33・2

(●甲渠候官より、吏の転出して欠任を生じたポストを通知。居延県に命じて後任を選出補任させてもらうべく、都尉府に通知せり。／一件、集封(*64)。)

即ち、候官は都尉府に上申して県に欠員の除補をさせるよう要請している。

以上の先学の指摘に基づき、このような県の関与する候官管下の吏の人事を図式化すれば次の通りである。

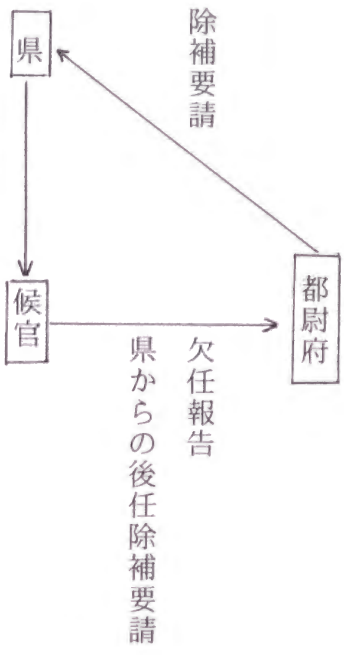

この図式からも分かるように、県の関わる人事に於いて、中間における太守府の存在は見られない。都尉府を通じての要請に対し、県は直接に自らの判断で候官へ人事の命令を下すのである（ただし同時に県から太守府へ報告の上っていたであろうことは想定される）。

このように見れば、謝横の「中功一勞二歳二月」が県により把握・記録され県により通達されたことは明らかである。よって、この記録が「久次」「功次」に当たるとすれば、その評定は県によってなされた、と見るべきであろう。

或いは、次のような可能性もある。即ち、県にはあらかじめ郡で評定した「久次」「功次」の吏がプールされており、県ではその中から候官へ回すべき吏を選出したのである、と。しかし、その場合でも、おそらく久次の吏の原案は県で作成された上で郡の認可を仰いだと思われる。いずれにしても、この箇に見える事例に於いて、欠員補充の要請に対しどの吏が「久次」であるかを把握の上、しかるべき候補者を選出する機能は、太

守府ではなく県が持っていたのであった。

翻って軍政系列内部のみで人事の行われる場合を考えるに、候官管下の吏の人事権は候官にはなく都尉府にあったとされている(*65)。しかし、その吏の功労の把握と「功次」の評定、そして欠員発生の際の後任候補者の選出とは、県と候官とをほぼパラレルな機関と見なすならば、県と同様に候官に於いてなされていたと考えられる。即ち、欠員発生に際して候官は自らの判断で管下の「功次」の吏（その認可は先に太守府か都尉府でなされているかもしれないが）を後任候補者として選出し、都尉府へ上申、都尉府はその上申に基づいて人事を行ったと見られるのである。

このように候官管下での欠員発生に際し、その旨と後任除補の要請、更に時には後任候補者の上申が候官より都尉府へなされることについては既に永田・角谷両氏による指摘がある。一部重複を承知の上で、以下に挙例しておく。

〈候官より都尉府へ欠員発生報告〉

☑行缺如牒☑　231・51

（……欠任を生じたこと、別文書の通り。……）

☑謹移吏缺□□☑　559・3

（……謹んで吏の欠任……を通知いたします……）

●病死缺　E.P.T4:31

（●以上、病気及び死亡により欠任。）

第十三隊長王安病三月免缺移府 ●一事一封　五月庚辰尉史／　E.P.T52:158

（第十三隊長の王安、病気をして満三ヶ月なるにより免官、欠任。都尉府に通知せり。●一件、一封。）

＜候官より都尉府へ後任除補要請＞

甲渠言吏遷缺令居延備補言

●　／一事集封

府　33・2（先引）

吏斥免缺如牒唯　E.P.T6:80

（吏の免官され欠任を生じたこと、別文書の通りでございます。どうか……）

缺唯府除補叩頭死罪敢言之　E.P.T7:41

（…欠任…、どうか貴都尉府より後任を除任して下さいますように。謹んで申し上げます。）

敢言之謹移吏缺如牒唯府令間田除補敢言之　E.P.T59:39

（……申し上げます、謹んで吏の欠任をお知らせいたしますこと、別文書の通りでございます。どうか貴都尉府より間田（*66）にお命じになり後任を除任させていただきますように。謹んで申し上げます。）

歸就農謹斥免匡缺如牒唯　E.P.F22:345

（……は帰宅して野良仕事をしております故、謹んで匡を免官いたします。欠任は別文書の通りでございます、どうか……）

／補晏缺叩頭死罪敢言之／　E.P.F22:540

（どうか晏の抜けたポストの後任を補任していただきますように。謹んで申し上げます。）

〈候官より都尉府へ後任候補者上申〉

貧急軟溺不任職請斥免可補　者名如牒書／　231・29

（……は貧窮虚弱で任に耐えません。どうか免官していただきますように。後任とすべき者の名簿は別文書の通りでございます……）

尉史張尋　文毋害　可補／　（文毋害は後筆）　110・22A

（現・尉史の張尋は「文毋害」（*67）でございます。……に補任されたく存じます。）

／□力勤事毋官?可補造史唯／　479・5

（……は「□力」「勤事」「毋官（害?）」でございます。造史（*68）に補任されたく存じます。どうか……）

231・29簡の後に続く内容簡「牒」に当たるのが110・22A、479・5簡のようなものであろう。479・5簡「唯」の後には「府」が続くはず。両簡とも都尉府・県から下る「遷補牒」に比べると比較的拙い字体で、それらが候官で書かれ、控えとして保存されていたものであることを裏付けるように思われる。

このような候官からの報告・要請を受けた都尉府が下すのが先述の遷補牒であった。先述の如く、候官下の吏の功労の把握、及び後任候補者の選出・上申は先に候官によりなされていたと考えられる。とするならば、遷補牒に見える功労の記載はもと、その上申文書に記されていたに違いない、あたかも右に引いた例の「勤事」「毋害」のように。即ち、都尉府から候官に下される遷補牒上の功労の記載は、候官からの後任候補の文書にあった功労の記載を恐らくはチェックの上で、転記したものと考えられる。

以上、都尉府が候官管下の吏の人事権（最終決定権）を持っており候官にはそれがなかった、というのは確

かにその通りであろうが、その人事の拠り所となる考課の成績の評定、或いは少なくともその評定結果の報告は、候官によりなされていたと考えられる。都尉府は、候官からの考課の評定をほぼそのまま承けて（但しチェックはなされたはずである）人事を行ったと思われるのである。候官の百石の吏の「功次による昇進」に於いて、その考課の評定は人事権をもつ都尉府よりも寧ろその下の候官の掌る所であった。そして、その評定に基づき候官から人事権を持つ都尉府へ候補者の上申、即ち一種の推挙がなされていたことが以上より確認されたであろう。

第二節　功次による昇進ー文献よりー

本節では、先節で漢簡より検討した如き、年限を重ねて昇進する制度に関する用語を今度は文献からいくつか拾い、それら用語相互の関係、そしてそこから窺える手続きの一端を見ることにしたい。

まず、「功（久）次」及び「積功労」等の語のしばしば見られること、それらが一定の年数の勤務による年功序列的な昇進を意味するものであったことは既に大庭氏により論ぜられており、ここに贅言はしない。ここで挙げるのは、次の「功満」「労満」「限満」「秩満」といった語である。

古今注曰、永元三年七月、増尚書令史員。功満未嘗犯禁者、以補小県墨綬。（続漢書百官志三、尚書條劉

昭注）

古今注に曰く、永元三年七月、尚書令史の員を増す。功満ち未だ嘗て禁を犯さざる者は、以て小県の墨綬に補す、と。

ここに、「功満」という言葉が見える。尚書令史の「功満」ちて未だ嘗て禁を犯さざる者は、小県の墨綬、つまり県長に転出することができたという。この規定は、次の鄭弘の奏議を承けたものであろう。

建初初、為尚書令。旧制、尚書郎限満補県長、令史、丞・尉、弘奏以為台職雖尊、而酬賞甚薄、至於開選、多無楽者、請使郎補千石令、令史為長。帝従其議。弘前後所陳有補益王政者、皆著之南宮、以為故事。

（後漢書列伝二三鄭弘伝）

建初の初め、尚書令と為る。旧制、尚書郎は限満つれば県長に補し、令史なれば、丞・尉（に補す）。弘奏して以為らく、台は職、尊きと雖も、而るに酬賞甚だ薄し、選を開くに至りては、多く楽う者無し、請うらくは郎をして千石の令に補せしめ、令史なれば長と為さんことを、と。帝、其の議に従う。弘の前後に陳ぶ所、王政を補益すること有る者は、皆な之を南宮に著し、以て故事と為す。

即ち、従来尚書郎は「限満」つれば県長に、尚書令史なれば県丞・尉に転出する決まりであったのが、この鄭弘の奏議により待遇改善がなされることになり、尚書郎は大県の令に、尚書令史は小県の長に転出できるようになった、という。

右の二つの史料を比べれば、前者の「功満」が後者の「限満」に当たることが分かる。即ち「功満」＝「限満」である。

右の二つの史料と次の史料とを比べる。

以良家子選為郎、昭帝時、以功次補武安長。（漢書巻七九馮奉世伝）

良家子を以て選ばれて郎と為り、昭帝の時、功次を以て武安長に補せらる。

太常挙孝廉為郎、功次補天水司馬。（同右馮譚伝）

太常、孝廉に挙げて郎と為る、功次もて天水司馬に補せらる。

少以父任為太子中庶子。……後以功次補当陽長。（同右馮野王伝）

少くして父の任を以て太子中庶子と為る。……後、功次を以て当陽長に補せらる。

郎や太子中庶子から「功次」を以て県長、辺郡司馬に転出する制のあったことが分かる。尚書郎に於いて「功満」により県長に転出する制度があり、また郎において「功次を以て」県長に転出する制度があったとすれば、「功満」＝「以功次」との推測がなされる。この推測の補強材料として次がある。

拝尚書郎、……永元四年、拝左丞、功満当遷、和帝留、増秩。六年、累遷尚書令。（後漢書文苑上黄香伝）

尚書郎を拝す、……永元四年、左丞を拝し、功満ちて当に遷るべきに、和帝留め、秩を増す。六年、尚書令に累遷す。

香は尚書左丞から次の官へ「功満」により昇進しようとしたところを和帝の慰留に遭い加秩されて故官に留ったという。これと次の史料、

謁者缺、選郎中美鬚大音者、以補之。功次当遷、欲留増秩者、許之。（北堂書抄職官部・大唐六典所引漢旧儀）（*69）

謁者の缺くれば、郎中の鬚を美しくし大音なる者を選び、以て之を補す。功次もて当に遷るべきに、留まりて秩を増さんと欲する者は、之を許す。

とを比べれば、「功満」と「功次」とが同じものであると考えられよう。そもそも一般に、尚書の諸官が昇進する際には次のように「久次」によった。

国家故事、尚書以久次転遷、……（漢書巻八一孔光伝）

国家の故事、尚書は久次を以て転遷す、……

擢拝尚書、使居三公曹、……以久次、転為僕射。（後漢書列伝三六陳忠伝）

擢んぜられて尚書を拝し、三公曹に居らしむ、……久次を以て、転じて僕射と為る。

以上、「功満」はまた「以功次」「以久次」とも同様の実体を指すことが分かった。

ここまでで「功満」＝「限満」＝「以功次」であることが確認された。さらに次の史料には「労満」の語も見える。

……禁防既釈、辟司徒府、秉忠蹈契、（…欠…）労満奏上、拝新都令。（隷続巻一司徒掾梁休碑）

……禁防の既に釈くるや、司徒府に辟せられ、忠を秉り契を蹈み、……労満ち奏上せられ、新都令を拝す。

欠字が多いが、碑文によれば彼は新都令を拝してまもなく病卒したようで、実際には官に就任していないらしい。故に碑は司徒掾と題しているのであろう。即ち欠文の部分でも彼は他の官には遷っていないはずで、司徒掾の官に於いて「労満」ちた結果かれは新都令を拝したと考えられる。公府の掾に一定の「限」のあったことは、次の史料、

時零陵・桂陽山賊為害、公卿議遣討之、亦詔下州郡、一切皆得挙孝廉・茂才、（尚書陳）蕃上疏駁之曰：…又三署郎吏二千余人、三府掾属過限未除、但択善而授之、簡悪而去之……（後漢書列伝五六陳蕃伝）

時に零陵・桂陽の山賊害を為す、公卿議して遣りて之を討たしめんとす、亦た詔して州郡に下し、一切に皆な孝廉・茂才を挙ぐるを得しむ、（尚書陳）蕃、上疏して之に駁して曰く……又た三署の郎吏二千余人、三府の掾属、限を過ぎて未だ除されず、但だ善きを択びて之に授け、悪しきを簡びて之を去らん……

からも分かる。よって、隷釈の公府掾における「労満」とは陳蕃伝に見える「限」を満たすこと、「限満」と

同義であると見てよかろう。

なお更に「秩満」という語も見える。先に挙げた続漢書百官志三、尚書條劉注に引く蔡質漢儀に、

尚書郎初従三署詣台試、初上台称守尚書郎中、歳満称尚書郎、三年称侍郎。客曹郎主治羌胡事、劇遷二千石或刺史、其公遷為県令、秩満自占県去、詔書賜銭三万与三台祖餞、余官則否。……

尚書郎は初め三署より台に詣りて試さる、初めて台に上らば守尚書郎中と称し、歳満つれば尚書郎と称し、三年にして侍郎を称す。客曹郎は羌胡を治むるの事を主り、劇なれば二千石或いは刺史に遷り、其の公遷は県令と為る、秩満つれば自ら県を占して去り、詔書もて銭三万と三台の祖餞とを賜わる、余の官は則ち否。……

とある。先引の古今注、鄭弘伝と比べれば、ここにいう「秩満」が「限満」「功満」と同義なのは明らかである。

以上、「功満」＝「労満」＝「限満」＝「秩満」＝「以功次」であった。なお、前四者はいずれも後漢に入って見られ始める表現であることを、後の行論のためにここで注意しておきたい。

「以功次」がまた「以久次」「積功労」などとも表現され、いずれも一定の年月を勤め上げることにより年功序列的に昇進していく制度であったこと、ここでは繰り返す必要はなかろう。そしてそれは後漢に入ると「労満」などともよばれたのであった。

これら「功次」「労満」等による昇進、その際の手続きを窺わせるのが先引隷釈梁休碑の「労満奏上」とい

う一句である。即ち、官吏の勤務状況が「労満」の状態になった時点で、その事実が奏上され、それによって当該官吏は次の官に昇進するのである(*70)。

先節で漢簡の分析より、辺境軍吏の「功次による昇進」に於いては候官から都尉府へ向けて候補者の上申が行われ、それに基づいて都尉府が人事を決定したことを指摘したが、同様の手続きを文献に見える「労満奏上」の如き手続きにも想定することができる。即ち「労満奏上」の際にもその吏の考課評定の結果が直属の官庁より人事担当官庁へ報告され、その考課の評定を拠り所として、人事が行われたであろう。

このように辺境軍吏と内地の文官との違いはあれ、両者の「功次による昇進」に於いては等しく下級機関より人事権を持つ上級機関への候補者上申、直截に言えば推挙が行われていた、と考えられる。

さて、「労満奏上」の如き手続きを経て「功次」による昇進を何度も重ねていくことは、「随牒」と呼ばれた。

> 元帝初即位、……長安令楊興、説（史）高曰、……平原文学匡衡、材智有余、経学絶倫、但以無階朝廷、故随牒除在遠方（師古曰、階謂升次也。随牒、謂随選補之恒牒、不被超擢者）。（漢書匡衡伝）
>
> 元帝の初めて即位するや、……長安令楊興、（史）高に説きて曰く、……平原文学匡衡、材智余り有り、経学絶倫なるも、但だ朝廷に階無きを以て、故に牒に随いて除されて遠方に在り（師古曰く、階とは升次を謂う也。牒に随うとは、選補の恒牒に随い超擢を被らざる者なり）。

匡衡は朝廷に「階」即ち高官の有力なつて(*71)がなかったためにその推挙を得ることが出来ず、「遷補の恒牒」

ー選任の際に用いられるおきまりの文書に従って特別の抜擢を経ずに徐々に昇進して平原文学の官に至ったのであり、その昇進が「随牒」と呼ばれるのである。同様の表現は後代もしばしば見られるが、漢代の例としていま一例挙げれば、論衡・別通篇に次のようにある。

孝明之時、読蘇武伝、見武官名曰移中監、以問百官、百官莫知。夫倉頡之章、小学之書、文字備具、至於無能対聖国之問者、是皆美命随牒之人、多在官也。……

孝明の時、蘇武伝を読むに、武官の名づけて移中監と曰うを見る。以て百官に問うに百官知る莫し。夫れ倉頡の章、小学の書は文字備さに具わるも、能く聖国の問に対うる者無きに至るは、是れ皆な美命随牒の人、多く官に在ればなり。……

ここではさしたる才能もなしに漫然と昇進を重ねて高官に上った者たちを「美命随牒の人」と呼んでいるのであろう。これが同じ別通篇の次の記載、

随時積功以命得官、不暁古今、以位為賢、……

時に随い功を積みて命を以て官を得、古今を暁らず、位を以て賢となす、……

に所謂「随時積功」の者に同じいことは明らかである。

いま一例挙げれば、隷釈巻四・青衣尉趙孟麟羊竇道碑には次のようにある。

青衣尉趙君、故治所書佐・郡督郵、隨牒除到官、六日、郡召守蜀鉄官長、積四月、治状弁明、徙守成都、今復還帰尉官。

青衣の尉趙君、もと治所の書佐・郡の督郵なり、牒に随いて除せられ官に到る、六日にして郡召して蜀鉄官長を守せしむ。積むこと四月、治状弁明たり、徙りて成都を守す、今ま復た尉の官に還帰せり。

碑文に拠るに趙孟麟は犍為郡を本貫とし、一方青衣県は隣の蜀郡に属するらしく、百石の吏の本籍地任用・二百石以上の吏の本籍地回避の原則から言えば、彼は守任ではなく真任の県尉として官についたようである(*72)。彼の治績をたたえるこの碑文においては、彼が郡の督郵から地道に昇進を重ねてようやく県尉という秩こそ低いが（二百石）皇帝の勅任になる栄誉ある官＝「長吏」へと上ったことを、「随牒」と呼んでいるのであろう。

匡衡伝に注して師古が「随牒」を「超遷」と対比させていたように、これらはいずれも日月を重ねていわば各駅停車での地道な昇進を指しているようであり、しかもその際に用いられる文書が「常牒」とされているように、やはり大半の吏にあってはこのような地道な径途をたどって昇進していくのが通常のあり方であったに違いない。ただ、昇進の足取りこそ違え、「超遷」「随牒」いずれにあっても、手続きの上ではともに同じく推挙の形態が取られたであろうことは後の行論との関わりで強調しておく必要がある。

さて、以上のように功次による昇進においては下級機関から人事権を持つ機関へ推挙がなされていたとすると、同様に推挙の行われる察挙制度との関係を改めて検討してみる必要が出てくる。章を改めたい。

第三章　察挙制度と功次による昇進制度との関係

第一節　問題の所在

はじめに述べたとおり、漢代の官吏登用・昇進制度に関しては、日本では近年の福井重雅氏の一連の研究に代表されるように、察挙制度を中心に研究が蓄積されてきた。中国に於いても傾向は同様で、労榦氏による綿密な実証研究をはじめ、近年の黄留珠・閻歩克氏らの著作に至るまで、察挙制度を中心とする優れた成果が挙げられてきている(*73)。

序章でも述べたように、ごく簡単に言えば察挙とは、高級官僚によりある名目のもと行われる一種の推挙(*74)制度の総称であり、それらにより布衣の者の任官のみならず現任官の昇進もなされたのであった。

従来の多くの研究は、漢代の人事制度の全体像について言及を避け、或いはそれを意識しないまま、専らこの察挙制度による昇進に焦点を当ててきたため、あたかも察挙のみが官僚の昇進の手段であるかのような印象を与えてきた傾向がある。かかる、察挙制度に著しく比重を置いた諸研究の、いわば盲点を夙に衝いたのが大庭脩氏である。氏は、文献・漢簡に見える「功次」による昇進に注目し、通常の官吏の昇進は、文献に頻見され、またそれ故に研究者の関心を多く集めてきたところの察挙よりも、勤務日数を重ね一定の功績を上げるこ

とによる年功序列的な制により昇進することが多かった、とされたのであった(*75)。この氏の指摘によりはじめて漢代の考課制度の詳細な一端が明らかにされたとともに、考課・人事制度全体の中で察挙制度を位置づける視点が必要となったとも言えよう。そしてそれは従来の察挙制度の研究に欠けていたものである。

ただ、この大庭氏の論考の初出は四十年前であり、居延旧簡のみしか利用し得なかった当時の史料的限界、並びに研究史の浅さの故に、制度の具体像が明らかにされなかった憾みがある。その後久しくこの問題の取り上げられることのなかったこともあり、実態のよく分からない年功序列的昇進、「功次による昇進」の制度により大半の吏が昇進していた、というイメージが十分な検証を経ずに与えられてきた。

しかしその後の居延新簡の出土・並びにその一部公開と、それに伴う漢簡を材料とした考課・人事制度の研究の進展は、この点についての一層の詳細な検討を可能としつつある。

前章で私はこの年功序列的昇進、「功次による昇進」を取り上げ、大庭氏の論考の出された時点では利用できなかった新出の出土史料を援用して、次のことを明らかにした。即ち、漢簡中、功次による昇進とは長期勤務の吏にのみ見られる一種の褒賞的な昇進であり、それに該当する吏は候官（民政系列の県に相当する）で評定され人事権をもつ都尉府（同、郡）へ上申されたこと、そして、文献に見える功次による昇進でも同様の手続きのなされたこと、である。

ここで、漢簡に見える功次による昇進が長期勤務という名目のもとなされる一種褒賞的な昇進であったことより、文献に見えるそれも同様であるとの予想がなされた。しかも、それらは手続きとしては察挙と同様に推挙の形を取っていた。即ち、特別の名目で推挙の行われる察挙制度と功次による昇進制度とは、その手続き面に注目して言えば、両者を排他的な関係において捉える大庭氏の見解にもかかわらず極めてよく似た性質を持

っていたと思われ、改めて両者の関係を検討する必要が出てきたのであった。

そこから更に、仮に両者が排他的な関係にあるのでないとするなら、大半の官吏は察挙を経ずに功次による昇進を遂げていた、とする大庭氏の指摘にも微妙な影響の及ぶことが予想される。

かかる問題を受け、察挙制度と功次による昇進制度との関係、察挙制度が漢代官吏の考課・昇進制度全体の中で如何なる位置を占めるかを、改めて検討するのが本章の課題である。

そのための方法として、被察挙者の評定・選出のプロセスについて考察を加え、その考課制度との具体的な関連を見ることにしたい。

ところで、周知の如く漢代の官僚は大きく言って二つの階層、即ち天子の任命にかかり本籍地回避の厳正に適用される勅任官（「長吏」）と、三公九卿・郡太守以下の任命にかかり本籍地任用を原則とする非勅任官（「少吏」）とに分かれており、両者の間には厚い壁が存在した。そして、察挙が適用されるのは勅任官の昇進、及び非勅任官より勅任官への昇進に限られており、非勅任官より非勅任官への遷転に際しては所謂察挙は基本的に適用されることがなかった。しかし、後述のように、そこでも察挙とは呼べなくとも類似の一種の推挙が見られたのである。

本章では第二節でまず文献より察挙に際して当該官の功労ほか様々な資格が評価されたことを見る。第三節では漢簡に目を転じ、辺境の少吏の昇進においては吏のもつ諸資格の評価による推挙という形式が取られていたこと、功労の評価による推挙＝功次による昇進もその中の一つにすぎなかったことを確認する。四節では長吏の察挙と、少吏の諸資格の評価による推挙との共通性に着目、察挙とは辺境少吏の場合同様、諸資格の評価による推挙であったこと、長吏の功次による昇進も、その実際のシステムは長期勤務という資格の評価される

同様な一種の推挙であったことが指摘される。そして最後に、漢代官吏の人事は多くをこのような推挙によっていたであろうことを推測する。

なお、察挙の諸科目については先学により多くの言及があるが、ここでは察挙制度全体を大まかに概括し諸科目間の性格等の相違についての細かな検討はしないことを始めに断っておく。無論そのことにより見失われる点も多々あろうが、同時にまたそれにより察挙制度全般の性格を把握することが容易になると考えるからである。

第二節　文献より見た被察挙者の資格

先述のように、まず文献史料に見える長吏の察挙において、被察挙者がいかなる基準により選出されたか、について検討を加えてみたい。

被察挙者が、州郡より察挙された後中央で試験を課されたことについては、既に先学によりしばしば論ぜられたところである(*76)。本章で検討するのは、それ以前、州郡で該当者の選出を行う際にいかなる基準によりそれがなされたか、についてである。

まず、次に挙げる史料は、察挙に際して勤務成績の吟味されるべきことを示すものである。

①世祖詔。方今選挙、賢佞朱紫錯用。丞相故事、四科取士。一曰徳行高妙、志節清白。二曰学通行修、経

中博士。三曰明達法令、足以決疑、能案章覆問、文中御史。四曰剛毅多略、遭事不惑、明足以決、才任三輔令。皆有孝悌廉公之行。自今以後、審四科辟召、及刺史二千石察茂才尤異孝廉之吏、務悉実覈、選択英俊・賢行・廉絜・平端於県邑、務授試以職。有非其人、臨計過署、不便習官事、書疏不端正、不如詔書、有司奏罪名、并正挙者。（続漢書百官志太尉条注引応劭漢官儀）

世祖詔すらく。方今、選挙は賢佞朱紫錯用せらる。丞相故事に、四科もて士を取る。一に曰く徳行高妙、志節清白。二に曰く学通行修、経は博士に当たる。三に曰く法令に明達し以て決疑するに足る、能く案章覆問し、文は御史に中る。四に曰く剛毅多略、事に遭いて惑わず、明は以て決するに足り、才は三輔の令に任ず。皆、孝悌廉公の行有り。自今以後、四科を審びらかにして辟召せよ。及び刺史二千石の茂才尤異孝廉の吏を察するに、務めて実覈を悉し、英俊・賢行・廉絜・県邑に平端なるを選択し、務めて授試するに職を以てせよ。其の人に非ず、計に臨みて過署し、官事に便習せず、書疏の端正ならざること詔書の如からざる有らば、有司罪名を奏し、并びに挙者を正せ。

②（建初元年）三月……詔曰、……夫郷挙里選、必累功労。今刺史・守相不明真偽、茂才・孝廉歳以百数、既非能顕、而当授之政事、甚無謂也。毎尋前世挙人貢士、或起壟畝、不繋閥閲、敷奏以言、則文章可採、明試以功、則政有異迹。……其令太傅・三公・中二千石・二千石・郡国守相、挙賢良方正能直言之士各一人。

（建初元年）三月……詔に曰く……夫れ郷挙里選は必ず功労を累ぬ。今刺史・守相は真偽を明らかにせず、茂才・孝廉は歳ごとに百を以て数う、既に能もて顕わるに非ず、而るに当に之に政事を授くべしとは、甚だ謂無し。前世の挙人貢士を尋ぬるが毎に、或いは壟畝より起ち閥閲に繋らず、敷奏するに言を以てすれ

ば則ち文章採る可く、明試するに功を以てすれば則ち政に異迹有り。……其れ太傅・三公・中二千石・二千石・郡国守相をして賢良方正能直言の士各一人を挙げしめよ。

③漢官儀曰、建初八年十二月己未、詔書辟士四科。一曰徳行高妙、志節清白。二曰経明行修、能任博士。三曰明暁法律、足以決疑、能案章覆問、文任御史。四曰剛毅多略、遭事不惑、明足以照姦、勇足以決断、才任三輔令。皆存孝悌清公之行。自今以後、審四科辟召、及刺史・二千石察挙茂才尤異孝廉吏、務実校試以職。有非其人、不習曹事、正挙者故不以実法。（後漢書和帝紀永元三年注）

漢官儀に曰く。建初八年十二月己未詔書。辟士は四科もてす。一に曰く徳行高妙、志節清白。二に曰く経明行修、能は博士に任ず。三に曰く法律を明暁し以て疑を決するに足る、能く案章覆問し文は御史に任ず。四に曰く剛毅多略、事に遭いて惑わず、明は以て姦を照らすに足り、勇は以て決断するに足り、才は三輔の令に任ず。皆、孝悌清公の行を存す。自今以後、四科を審びらかにして辟召せよ。及び刺史・二千石の茂才尤異孝廉の吏を察挙するに、実に務め校試するに職を以てせよ。其の人に非ず、曹事に習わざる有らば、挙者を故さらに実を以てせざるの法に正せ。

④（永元五年）三月戊子、詔曰、選挙良才、為政之本、科別行能、必由郷曲。而郡国挙吏、不加簡択、故先帝明勅在所、令試以職、乃得充選、又徳行尤異、不須経職者、別署状上。而宣布以来出入九年、二千石曽不承奉、恣心従好、司隷・刺史訖無糾察。今新蒙赦令、且復申勅、後有犯者、顕明其罰。在位不以選挙為憂、督察不以発覚為負、非独州郡也。是以庶官多非其人。下民被姦邪之傷、由法不行故也。（後漢書和帝紀）

（永元五年）三月戊子、詔に曰く、良才を選挙するは為政の本なり、行能を科別するは必ずや郷曲に由る。

而るに郡国吏を挙ぐるや簡択を加えず、故に先帝、在所に明勅し、試するに職を以てして乃ち選に充つるを得しむ、又徳行尤異、職を経るを須いざる者は別に状に署して上らしむ。而るに宣布以来出入すること九年、二千石は曽て承奉せず心を恣まにし好みに従う、司隷・刺史も訖に糾察する無し。今新たに赦令を蒙れば且に復た申勅せんとす、後犯者有らば其の罰を顕明にせよ。在位は選挙を以て憂と為さず、督察は発覚を以て負と為さず、独り州郡のみには非ざるなり。是を以て庶官多く其の人に非ず。下民、姦邪の傷を被るは法行われざるに由るが故なり。

これらの内容を検討する前に、察挙に際して勤務成績を評価すべきとの概念のあったのがいつまで遡りうるかを知るために、次のことを確認しておきたい。即ち、これらはいずれも後漢初期の史料であり、かつ相互に関連のあることが窺える。まず、④の史料にいう「先帝明勅在所、令試以職、乃得充選」とは、「宣布以来出入九年」とあることより、この永元五年（93AD）三月の詔からほぼ九年を遡る、③建初八年（83AD）十二月の詔、「刺史・二千石察挙茂才尤異孝廉吏、務実校試以職」を指すことが間違いない。①は③とほぼ同文であるが、「世祖（光武帝）詔」となっており、かつ発布年月の記されない点が異なる。③の年代の動かない以上、ほとんど同一の詔令の繰り返し出された可能性は低く、世祖は粛宗の誤り、即ち①③は同一詔である可能性がある。

さて、③に「刺史・二千石察挙茂才尤異孝廉吏、務実校試以職」とあり、これは刺史太守が孝廉・茂才の察挙を行うに際して該当者の「校試するに職を以てす」、即ちその勤務成績を評価すべきことを説いたものである。④に「不須経職者、別署状上」とあるのも、換言すれば通常被察挙者は一定の職歴を経ることが必要であったことを示すものである。

先述のように①の世祖詔というのが少々怪しい以上、③の章帝建初八年詔ではじめて孝廉・茂才の察挙における勤務成績の評価が命ぜられたようにも見えなくはない。しかし、②の建初元年の詔に「夫郷挙里選、必累功労。今刺史・守相不明真偽、茂才・孝廉歳以百数、既非能顕、而当授之政事、甚無謂也」とあり、以前より一般に孝廉・茂才の察挙に於いては「功労を累」ねる＝一定の勤務日数を積む(*77)べきである、との通念のあったことが窺われる。念のため付言すれば、ここでいう「郷挙里選」とは福井重雅氏の指摘のように特定の選挙制度を指すものではなく、古典的理念によって選挙一般を漠然と呼んだものである。しかし、続いて現状として孝廉・茂才に察せられた者が異能なくして政事を授けられることの弊害が指摘され、それに対して特に「閥閲」＝功労にこだわらざる古制の遺意を汲んで賢良方正能直言の士の察挙、即ち制挙が命ぜられている。よってここでの郷挙里選とは州郡からの通常の貢挙、即ち常科である孝廉・茂才の察挙、を特に指すと見てよかろう。ここより当時既にこれらの科の察挙に於いては一定の功労を積むことの必要であったことが分かる。

後漢書伝十六韋彪伝に

是時陳事者多言郡国貢挙率非功次、故守職益懈而吏事寝疏、咎在州郡。有詔下公卿朝臣議、彪曰、……士宜以才行為先、不可純以閥閲、然其要帰、在於選二千石。二千石賢、則貢挙皆得其人也。

是の時（建初年間）、事を陳ぶ者多く言えらく、郡国の貢挙率ね功次に非ず、故に守職益ます懈りて吏事寝く疏、咎は州郡に在り、と。詔有り公卿朝臣に下して議せしむ、彪曰く、……士は宜しく才行を以て先と為すべく純ら閥閲を以てす可からず、然して其の要帰は二千石を選ぶに在り。二千石賢なれば則ち貢挙に皆其の人を得ん。

とある。この議のなされたのは建初年間のことと考えられ、当時一般に「郡国の貢挙」＝孝廉の挙は「功次」「閥閲」によるべきである、とされていたことがここからも窺える。ただ、それの守られていない現状が問題とされている訳であるが、そこから逆に理念ないし規定上は、孝廉の察挙に当たっては被察挙者のそれまでの職における功労を評価すべきであった、ということが分かるのである。

以上見たところで、遅くとも建初のはじめ頃までには、孝廉・茂才の察挙に当たり被察挙者のそれまでの功労＝勤務成績・日数を評価すべきである、とされていたこと、そして建初八年にはそれが詔令として明確に命ぜられており、更に和帝年間にもそれが再度確認されていること、が分かった。漢代の察挙と考課とが未分化であったことが先学によっても簡単に指摘されてはいる(*78)が、それがここで具体的に確認される訳である(*79)。

現在管見の限りで、孝廉・茂才の察挙に於いて勤務日数の評価の必要であったことを明確に語る史料はこの時期より前には見られない。一方、時代を下ったところでは、後漢桓帝期の例として次のものがある。

丙戌、詔曰、孝廉・廉吏皆当典城牧民、禁姦挙善、興化之本、恒必由之。詔書連下、分明懇惻、而在所翫習、遂至怠慢、選挙乖錯、害及元元。頃雖頗縄正、猶未懲改。……其令秩満百石、十歳以上、有殊才異行、乃得参選。臧吏子孫、不得察挙。杜絶邪偽請託之原、令廉白守道者得信其操。……（後漢書桓帝紀）

丙戌、詔に曰く、孝廉・廉吏は皆当に城を典り民を牧い姦を禁じ善を挙ぐべし、興化の本は恒に必ずや之に由る。詔書連りに下りて分明懇惻なるも在所翫習し、遂に怠慢し、選挙乖錯、害は元元に及ぶに至る。

頃ろ頗る縄正すと雖も猶お未だ懲改せず。……其れ秩百石に満ち十歳以上、殊才異行有るものをして乃ち選に参かるを得しめよ。臧吏の子孫は察挙するを得ざれ。邪偽請託の原を杜絶し廉白守道者をして其の操を信ばすを得しめよ。

この詔令により、郡国からの孝廉・廉吏の挙に於いては、それまでの職の秩が百石であること、及び、勤務十年以上であることが求められた。これは逆に言えば当時請託の横行等によりそれらの資格を満たさない有力者の子弟が多く察挙されていたことを語るものではあろう。が、「詔書連下」「頃雖頗縄正」とあり、察挙される吏の資格を何らかの形でしばしば制限しようとしていたこと、そしてこの詔令がそれらの政策の流れをつぐものであること、も看取することができる。あくまで規定の上では、孝廉・廉吏に挙げられるためにはそれまでの勤務に於いて一定の条件を満たすことが必要であった、と見るべきである。

次の史料も、後漢中期において廉吏の挙が勤務成績の評価に基づいたことを示唆するものである。

弱冠詔除郎、還、更仕郡、歴諸曹史、督郵、主簿、挙孝廉、除右郎中、蜀郡広都長、……到官四載、功称顕著、郡察廉吏、州挙尤異、遷犍為武陽令（隷釈巻七車騎将軍馮緄碑）

弱冠にして郎に詔除せらる、還りて更めて郡に仕え諸曹史・督郵・主簿を歴、孝廉に挙げられ右郎中・蜀郡広都長に除せらる、……官に到りて四載、功称顕著たり、郡は廉吏に察し、州は尤異に挙げ、犍為武陽令に遷る。

馮緄は広都県長より四年にして郡による廉吏・州による尤異に察挙され、武陽県令に昇進した、という。その際、「功称顕著」、即ち功績と名声とが著しかったことが理由とされており、碑文特有のレトリックでもあろうが、廉吏の挙に於いてその勤務成績の評価されたらしいことがここからも窺えるのである(*80)。後漢書本伝によるに彼は順帝末年に御史中丞より隴西太守へ遷っており、ここで彼が察挙された時期もそれを遠くは遡らないはずで、恐らくは安帝より順帝にかけての時期のことであろう。

なお、注意を喚起したいのは、このように察挙に於いて功労の評価が必要であったのは常科に限られていたということである。先に挙げた②の史料は、先述の如く功次を以てする孝廉茂才によっては異能の士の得られぬ弊害を打破すべく、特に閥閲にこだわらずに賢良方正直言の士の察挙を命じた、制科の詔令である。この一文には、功労の評価を必要とする常科と功労にこだわらない制科との対比が明瞭に現れている。次の例も同方向の補強材料として挙げることができる。

(延光元年八月)己亥、詔。三公・中二千石、挙刺史・二千石・令・長・相、視事一歳以上至十歳、清白愛利、能勅身率下、防姦理煩、有益於人者、無拘官簿(無拘官簿、謂受超遷之、不拘常牒也)。刺史挙所部、郡国太守相挙墨綬、隠親悉心、勿取浮華。(後漢書安帝紀)

己亥、詔すらく。三公・中二千石は、刺史・二千石・令・長・相の、視事一歳以上より十歳に至り清白にして利を愛み能く身を勅して下に率んじ姦を防ぎ煩を理め人に有益なる者を挙げよ。官簿に拘ること無かれ。刺史の所部を挙げ、郡国太守相の墨綬を挙ぐるに、隠親して心を悉し浮華を取る勿れ。

三公及び中二千石＝九卿に刺史太守・県令長の定期的な察挙の規定はないから、ここで命ぜられている察挙は制科である。この制科の詔令では、「官簿」に拘らざる察挙が命ぜられている。

ここに所謂「官簿」に何が記されているかについて、漢書翟方進伝の次の記事が手がかりを与える。

先是、逢信已従高第郡守歴京兆・太僕為衛尉、官簿皆在方進之右（師古曰、簿謂伐閲也）。及御史大夫缺、三人皆名卿、俱在選中、而方進得之。

是より先、逢信已に高第郡守従り京兆・太僕を歴て衛尉為り、官簿は皆な方進の右に在り（師古曰く、簿とは伐閲を謂う也）。御史大夫の缺くるに及び、三人皆な名卿たり、倶に選中に在り、而して方進之を得。

ここにも「官簿」が見え、これに対し顔師古は「伐閲なり」との解釈を与えている。

今一つの例として、漢書王莽伝上に次のような記事がある。

大司馬護軍褒奏言、「安漢公遭子宇陥於管蔡之辜、子愛至深、為帝室故不敢顧私。惟宇遭辜、喟然憤発作書八篇、以戒子孫。宜班下郡国、令学官以教授。」事下羣公、請令天下吏能誦公戒者、以著官簿、比孝経。（漢書・王莽伝上）

大司馬護軍褒奏言すらく、「安漢公、子の宇の管蔡の辜に陥るに遭う、子愛は至りて深きも、帝室の為に故さらに敢えて私を顧みず。宇の辜に遭うを惟い、喟然として憤発し書八篇を作り、以て子孫を戒めり。宜しく郡国に班下し、学官をして以て教授せしめん」と。事、羣公に下るに、請うらくは天下の吏の能く

公の戒を誦んずる者をして、以て官簿に著せしむること孝経に比せん、と。

ここで顔師古は「官簿に著すとは、之を用って選挙せらるるを得るなり」と注を付している。すなわち、官簿には孝経や王莽の戒子書を能く誦んずる旨が記されており、それによって昇進することができたものと考えられる。

官簿が一方では伐閲＝功労と解釈され、一方ではまたそれは孝経や王莽の戒子書を能く誦んずる旨の記されるものであったとなると、次のように考えられる。官簿には功労が記され、また同時にそこには孝経や王莽戒子書等を暗記している旨も附記されることがあった、と。すなわちそれは功労をはじめ官人である上での様々な資格を附記し、昇進の基準として参照されるものであったと思われる。そして、「功次」による察挙はそのような官簿の記載を参照して行われたのである。

したがって、先に挙げた後漢書安帝紀にいう「官簿に拘らず」とは功労等の評価を必要としない、の意に他ならない。逆に言えば、通常の常科は官簿を按じた上で行われるべきであったこともここから窺える。

さて以上、後漢時代特に孝廉・茂才等の常科においては官簿上に記される功労等の勤務成績の評価の必要であったことが確認された。

孝廉や茂才の察挙においては功労の他にも様々な資格が評価されたと考えられる。一つには、次の諸史料に見るように、恐らく経学の習得が資格として認められたと思われる。

受春秋、通大義、挙孝廉（漢書路温舒伝）

春秋を受け、大義に通じ、孝廉に挙げらる。

治詩、挙孝廉為郎。（漢書師丹伝）
詩を治め、孝廉に挙げられ郎となる。
通易、太常察孝廉為郎（漢書馮逡伝）
易に通じ、太常、孝廉に察して郎となす。
事焦延寿治易、初元四年、以孝廉為郎（漢書京房伝）
焦延寿に事えて易を治め、初元四年、孝廉を以て郎となる。
少為諸生、明経。仕郡、挙孝廉、稍遷金城太守（後漢書伝三八霍諝伝）
少くして諸生となり、経に明るし。郡に仕え、孝廉に挙げられ、稍して金城太守に遷る。
以経行著名、挙茂才、四遷西河太守（後漢書伝一六宋弘伝）
経・行の著名なるを以て、四たび遷りて西河太守たり。
以明経挙孝廉、除東平陵令（後漢書循吏劉寵伝）
明経なるを以て孝廉に挙げられ、東平陵令に除せらる。

これらはいずれも、何らかの経学を修めた者が孝廉・茂才に挙げられたことを示す例である。これらにあっては、経学の習得と孝廉茂才に挙げられたこととの因果関係は、必ずしも明らかでない。しかし、先に挙げた漢書王莽伝の記事からある程度の推測は可能である。

事下羣公、請令天下吏能誦公戒者、以著官簿、比孝経。

事、羣公に下るに、請うらくは天下の吏の能く公の戒を誦んずる者をして、以て官簿に著せしむること孝経に比せん、と。

ここから、当時の官簿上には孝経を誦んじ得る旨の記されていたこと、さらにそこに王莽の戒子書を能く誦んじる旨も附記されるようになったこと、そしてそれら官簿上の記載が官僚の昇進の上で評価の対象となったこと、が分かる。先の経学を習得して孝廉に挙げられた者の諸例も、あたかもこの史料の孝経・王莽戒子書と同様に、それらを能く誦んじうる旨が官簿に記され、そこに一緒に記入されている功労等とともに評価の対象となって察挙されたことが推測されるのである。

なおまた、年齢も資格の一つとして挙げることができる。周知のように、順帝陽嘉元年に孝廉の被察挙者を四十才以上に限る制が布かれた。但しその後実際にこれが厳密に守られたかどうかは邢義田氏の疑う所である(*81)。

更には、先の④の史料には「徳行尤異、不須経職者、別署状上」とあり、功労・習得せる経学の他、特に徳行の優れた者の場合にはその旨も評価の対象となったことが窺われる。もとより孝廉の語義は孝行かつ清廉の意であり(*82)、徳行がその孝廉察挙の上で重要な指標となったことは当然でもある。

なお、やや本筋を離れるが、ここにいう「状」とは察挙に際して挙主より提出される「挙状」のことであろう。後漢書朱浮伝注に引く漢官儀には、博士の推挙に際する挙状の書式が見える。

其挙状曰、「生事愛敬、喪没如礼。通易・尚書・孝経・論語、兼綜載籍、窮微闡奥。隠居楽道、不求聞達。

身無金夷痼疾、卅六属不与妖悪交通、王侯賞賜。行応四科、経任博士。」下言某官某甲保挙。其の挙状に曰く、「生きては事えて愛敬し、喪没しては礼の如し。易・尚書・孝経・論語に通じ、兼ねて載籍を綜べ、微を窮め奥を闡く。隠居して道を楽しみ、聞達を求めず。身に金夷痼疾無く、卅六属は妖悪と交通し王侯より賞賜されず。行は四科に応じ、経は博士に任ず。」と。下には某官某甲の保挙すと言う。

この博士の官への推挙に際して作られる挙状においては、推挙される者の徳行・習得せる経学等が記され、あたかも先に述べた孝廉被察挙者の資格に類似する。恐らく、孝廉の察挙に際しても同様な挙状が作られ、そこには先述のような被察挙者の資格が記されていたであろう。この推測を補強するのは次の史料である。

郡吏王青者、祖父翁、……独守節死難、……父隆、……以身衛全都尉、遂死於難、青亦被矢貫咽、音声流喝。前郡守以青身有金夷、竟不能挙、（後漢書伝三五張酺）

郡吏王青なる者は、祖父の翁、……独り節を守り難に死す、……父の隆、……身を以て都尉を衛全し、遂に難に死す、青も亦た矢に咽を貫かれ、音声流喝す。前郡守、青の身に金夷有るを以て、竟に挙ぐ能わず

張酺の前の郡太守は郡吏王青の体に金夷つまり武器による傷跡があったため彼を察挙する事ができなかったという。後漢時代、郡守による郡吏の察挙といえば恐らくは孝廉であろう。先の博士の挙状で身に金夷なきことが保証されていたのと同様に、孝廉の察挙に於いても同様の規定があり、その規定を満たした旨が挙状に記入されていたと考えられる。先の徳行尤異なる旨も挙状の上にこれら諸規定・資格とともに記載されていたもの

と思われる。潜夫論には次のようにある。

……貢士者非復依其質幹、準其材行也、直虚造空美、掃地洞説、択能者而為之。公卿刺史掾・従事、茂才、孝廉、且二百員、歴察其状、徳侔顔渕・卜冉、撮其行能、多不及中、誠使皆如状文、則是為歳得大賢二百也。（潜夫論・実貢篇）

……貢士は復た其の質幹に依り其の材行に準るには非ざるなり、直だに空美を虚造し、地を掃くがごとく洞説し、能くする者を択びて之と為す。公卿・刺史の掾・従事、茂才・孝廉は二百員に且し、其状を歴察するに徳は顔渕・卜冉に侔しきも、其の行能を撮するに多くは中に及ばず、誠に使し皆状文の如くんば則ち是れ歳ごとに大賢二百を得ると為すならん。

この一節からも、「状文」＝孝廉・茂才の挙状の文面には本人の徳の記されていたことが窺われる。

このように挙状に被挙者の諸資格が記されていたとすれば、それは先述の如く官簿上に記入されていた彼の諸資格を挙状上に転載したものと推測される。

以上、常科を中心に、それらの察挙に於いては功労をはじめ他の種々の資格の評価されること、そしてそれら功労やその他の諸資格は官簿上に記されていることが分かった。

次節では、今度は簡牘史料に目を転じ、辺境の下級軍吏に於いて功労やその他諸資格がいかに管理・評価され、その結果人事が行われるか、その仕組みの一端を見ることにしたい。その上で本節で文献より見た察挙の制度との比較を行うことが目的である。

第三節　漢簡より見た吏の昇進と資格

居延・敦煌漢簡中にはあくまで辺境の下級軍吏のものではあるが、吏の昇進に関する記録が比較的豊富に残されており、またこれらを用いた研究も近年進展しつつある。本節でこれらの材料とそれをもとにした先行研究を援用し論ずるのは次の点、即ち、漢簡に見える下級軍吏の昇進において、彼らがいかなる資格を評価され、その結果いかなる手続きのもとに昇進を遂げていったか、ということについてである。

ところで、居延漢簡中、人事に関係する簡に見える官職はほとんどが非勅任官に属する。これは当然のことで、都尉府・候官により行われる人事の記録が残された結果である。従って、本節での検討内容は先節で見たような察挙制度に直接に関係するものではなく、両者の安易な吻合は慎まなければならない。しかしながら、結論をやや先取りして言えば、かかる辺境の非勅任官の人事においても、察挙制度にある部分で通ずる制度が存在した、と考えられるのである。

さて、私は前章で居延漢簡における功次による昇進を取り上げ、次の点を指摘した。即ち、長期勤務、久次の吏は候官で評定・選出され、候官より人事権をもつ都尉府へ欠任ポストの後任候補者として推薦される際に、彼の名とともに功労を附記して上申されたこと。そして、その上申を受けた都尉府は、上申文書にあった彼の功労の記録を転載して人事異動の命令書を再び候官へ下達したこと、である。

繰り返しにはなるが、便宜上簡単に挙例して説明したい。

顕美伝舎斗食嗇夫莫君里公乗謝横　中功一労二歳二月　今肩水候官士吏代鄭昌成　10・17

（顕美県伝舎の斗食嗇夫、莫君里の公乗、謝横。その手柄は一つ、勤務期間は二年二ヶ月に相当する。今、彼を鄭昌成の後任として肩水候官の士吏に任命する。）

これは候官へ下される人事異動の命令、「遷補牒」の例である。この簡はやや特例的に県より下されたと考えられるが、通常は都尉府より下されるものであった。謝横は伝舎の嗇夫として長期勤務し、その結果功次により肩水候官士吏へと昇進したのであった。簡にある「中功一労二歳二月」という記載が、彼の久次の吏たるを示す、その内訳である。

このような命令は、候官から都尉府へ宛てた候補者の上申ー以後便宜的に推薦状と呼ぶーに基づき作成された。次はその一例である。

尉史張尋　文毋害　可補☐　（文毋害は後筆）　110・22A

（当甲渠候官の尉史の張尋は「文毋害」であります。欠任の生じた……の官の後任として推薦いたします。）

この推薦状に基づき下された遷補牒は、実例を確認できないものの、恐らく

甲渠候官尉史某里某爵張尋　文毋害　今（補・為）某官代某

（甲渠候官の尉史、某里某爵の張尋。彼は「文毋害」である。今、彼を某の後任として某官に任命する。）

のようであっただろう。即ち、もとの推薦状にあった「文毋害」－後述－が再び遷補牒に転記されて下されたと思われる。この仮想された遷補牒とさきの10・17の遷補牒とを比べると、前者の「文毋害」に当たる記載が後者の「中功一労二歳二月」であろう。

ここまでは、前に挙例しつつ述べたところであった。ここで、更に先の予測を補強する材料を提示したい。まず次の簡を見る。

／陽里公乗訾千秋年卅五　伉健可授為臨之隊／　E.P.T65:430

この簡は大庭氏によって「遷補牒」の一例として挙げられているものである(*83)。しかし、果たしてそうであろうか。この簡中「可授」、こと「可」の語に注意したい。これは右に一例挙げ、また前章でも数例挙げた、候官より上申される推薦状に共通する語なのである。即ち、この簡も都尉府より下される遷補牒ではなく、逆に候官より都尉府へ上申される推薦状の一例と見なすべきである。

「□陽里、爵公乗の訾千秋。年齢は三十五歳。「伉健」であります。欠任の生じた臨之隊［長］の後任候補として推薦いたします。」(*84)

続いて次の簡を見たい。

甲溝第十三隊長間田万歳里上造馮匡年二十三伉健　　E.P.T27:32

この簡は釈文では上下完結しているように見えるが、写真で確認すると実は下端が破断している。そして、「健」の字の下端より破断面までは約6センチの空白となっているのである。更に、「甲渠」より「三」までは几帳面な文字で字間を詰めてきっちりと書かれている。「三」と「伉」の間にはやや空隙があり、伉健の二文字は他と比べて微妙に大きく、別筆と思われる。

このように、几帳面な文字できっちりと字間を詰めて書く、というのは前に指摘した、遷補牒に共通する特徴である(*85)。そして更にそこで指摘した特徴として二段乃至三段に分けて書かれる点が挙げられたが、この27:32簡も二段書きにされて破断面の下に除官の記載の続いた可能性がある。この簡を遷補牒の典型例である次の簡と比較したとき、その推測は補強される。

宜穀亭長孤山里大夫孫況年五十七　薫事　今除補甲渠候官斗令吏　代孫良　　E.P.F22:60

(現・宜穀亭長、孤山里の爵大夫の孫況、年五十七。「薫事」である。このたび甲渠候官の斗食の令吏に補任し孫良の後任とする。)

この簡の「事」と「今」との間は約6・5センチの空白となっている。「七」と「薫」の間には一字弱分の空隙がある。この簡と先のT27:32簡とを並べると、両簡の記載位置はあたかも定規で測ったかのようにぴったりと一致するのである。おなじ「伉健」の語を含んでいながら、書式に於いてT27:32簡は先のT65:430簡とは異な

り（「伉健」の後の空白の有無）、寧ろ遷補牒であるF22:60簡に極めて近い。要するに、T27:32簡も遷補牒の一例と考えるべきである。

「現・甲溝第十三隊長、間田県万歳里、爵上造の馮匡。年齢は二十三。「伉健」である。［某の後任として某官に任命する。］」

以上のように見たとき、先の予測が確認される。即ち、候官より都尉府へ上申された推薦状にあった「伉健」という語は、都尉府から候官へ下される遷補牒にも同様に見られた。後者に見える「伉健」は前者の記載に基づいて書かれたと考えられるのであり、そして同様の関係を他の資格、「毋害」にも想定することができるのである。

なお付言すれば、さらにここからは前章でも触れた点、即ち、右のF22:60簡遷補牒に見える「薫事」の語が推薦状の一例である次の簡の「勤事」に同じである、ということがある程度確言できる。

☑□力勤事毋官(?)可補造史唯☑　　479・5

（……は「□力」「勤事」「毋官?」でございます。造史に補任いたしたく存じます。どうか……）

この簡中「勤」に釈される字はF22:60の「薫」によく似た形をもつ。ただ、右の479・5簡の文字も本当に勤かどうかは疑わしい。本稿では便宜的に『合校』に従いこれら両簡に見える語を「勤事」としておく。

さて、ここまでに挙げた遷補牒もしくは推薦状には「文毋害」「伉健」「勤(?)事」の語が見られた。これらの語はいずれも同種類同様式の文書で同じ位置、即ち名の下に記されており、同様の性格をもった語であった

はすである。

まず「[文]毋(無)害」については、近年では飯島和俊・王継如氏らによる言及がある(*86)。飯島氏によればこれは雲夢秦簡にも見える言葉で、官吏の昇進に必要な一資格として規定されていた、という。そして、秦漢を通じて、それは実務能力をもつ官吏に冠される称としてあった、とされる。

氏の行論の主眼は主に後者の点に置かれているように見受けられるが、私は寧ろ前者、雲夢秦簡においてこの「毋(無)害」が官への補任の際に必要とされる資格であった、という点に注目したい。氏は漢簡を引いておられないが、先に引いた110・22簡に見えるように漢代辺境軍吏にあってもこの語が吏の任官・昇進上の一資格として機能していたのである(*87)。

かかる、漢簡における吏の昇進上の諸資格については近年角谷常子・邢義田両氏により取り上げられている(*88)。邢氏はその一つとして「伉健」を挙げ、それは隊長・士吏の任用における資格条件の一つであった、とされる。

このように飯島・邢両氏により吏の任用上の資格と認められた「無害」「伉健」がいずれも遷補牒・推薦状に同じ位置で記され、それらいずれもが吏の昇進に当たり評価されるものであったとすれば、残る「勤事」も同様であろう。なお付け加えれば、それらの語が決して全ての吏の除任の場合に見られるものではなかったことから、それらは除任に当たり必ず持たねばならぬ最低限の資格なのではなく、他の吏との比較の上で特に評価される一種特別の資格であったと見たい。

さて、以上より次のことが確認された。「毋害」「伉健」「勤事」等は、吏の昇進に当たり特に評価される、任用上の資格であった。これら諸資格は恐らくは候官で評定されたと思われる。それは欠任の発生に際し候官

より人事権を持つ都尉府へ後任の候補者として推薦されるにあたり、その推薦状に附記されていた。その推薦状に基づき都尉府から候官に人事命令が下されるときには、推薦状にあった資格の記載が転記されたと考えられる。

先述のように、功次による昇進を遂げる吏の場合、その遷補牒の例は

顕美伝舎斗食嗇夫莫君里公乗謝横　中功一労二歳二月　今肩水候官士吏代鄭昌成　10・17

のようになる。それと次の遷補牒、

宜穀亭長孤山里大夫孫況年五十七　勤事　今除補甲渠候官斗令吏　代孫良　E.P.F22:60

ないしは

甲溝第十三隊長間田万歳里上造馮匡年二十三　伉健　☑　E.P.T27:32

とをくらべれば、書式上、10.17簡の「中功一労二歳二月」の記載位置に相当するのが後二者の「勤事」であり「伉健」であることが分かる。いま「勤事」「伉健」が吏たる上での特別な資格であり、またそれは吏の昇進の際に評価されるものであった、とするなら、同様のことが「中功一労二歳二月」についても言えるはずであ

る。即ち、この功労の記載も同様の一種特別な資格と考えることができるのである。そして、前章での考察によれば、この功労の記載を伴うのが、功次による昇進の記録であった。

ここから、次のように言うことができる。功次による昇進とは、「毋害」「勤事」「伉健」等、様々な資格による昇進と全く同様の手続きにより行われるものであり、それら諸資格により行われる人事の中のあくまで一種類であった、と。確かに、数の上では功次により昇進する吏が多かったかもしれないが、吏には功労の他にも評価されるべき様々な資格とそれによる昇進があった。それらのうち特に長期勤務という資格が評価されて行われる昇進、それが功次による昇進なのである。そして、功次による昇進、その他諸資格による昇進、いずれもが同様に、その際の手続きにおいて候官から人事権を持つ都尉府への推薦という形をとっていたことを、後の行論の伏線としてここで注意しておきたい。

これら諸資格による昇進は、いずれも律令に明確な法的規定をもっていたと考えられる。飯島氏の指摘の如く、雲夢秦簡・置吏律からは「無害」が任官・昇進のための一つの必要な条件となっていたことが分かるのであり、基本的に秦律を襲用した漢律令に於いても同じこの語が律令に規定をもつ吏の資格であったことが想定される。文献ではあるが、続漢書百官志五、郡国の条に「秋冬遣無害吏案訊諸囚」とあり、その劉注に「案律有無害都吏、如今言公平吏。…」とある。ここから、漢代に於いても「無害」の語は律上の文言としてあったことが窺われる。

「無害」がそうであったとすれば、同様にその他の諸資格、「伉健」「勤事」等もやはり律令に規定をもつ語であったと見なすことができる。それらの語と同位置に置かれる功労の記載についてもそれは同様であろう。労の賜与が功令四十五・北辺挈令第四に規定をもつ(*89)ことからも、また秦律において労を擅増した際の罰則

が規定される（雲夢秦簡・中労律(*90)）ことからも、それは傍証される。

以上推測的ながら「無害」「伉健」「勤事」等の諸資格、そして功労の記載が律令に規定をもったことを確認したわけであるが、このような律令上の吏の資格と考えられるものの例を漢簡より他にも見いだすことができる。

□候官窮虜隊長簪裊単立中功五労　三月能書会計治官民頗知律令文年卅歳長七尺五寸応令居延中宿里家去官七十五里　属居延部　89・24

（……候官管下の窮虜隊長、爵簪裊の単立。功五個、労三ヶ月に相当。筆記・会計・官民の治事を能くし、律令をよく知っている。文。年は三十歳、身長七尺五寸。令の規定に合致。本籍、居延県中宿里。家は候官より七十五里。居延都尉府の管下に所属。）

延城甲溝候官第三十隊長上造范尊中労十月十烝日能書会計治官民頗知律令文年三十二歳長烝尺五寸応令居延陽里家去官八十里　属延城部　E.P.T59:104

（延城ー居延の王莽期の呼称ー都尉府管下、甲溝ー同・甲渠ー候官第三十隊長、爵上造の范尊。労は十ヶ月十七日に相当。筆記会計、官民の治事を能くし、律令をよく知っている。文。年は三十二歳、身長七尺五寸。令の規定に合致。本籍、居延県陽里。家は候官より八十里。延城都尉府の管下に所属。）

□歳長烝尺五寸応令敦徳亭間田平定里去官二百二十五里●属敦徳郡　D5

（……歳、身長七尺五寸、令の規定に合致。本籍、敦徳亭間田平定里。家は候官より二百二十五里。）

これらはいずれも大庭氏により「表彰状」とされた簡である(*91)。これらの簡に見える「応令」の語より、隊長単立や范尊は何らかの令の規定に合格したことがことが分かる。それでは、まず彼らの何が「令に応じ」たのか、換言すれば、これらの簡中「応令」の語はその前のどこにかかるのか。

「応令」がいずれも身長の後に記されているため、一見すれば彼らの身長が隊長たる上での令上の規定に合致した、との意にもとれる。しかし、先に結論を言えばこの応令はもっと前の部分、即ち「中功～労～」より身長までの部分全てにかかるのである。

一章にも引いた、次の簡を見てみたい（訳は一章を参照）。

居延甲渠候官第十隊長公乗徐譚功将
中功一労二歳
其六月十五日、河平二年三年四年秋試射、以令賜労 □令
（以上第一欄）
能書会計、治官民、頗知律令、文
（以上第二欄）
居延鳴沙里、家去大守府千六十三里、産居延県
為吏五歳三月十五日
其十五日、河平元年・陽朔元年病、不為労 居延県人
（以上第三欄）

E.P.T50:10

これは『居延新簡』（新・旧）の釈文による、隊長徐譚の功労墨将名籍である。第一欄の記載として釈されている最後の「□令」は胡平生氏も釈するように恐らく応令であり、右の釈文によればその前の「以令賜労」を承ける、即ち徐譚が功令四十五の規定により労を賜与されたことを指すように一見思われる。

しかし、胡氏の釈文からも、また写真での確認でも分かるのだが、第一欄の記載として釈されている最後の「応令」は実は明らかに第二段の左端、つまり最終行の記載なのである。とすれば、この「応令」はその前の部分まで、即ち、上段の文書名「功将」の次、「中功～」より「頗知律令文」までを承ける、ないしは少なくとも直前の「「頗知律令文」だけは必ず承ける、はずである。

功労墨将名籍と「表彰状」とは記載内容の上で共通点が多く、何らかの関係が予想できるのであるが、それはともかく、文書の種類を異にするとはいえ、功労墨将名籍で「能書会計治官民頗知律令文」の記載を「応令」が承けるとすれば、「表彰状」簡での同じ記載も、その後にある「応令」が承ける、と考えてよかろう。

少々煩瑣な説明をしたが、要は、「表彰状」中、「中功～労～」より「能書会計治官民頗知律令文」（筆記・会計、官曹や治民の事に達し、よく律令を知っている。「文」。）という「ほめ言葉」、そして年齢、身長、までの記載全てを承けるのが「応令」である。同じく、功労墨将名籍において「中功～労～」より「能書会計治官民頗知律令文」まですべてを承けるのが「応令」である。

それでは、この「応令」の令は、何に関する令か。この点については角谷氏の指摘を参照すべきであろう。氏は「表彰状」諸簡に見える功労の記載・「能書会計」・「治官民」・「知律令」・「文」につき人事異動の際に評価される項目、とされている。とすればこれらの語を規定する令とは、吏の人事に関する規定であろう。

換言すれば、そのような令に規定されるこれらの語も吏の人事上の一種の資格と見なすことができるのである。

以上、吏の昇進に関する、律令上の諸資格として先に挙げたものの他に更に年齢・身長、そして「能書会計」「治官民」「頗知律令」「文」のあることを見た。ただ、これらの資格それぞれが任官に当たり特に評価される特別な資格なのか、或いは最低限必要な資格なのか、その判断は留保せざるを得ない。

なお、ここで「応令」といった場合の「令」を律令の令と一義的に解することには異論もあろう(*92)。が、漢簡に於いて「以令」と言った場合の「令」に律令の令の多い、少なくとも内容の確認できるものではほとんどがそうであることより、「応令」の令も律令のそれである可能性が高いと考える。律令に規定があればこそ、それらの資格は定期的に都尉府でチェックを受け、その記載に誤謬のあった際には詰責の上処罰が科されたのであった。

長李利□元二年功労三歳九月一日校□功□□□／　53・16

(……長の利広、□元二年時点の功労は労三年九ヶ月一日に相当。校閲…功……)

／神爵三年功労中労二歳十一月七日校／　E.P.T53:60

(……の神爵三年(BC59)時点の功労は労二年十一ヶ月七日に相当。校閲……)

この両簡は、功労が「校」＝チェックされたことを示すものと考えられる。いずれも木目の通った簡に極めて謹直な字で書かれており、都尉府以上の機関で書かれた可能性が高い。永田英正氏の引かれる(*93)次の簡からも、このような吏の資格の校勘が都尉府でなされたことが窺える。

校甲渠候移正月尽三月四時吏名籍第十二隊長張宣史案府籍宣不史不相嘱応解何　129・22+190・30

（貴甲渠候の上申してきた、正月より三月までの四時吏名籍を校勘してみたところ、第十二隊長の張宣はその籍面では「史」となっていたが、当都尉府の名籍を調べてみたところ、宣は「不史」であり、食い違いがある。これはどういうことか。）

その結果責任者、恐らくは候、は次のように何らかの処罰を受けた。

☑坐移正月尽三月四時吏名籍誤十事適□里　185・32

（……は正月から三月までの四時ごとの吏の名籍を送付するに当たり十箇所のミスを犯したため罰として□里の強制労働に従事……）

四時吏名籍、とは候官より都尉府へ年四回上申された吏のリストであろうが、そこには各吏の功労、「史」一書を諷誦するの謂であろう(*94)一等の諸資格が記されていたと考えられる。当然その原簿は候官に常備されていたはずである。

律令に規定を持ち、定期的に都尉府でチェックされる所の諸資格、それは吏の昇進の際に恐らくこの原簿(*95)より推薦状に転記され人事権を持つ都尉府へ上申された。功次による昇進の際には、功労がそこに転記された訳である。そして、その推薦状に記された資格を勘案の上で都尉府は人事を行ったのであった。本節の検討

で明らかにされた居延の候官における少吏の考課と人事の一端は以上である。

第四節　漢代察挙制度の位置

先章で漢簡より見た、吏の諸資格による昇進、その文献に於ける例が次である。

蕭相国何者、沛豊人也。以文無害為沛主吏掾。（史記・蕭相国世家）

蕭相国何なる者は、沛の豊の人なり。文無害なるを以て沛の主吏掾と為る。

湯給事内史、為寧成掾、以湯為無害、言大府、調為茂陵尉、治方中。（史記・酷吏張湯伝）

湯、内史に給事し、寧成の掾と為る、湯を以て無害と為し、大府に言い、調されて茂陵の尉と為り、方中を治す。

減宣者、楊人也。以佐史無害給事河東守府。衛将軍青使買馬河東、見宣無害、言上、徴為大廄丞。（史記・酷吏減宣伝）

減宣なる者は、楊の人なり。佐史にして無害なるを以て河東守の府に給事す。衛将軍青、河東に馬を買わしむるに、宣の無害なるを見て上に言い、徴されて大廄丞と為る。

漢簡から見た辺境軍吏の昇進と同様、他地方の吏に於いても、このような資格の評価されて行われる昇進のあ

ったことが確認される。張湯・減宣の事例では「無害」の名目による推挙のなされた結果、佐史・掾より勅任官の茂陵尉・大廄丞への抜擢がなされており、漢簡で見た手続きとの類似が看守される。文献に見える少吏から長吏への昇進に於いても、辺境少吏と基本的に同様の手続きのとられたことが窺える。

これら諸資格は先述の如く官簿に記されていたはずである。それらの資格により推挙のなされる際は、官簿が勘案されその記載が挙状にも記されたであろう。その挙状を受けた人事担当官庁は、その挙状並びに官庁の官簿(*96)上の記載を勘案の上、人事を行ったと考えられる。それを示す一例が次である。

> 今世之将相、不責己之不能、而賤儒生之不習、不原文吏之所得得用、而尊其材、謂之善吏、非文吏、憂不除、非文吏、患不救、是以選挙取常故、案吏取無害。儒生無閥閱、所能不能任劇、故陋於選挙、佚於朝廷。
> (論衡・程材)

今の世の将相は己の不能を責めずして儒生の習わざるを賤んず、文吏の用うるを得る所を原ねずして其の材を尊び之を善吏と謂う、文吏に非ざれば憂は除かれず、文吏に非ざれば患は救われず、とす。是を以て選挙には常故を取り、吏を案じては無害を取る。儒生は閥閱無く、能くする所は劇に任ず能わず、故に選挙に陋にして朝廷に佚す。

前後の文脈より、この「案吏」が選挙に際する手続きを指すことは明らかである。挙状・官簿を「案」じた上で、そこに「無害」の資格を記される事務官僚を優先して起用することがここで指弾されているわけである。「案」ぜられる資格は「無害」に限らなかったであろう。功次による昇進の際には功労が「案」ぜられたはず

である。そしてこのような手続きも、次の居延簡、

□●謹案吏功算／　270・11
（●吏の功算を調べてみますに、……（*97））

などより窺われる居延の少吏の人事との相似を見せるのである。

このように文献に於いても居延と同様、諸資格の評価に基づく吏の昇進が見られた。それらの際には推挙がなされ、挙状上に記される彼の資格を勘案の上で、人事担当官庁は人事を行ったと考えられる。

以上の漢簡・文献両面より確認される手続きは、二章で見た察挙に際する手続きと極めて似通っている。即ちそこでも、察挙される吏の諸資格は官簿より挙状に転記のうえ中央に上申されたのであった。即ち、察挙制度も右のような諸資格の評価に基づく推挙の一種なのである。ある一定の資格条件を満たした吏を特に詔もしくは令（律令の令）によりー前者が制科、後者が常科に当たるー推挙させるもの、それが察挙制度であると考えられる（この点については後に明経科の察挙を例に再述する）。

そして更に、漢簡での検討、即ち功次による昇進が、その際に適用されるシステムに於いてはあくまで長期勤務という資格を評価されて行われる所の、諸資格による推薦の中の一種であったという結論をここに応用するなら、次のように言える。即ち文献に見える功次による昇進、少々挙例すれば次、

以郎為天水司馬、功次遷河南都尉（漢書酷吏田広明伝）

挙茂才為美陽県令、功次遷長楽屯衛司馬（漢書馮奉世伝）

等は、制度としては、諸資格の評価による推挙である所の察挙と同様に、長期勤務という資格の評価されてなされる一種の推挙なのである。これはさきにも触れた点である(＊98)。

漢書朱博伝には「故事、（刺史）部に居ること九歳にして挙げられて（郡国）守相と為る、其の異材・功効著らかなる者有らば輒ち登擢す」とある。刺史より九歳にして守相に昇進すること、これが「功次による昇進」の一例であろう。故にこそ、それが「異材・功効著らかなる者」と対置されているのである。そして、その際にはやはり「挙」、即ち推挙がなされるのであった。

以上、文献に見える察挙も一種の資格による推挙であり、また所謂功次による昇進も制度としては長期勤務という資格に基づく一種の推挙、即ち功次による推挙に基づくことを確認した。この両者は居延辺境の小吏と同様、文献に見える高級官僚の人事に於いても手続き上区別されうるものではない。また先章での漢簡での知見を適用するなら、文献に於いても大半の吏が察挙ではなく功次による昇進を遂げていた、とする大庭氏の見解にも一定の修正が必要であろう。確かに数の上で功次により昇進を遂げていた吏は多かったかも知れぬが、功労の他にも別の諸資格の評価により全く同様の手続きのもと推挙され昇進した吏も少なくなかったと考えられる。そのような推挙の一種として察挙はあったのである。

右の如く考えたとき、不明な点の多い漢代官吏の考課による昇進の制度を知るための手がかりが与えられる。長期勤務の吏の昇進、及びその他諸資格による昇進、それらいずれもが推挙によっていたとするならば、少なからぬ場合、官吏の考課の成績は推挙と同時に報告され、それによって昇進がなされていたと考えられる。次

の、考課の成績を意味する「最」「第一」等にしても、「挙」とあるようにそれらの名目による一種の推挙がなされているのである。

（焦延寿）補小黄令、……挙最当遷、三老官属上書願留、有詔許増秩留。（漢書巻七五京房伝）

小黄令に補せられ、……最に挙げられ遷に当るべきに、三老官属上書して留めんことを願う、詔ありて秩を増して留むるを許す。

補上党郡中令。治敢行、少蘊籍、県無逋事、挙為第一。遷為長陵及長安令（史記酷吏義縦）

上党郡中令に補せらる。治は敢行し、蘊籍少なし、県に事を逋むる無く、挙げられて第一と為る。遷りて長陵及び長安の令と為る。

最に挙げられることは尤異とも呼ばれたようである。

諸州常以八月巡行所部郡国、録囚徒、考殿最。（胡広曰、課第長吏不称職者為殿、挙免之。其有治能者為最、察上尤異。州又状州中吏民茂才異等、歳挙一人。）（続漢書百官志五）

諸州は常に八月を以て部する所の郡国を行り、囚徒を録し、殿最を考す。（胡広曰く、長吏の職に称わざる者を課第して殿と為し、挙げて之を免ず。其の治能有る者を最と為し、尤異に察上す。州は又た州中の吏民の茂才・異等を状し、歳ごとに一人を挙ぐ、と。）

即ち「課」により「最」と評定された者が「尤異」に察挙されるわけである。黄留珠氏は尤異を察挙の一科目とした上で、「別の観点から見れば、この科は在任官に対する一種の考課である」とされている(*99)が、より正確には、州により考課が行われた後に、その結果に基づき行われる察挙の一、と言うべきであろう。

以上、本節では漢簡における吏の諸資格による昇進と功次による昇進との関係を文献に見える察挙と功次による昇進との関係に適用し、両者とも同様の手続きのもとなされる推挙であったこと、そこには等しく考課の要素が含まれること、更に漢代官吏の考課の報告はこのような推挙と同時になされることが少なくなかったであろうことを述べた。

なお、これらの推挙の他に、漢代において官僚を昇進させるための考課・人事の制度の存在した可能性は無論ある。郡国より毎年提出される上計(*100)簿の中には吏の勤務評定の記録もあったはずであり、その記録に基づき中央官庁の裁量による人事のなされたことは十分に考え得る。ただ、そのような制度の具体像については、現段階では不明と言わざるを得ない。以後の検討に委ねたい。

最後に、最近出された西川利文氏の明経科の察挙に関する所説(*101)に触れたい。氏による明経科の詳細な検討は、本章に述べた資格と察挙の関係について有益な示唆を与える。氏は平井正士氏の指摘(*102)を承け、明経の語には評価としてのそれと、制科の察挙科目としてのそれがあったと指摘される。いま氏の所説を承けつつ、右に述べてきた所に沿って再解釈すれば次のようになろう。

某人の何らかの経学に能く通ずる旨ー恐らくそれは課試により認可された(*103)ーはあたかも先引王莽戒子書や孝経の誦経と同様、資格として官簿に記されていたと考えられる。彼の推挙される際には、官簿に記される彼の某経に通ずる旨が参照され、挙状に転写されたであろう。蓋しこれが西川氏の言葉を借りれば「明経な

る評価によって推薦され」ることであった。

このように評価・資格としての明経が存在し、それによる推挙がなされていたとすれば、一方の制科としての明経がそれと無関係であったとは考え難い。即ち、制科としての明経の察挙の際にも有資格者の中から被挙人が選出されたはずである。西川氏の挙げられる明経の挙を命ずる詔令「使郡国上明経者」（章帝元和二年五月）を例にとれば、郡国より明経の有資格者（具体的には恐らく誦経の試験合格者）が挙げられたはずであり、その挙状にはやはり被挙人の明経なる資格が記されていたであろう。

とすればその場合、制科としての明経の挙は、同時に評価・資格としての明経による推挙でもあった訳である。氏の指摘される、察挙科目としての明経と評価としての明経の違いは、結局その挙を命ずる詔令の有無だけで、いずれの場合にも資格に基づき推挙が行われ、それにより昇進を遂げるという点では共通していたと考えられる。こう見れば、明経察挙の詔令の有無に関わらず同様に「挙明経」なる表現の見られる点をより整合的に理解できよう。同時に「以明経」と「挙明経」の表現の違いで評価としての明経と制科としてのそれとを分けることには再検討が必要ではないか(*104)。

ところで西川氏は、評価としての明経による昇進が後漢になるとあまり見られなくなる理由として、明経が官僚たる上での必要条件となり、孝廉等の察挙に応ずるには明経なることが前提となったことを指摘される。これは換言すれば、明経の資格が孝廉・茂才の中に吸収されていったということでもある。

何らかの経学に通ずることが孝廉・茂才に察挙されるための一資格であったことを既に二節でも指摘した。何らかの経学に通ずること、それが即ち評価・資格としての明経に他ならない。このように明経は、前漢には吏の一資格としてその名目での推挙の行われていたのが、次第に他の察挙科目の中に吸収されていった、その

一例であろう。同様の流れを廉吏の挙などにも想定することが可能ではないかと思われる。

第五節　小結

前節までで述べてきたところを今一度簡単にまとめる。まず二節では察挙中特に常科の挙に於いて功労並びに経術その他の諸資格が参照されること、それらの諸資格は通常官簿に記され挙状に転記されることを指摘した。次に三節ではかかる官人の諸資格が居延の少吏の昇進に当たりいかに評価され、その結果いかなる手続きのもとに昇進がなされるかを検討、そこから、令に規定される諸資格が彼らの昇進に当たり都尉府へ推薦されること、その手続きは功次による昇進の際でも全く同様で、量的にも他の諸資格による昇進と同列であることを明らかにした。続く四節では、三節で見た少吏の昇進の手続きと二節で見た察挙の際の手続きとの類似性より、察挙とは居延少吏の諸資格による昇進と同様、官簿に記される様々な資格が評価されて行われる推挙であり、それによる昇進は功労が主に評価されて推挙された結果の功次による昇進と同列に見なすべきであること、を指摘した。

このように察挙特に常科に当たり考課の成績が吟味される、という点では、茂才等による長吏からの察挙のみならず、孝廉のような郡国の少吏からの察挙に於いても同様であった。従来、孝廉の察挙が郷挙里選と呼ばれ、それが後世の科挙の源流をなす、としばしば言われてきた。が、既に官についている者がその在官中の業績を評価された上で察挙されるとした場合、白衣の者の応挙する科挙と一様に見なすことはできないであろう。

功次による昇進に於いては主に功労＝勤務日数（＋何らかの手柄）が評価されたであろう。しかし漢簡から明らかにされたように、官吏は昇進に当たり功労のみで評価されるのではなく、そのほかにも評価の対象となる様々な資格があり、それによる昇進が功次による昇進と並列して存在した。察挙に当たっては功労の他にもこれらの諸資格が評価されたと考えられる。二節での指摘の如く、経学や徳行等、勤務成績に関わらない諸資格も評価の対象となったことはその一傍証となろう。

このように評価される資格に多少の相違はあるものの、その手続きに於いては同様の仕組みが見られたのである。これらの制度を通して、官人のもつ様々な資格に応じ彼らを柔軟に昇進させるシステムが働いていたのではないか。ともかく、前章で指摘したように「常牒」に従った通常の各駅停車の昇進に於いても、或いは高官の推挙による「超遷」にしても、手続きの上で大きな相違はなかったことは繰り返し強調しておきたい。

なおここで指摘しておくべきは、考課の成績を含めた様々な資格が比較的独立して評価され、それらによって同様に推挙され得たという点の歴史的評価についてである。唐制に於いては、「徳義有聞」「清慎明著」「公平可称」「恪勤匪懈」の「四善」並びにそれぞれの職務内容における成績「最」の評価が組み合わされ、最終的に上上より下下まで九階の成績に還元された上で、その成績に基づいて銓選が行われた(＊105)。対する漢制では「最」「第一」のみ、或いは廉吏の科のように主に唐制で言えば「四善」に当たる評価のみで推挙され得た所に特徴がある。ここに、漢から唐に至る考課制度の発達の歴史を想定することができよう。諸評価項目の機能的に組み合わされた唐制に比し漢制の未発達さを指摘することもできるが、また唐制のプロトタイプが既に漢代には用意されていることにも注意すべきである(＊106)。

今一つ指摘すべきは、漢制と唐制とで、考課評定後の処理の行われる場の異なっていたことである。漢制に

於いては、直属所司により考課の評定された後、その成績に基づき人事権を持つ上級機関へ推挙がなされた。対する唐制では、所司による考課評定が済めばその成績は年度ごとに一括して中央に送られ、そこでその成績に基づき銓選が行われるのである。両朝の制度を比べれば、中央で考課記録が集約的に管理され、それに基づき銓選の行われる唐制に比べ、漢制における中央の管理の希薄さ、それに反比例する各官庁の独立性の高さは明らかである。

では、唐制に見られる如き中央における考課と銓選の集約的管理のシステムが形成されてくるのはいつ頃か。章を改めて検討したい。

第四章　尚書の銓衡の成立ー漢代における「選挙」の再検討ー

はじめに

本章では、先章で捨象した前後漢を通じての人事制度の変遷を検討し、先に提示した課題、後代に見られるような中央における官僚人事の集中的管理の制度の成立していく過程を明らかにすることを目的とする。

さて、かかる課題を検討するに当たり問題となるのは次の点である。即ち、従来、特に文献を利用しての漢

代の人事制度の研究が専ら察挙制度に集中してきたためもあり、察挙を含めた広義の推挙全般が「選挙」の語で括って呼ばれてきた。無論、それは誤りではない。文献で推挙が「選挙」と呼ばれており、またその語が元来官僚の抜擢選出全般を広く指すものである以上、それは尤もなことである。

しかし、当面の検討課題、中央での官僚人事の集中的管理の制度の形成過程を論ずるに当たり、ここに少々問題がある。例えば唐制でも中央の銓選が「選挙」と呼ばれるように、この語が広く官僚の人選全般を含意するがゆえに、推挙と中央の有司による銓選との差異がその広い含意の中に埋もれてしまうのである。

よって、以下では「選挙」の語の指す内容に注意を払い、それらを腑分けしていくことが必要となる。

大凡の作業の手順は次の通りである。

まず、中央官庁による官僚人事の事例を確認しうる時期即ち前漢後期にまで遡り検討、次第にそれが丞相・御史大夫から尚書へ移行したことを指摘する。次いで、後漢における「選挙」の内容を検討、尚書によるそれが後世の銓選の制度へとつながっていくことを明らかにする。

第一節　前漢における人事権の所在－三公から尚書へ－

本節では、前漢の後半期頃まで丞相・御史大夫、後の三公が官僚の人事を行ったらしいこと、そのころから次第に尚書へその職能が移行し始め前漢末期には六百石以上の高級官僚の人事は尚書が行うようになったことを指摘する。

前漢、とくに前半期、中央で官僚人事を管理していた官庁はどこであったか、それを間接にであれ語る史料がなく、ほとんど何も分からない。それは換言すれば、中央における官僚人事の集中的管理が制度として確立していなかったことを暗示するものかも知れない。

それがある程度分かってくるのは、前漢の後半期からである。

たとえば、宣帝時代、丞相が官吏の考課のための資料を管理していたことを示す例として、宣帝期に丞相となった丙吉の次のような話がある。

（馭吏）適見駅騎持赤白嚢、辺郡発奔命書馳来至。馭吏因随駅騎至公車刺取、知虜入雲中・代郡、遽帰府見（丞相）吉白状、因曰、恐虜所入辺郡、二千石長吏有老病不任兵馬者、宜可予視。吉善其言、召東曹案辺長吏、瑣科條其人（張晏曰、瑣、録也。欲科條其人老少及所経歴、知其本以文武進也）。未已、詔召丞相・御史、問以虜所入軍吏、吉具対。……（漢書丙吉伝）

（馭吏）適たま駅騎の赤白嚢を持つを見る、辺郡より奔命書を発し馳せ来りて至るなり。馭吏、因りて駅騎に随いて公車に至り刺取するに、虜の雲中・代郡に入るを知る、遽やかに府に帰りて（丞相）吉に見えて状を白し、因りて曰く、恐るらくは虜の入る所の辺郡の二千石・長吏に老病にして兵馬に任ぜざる者有らん、宜しく予じめ視る可し、と。吉、其の言を善みし、東曹を召して辺長吏を案じ、瑣して其の人を科條す（張晏曰く、瑣は録なり。其の人の老少及び経歴する所を科條し、其の本と文武を以て進むを知らんと欲する也）。未已、詔して丞相・御史を召し、問うに虜の入る所の軍吏を以てす、吉、具さに対う。……

これによれば、辺境の長吏の勤務状況、年齢、経歴などの情報が丞相府の東曹に保管されていたことが分かる。後漢の史料ではあるが、続漢書百官志にも三公の一たる太尉府の東曹の説明として「二千石の長吏の遷除及び軍吏を掌る」とあり、二千石に至る天下の官吏の考課は上計により三公府の東曹に保管され、三公による人事の資料となされたのであろう。そしてそれをもとに三公による人事異動がなされたと考えられる。鎌田重雄氏によれば(*107)、毎年度の地方官の治績は上計吏に託されて丞相、のちには司徒府に報告され、それに基づき丞相・御史大夫は考課を行ったという。続漢書百官志にも三公の一たる司徒は「四方の民事の考課を掌」ったとある(*108)。

次に、成帝期に丞相・御史大夫が地方官の考課の資料を管理していたことを示す例として、漢書薛宣伝の次の記事がある。

> 月余、御史大夫于永卒、谷永上疏曰、「……御史大夫内承本朝之風化、外佐丞相統理天下、任重職大、非庸材所能堪。今当選於羣卿、以充其缺。……窃見少府宣、材茂行絜、達於従政、前為御史中丞、執憲轂下、不吐剛茹柔、挙錯時当、出守臨淮・陳留、二郡称治、為左馮翊、崇教養善、威徳並行、衆職修理、姦軌絶息、辞訟者歴年不至丞相府、赦後余盗賊什分三輔之一。功効卓爾、自左内史初置以来未嘗有也。……宣考績功課、簡在両府、不敢過称以奸欺誣之罪。臣聞賢材莫大於治人、宣已有効。其法律任廷尉有余、経術文雅足以謀王体、断国論。身兼数器、有退食自公之節。宣無私党遊説之助、臣恐陛下忽於羔羊之詩、舎公実之臣、任華虚之誉、是用越職、陳宣行能、唯陛下留神考察。」上然之、遂以宣為御史大夫。

月余にして御史大夫于永卒す、谷永上疏して曰く、「……御史大夫、内は本朝の風化を承け、外は丞相を佐けて天下を統理す、任は重く職は大、庸材の能く堪うる所に非ず。今ま当に羣卿より選び、以て其の缺に充つべし。……窃かに見るに少府宣、材は茂く行は絜、従政に達す、前に御史中丞と為り、憲を轂下に執るに、剛きを吐き柔らかきを茹わず、挙錯時に当たり、出でては臨淮・陳留に守たれば二郡治を称す、左馮翊と為れば教を崇び善を養う、威徳並びに行われ、衆職修理す、姦軌絶息し、辞訟する者歴年丞相府に至らず、赦後に余せる盗賊は三輔を什分せるの一のみ。功効卓爾たり、左内史の初めて置かれて自り以来未だ嘗て有らざる也。……宣の考績功課、簡して両府に在れば、敢えて過称し以て欺誣の罪を奸さず。臣聞くならく賢材は治人より大なるは莫しと、宣は已に効あり。……」上、之を然りとし、遂に宣を以て御史大夫となす。

于永が卒したのは成帝紀によるに成帝陽朔四年閏十二月である。典故をふまえたレトリックではあるが（論語・堯曰篇「有罪不敢赦、帝臣不蔽、簡在帝心」）、薛宣の郡太守時代の「考績功課」が「簡して」つまり調べ上げられた上で(*109)「両府に在」ったという。両府とは顔師古によるに丞相・御史府であり、従ってこれは地方官の考課が丞相・御史大夫の府に報告されそこで管理されていたことをしめすものである。

以上が前漢の末期までの制度であったらしい。但しここで注意せねばならないのは、ここに挙げた諸例はいずれもあくまで中央官府における地方官の考課記録の存在を示すものでしかないということである。先章で述べたように、そもそも察挙全般においては各官府に保存される管下の官僚の考課記録が吟味された上でそれが行われたのであった。故に中央官府における官僚の考課記録の存在のみを以てしては、百官諸司の上位に位置

してそれらからの推挙をその後更に審議する制度の存在を想定することはできないのである。いわば極言すれば、中央官府も地方官府と同一平面上に位置し、同じく推挙を行いうる主体の一つ、と見なすことが可能である。そして事実、後述のように後漢に入っても中央の三公により考課記録を吟味の上で地方官の推挙の行われている事例は確認できる。

ただ、中央官府による地方官の考課記録の把握が、後の中央における人事の集約的管理の制度成立を可能ならしめるひとつの重要な前提条件であったこと、これは事実であろう。その意味ではこれら諸例を後述の銓選の制の成立に先行する一段階と位置づけることは許されよう。或いは更には、このような考課記録を管理する機能の存在を以て、丞相御史府にあたかも二章で述べた辺境軍政機関における都尉府の如き資格審査と受動的な人事決定権の存在を想定することも可能かも知れない(*110)。

しかし同じ前漢後期頃、既に高級官僚についてはその権限は次第に尚書へ移行しつつあったらしい。漢書黄覇伝には、丞相の黄覇が宣帝に対し太尉の推挙を行ったところ「将相の官は朕の任なり」と叱責を受けたとある(*111)。これは宣帝という強力な指導力を持った帝の時代における特例であったとも考えられるが、少なくとも建て前としては当時中央の高級官僚の人選は帝自身によるべきであるとされていたことが窺える。この際帝による詰問と叱責は尚書を通じて行われており、その前の黄覇による推挙も同様に尚書の取り次ぎを経ていたと考えられる。このような尚書による推挙の取り次ぎの機能が、次第に皇帝からの人選の委譲を丞相御史より奪っていったであろうことは想像に難くない。

次の例は、より明瞭に尚書による高級官僚の人事への関与を示すものである。

……書奏、天子（宣帝）徴敞、拝膠東相、賜黄金三十斤。敞辞之官、自請治劇郡非賞罰無以勧善懲悪、吏追捕有功効者、願壹切比三輔尤異。天子許之。敞到膠東、明設購賞、開羣盗令相捕斬除罪。吏追捕有功、上名尚書調補県令者数十人（調、選也）。（漢書張敞伝）

書の奏せらるや、天子、敞を徴し膠東相を拝し黄金三十斤を賜う。敞、辞して官に之くに、自ら請うらくは劇郡を治むるには賞罰非ずんば以て善を勧め悪を懲らしむ無し、吏の追捕して功効有る者は、願わくは壹切に三輔尤異に比せん、と。天子之を許す。敞の膠東に到るに、明らかに購賞を設け、羣盗に開して相い捕斬し罪を除かしむ。吏の追捕して功有り、名を尚書に上りて県令に調補せらる者数十人。

宣帝時代、膠東国の相を拝した張敞は懸賞をもうけて吏に盗賊を捕らえさせ、そこで功あった吏は尚書へ上申された上で県令に補任せられた、という。尚書が国相から上申された吏の功績の記録をもとに六百石乃至千石の県令の人事を行ったと見られる事例である。ここでの尚書の人事への具体的関与の仕方を考えるに、県令の張敞から上申された功ありし吏を「三輔尤異」－尤異の科の察挙の一種であろう－に準じて県令に補任したとあり、漢書補注引く劉攽説の如くそれが尤異の者を県令に補任する科目であったならば、尚書は主体的に適切な任官を選択決定するよりは寧ろ、受動的な役割を果たしたであろうことが想定される。推測すればその役割とは被挙者を規定通りに補任するに当たり挙状の文面に虚偽なきか否かを審査することであったかもしれない。即ちここでの尚書の人事への関与の仕方も、辺境軍政機関における都尉府の如きものであったと推測され、被挙者の任官の事実上の決定力を持つのは最終決定者の尚書であるよりも多分に推挙主体の県令・張敞にあったと思われるのである。

ここで尚書の主体的人事を想定することはまだ出来ないものの、推挙を受けた後に尚書が審査の上決定を下すという形態をここに想定することは可能であり、これが後述の尚書による銓選の制度の一つの原型になったと考えることもできよう。

次の元帝時代には、尚書が御史大夫の選任に関与している事例として、漢書馮野王伝の次の記事がある。

数年、御史大夫李延寿病卒、在位多挙（大鴻臚）野王。上使尚書選第中二千石（師古曰、定其高下之差次也）、而野王行能第一。上（元帝）曰、「吾用野王為三公、後世必謂我私後宮親属、以野王為比。」乃下詔曰、「剛彊堅固、確然亡欲、大鴻臚野王是也、心辨善辞、可使四方、少府五鹿充宗是也、廉絜節倹、太子少傅張譚是也。其以少傅為御史大夫。」上由下第而用譚、越次避嫌不用野王、以昭儀兄故也。

数年にして御史大夫李延寿病みて卒す、在位多く（大鴻臚）野王を挙ぐ。上（元帝）、尚書をして中二千石を選第せしむるに（師古曰く、其の高下の差次を定むる也）、野王、行能第一たり。上曰く、「吾、野王を用いて三公と為さば、後世必ずや我後宮の親属を私にす、と謂い、野王を以て比と為さん。」と。乃ち詔を下して曰く、「剛彊にして堅固、確然として欲亡きは大鴻臚野王是れなり、心は辨じ辞を善くし四方に使す可きは少府五鹿充宗是れなり、廉絜節倹なるは太子少傅張譚是れなり。其れ少傅を以て御史大夫と為せ。」と。上、下第よりして譚を用い、次を越えて嫌を避け野王を用いざるは、昭儀の兄なるを以ての故なり。

御史大夫の欠任に際して、或いは帝から推挙の命令が下ったのであろうか、公卿の多くが馮野王を挙げ、そこ

で帝は尚書をして「中二千石を選第」せしめたとある。公卿の挙ののちに決定を行うのは黄覇伝に見える宣帝の言葉からしても帝自身であるべきであった。しかしここではその際に尚書に命じて中二千石の官の功能を調査のうえ等級付けさせていることが注意される。それはいわば帝による人選の尚書への一部委譲であった。その人選の際に尚書が候補者の行能を調査・等級付けしている事実は、尚書によりそれら候補者の考課の資料が把握されていたことを窺わせるものである。ちなみに結局この時は公卿の推挙や尚書の「選第」の結果は帝の用いるところとはならなかったが、これは佞臣石顕の進言によるものであった（石顕伝）。

この例も先の例同様に推挙の後の尚書による審査を語るものではあるが、ただ尚書が複数の被挙者の中から更に等級付けを行った上で最適候補者を選出するという、先の例と比較すればより主体的な人事への関与をそこに見いだすことができる。

以上の過程を経た後の、前漢最末期の時点での制度を示すものが次の衛宏・漢旧儀の記事である。

旧制、令六百石以上、尚書調拝遷、四百石長相至二百石、丞相調除、中都官百石、大鴻臚調、郡国百石、二千石調。

旧制、（令）六百石以上は尚書調拝遷し、四百石の長相より二百石に至るは丞相調除し、中都官の百石は大鴻臚調し、郡国の百石は二千石調す。

これは大庭氏・渡辺氏によれば(*112)前漢最末期の制度を記したものである。これによれば、この時期、六百石以上の官は尚書が、以下二百石までの官は丞相が人事を行うことになっていたことが分かる（大庭氏は令を

吏の誤りとされる）。恐らく、先引続漢書百官志にあるような三公が二千石に至る高級官僚の人事をも掌るという建て前は前漢後期頃より次第に形骸化し、六百石以上の高級官僚の人事は事実上尚書へその権限が移行していったものであろう。先引張敞伝はその具体例であり、宣帝時代に六百石の県令の人事を尚書が執り行ったことを示すものである。再度二章の辺境軍政機関のたとえを用いれば、いわば都尉府に相当する人事上の機能が特に高級官僚についてははじめ丞相、御史、ついで次第に尚書に重きを移していき、更にそこから尚書はより主体的に人事へ関与するようになっていった、ということができる。こうして次第に尚書の人事への影響力が高まった結果、後述のように後漢に入るとそれがついには察挙と同様に「選挙」の名で呼ばれるに至るのである。

なお因みに、上計の受理によって天下の官吏の考課を知り得る三公に対して尚書はどうであったかというに、再び鎌田氏によれば州郡の上計は丞相府に報告されると同時に副本が天子にも奏上された。その副本を天子に取り次ぐのは尚書をおいて他になかろう。すなわち上計は丞相府と同時に尚書にも報告されたはずである。

第二節　後漢時代、三公による「選挙」の検討

前節で、前漢末期以降六百石以上の高級官僚の人事は尚書が掌るようになったことを述べたが、後漢時代にはこれと矛盾するような記載が見える。即ち、次のように後漢時代にあっても依然三公により「選挙」が行われた、という記事が散見するのである。

A（陽嘉元年閏十二月）辛卯、詔曰、間者以来、吏政不勤、故災咎屢臻、盗賊多有。退省所由、皆以選挙不実、官非其人、……今刺史・二千石之選、帰任三司、其簡序先後、精覈高下、歳月之次、文武之宜、務存厥衷。（後漢書順帝紀）

（陽嘉元年閏十二月）辛卯、詔して曰く、間者以来、吏政不勤ならず、故に災咎屢しば臻り、盗賊多く有り。退きて由る所を省みるに、皆な選挙不実、官其の人に非ざるを以てなり、……今ま刺史・二千石の選は、任を三司に帰す、其れ先後を簡序し、高下を精覈し、歳月の次、文武の宜は、務めて厥の衷を存せよ。

B順帝時、災異屢見、陽嘉二年正月、公車徴、（郎）顗乃詣闕拝章曰、……三公上応台階、下同元首、政失其道、則寒陰反節、……而今之在位、競託高虚、納累鐘之奉、忘天下之憂、棲遅偃仰、寝疾自逸、被策文、得賜銭、即復起府、何疾之易而愈之速。以此消伏災眚、興致升平、其可得乎。今選挙牧守、委任三府、長吏不良、既咎在州郡、州郡有失、豈得不帰責挙者。……（後漢書列伝二十下郎顗伝）

順帝の時、災異屢しば見わる、陽嘉二年正月、公車にて徴せらる、（郎）顗乃ち闕に詣り拝章して曰く、……三公は上は台階に応じ、下は元首に同じうす、政其の道を失さば、則ち寒陰節に反す、……而るに今の在位、競いて高虚に託し、累鐘の奉を納め、天下の憂を忘る、棲遅偃仰し、疾に寝ねては自逸す、策文を被り賜銭を得れば、即ちに復た府に起つ、何と疾むことの易くして愈ゆることの速きぞ。此を以て災眚を消伏し、升平を興致せんとても、其れ得可けんや。今ま牧守を選挙するは三府に委任す、長吏不良なれば、既に咎は州郡に在り、州郡に失あらば、豈に挙者に責めを帰せざるを得んや。……

C書奏、帝復使対尚書、顗対曰、……台詰顗曰、対云白虹貫日、政変常也、朝廷率由旧章、何所変易而言

変常、…其以実対。顕対曰、……又今選挙皆帰三司、非有周召之才而当則哲之重、毎有選用、輒参之掾属、公府門巷、賓客填集、送去迎来、財貨無已、其当遷者、競相薦謁、各遣子弟、充塞道路、開長姦門、興致浮偽、非所謂率由旧章也。尚書職在機衡、宮禁厳密、私曲之意、羌不得通、偏党之恩、或無所用、選挙之任、不如還在機密。……（同右）

書奏せられ、帝復た尚書に対せしむ、顕対えて曰く、……台、顕を詰して曰く、対に云う、白虹日を貫くは、政、常より変るなりと、朝廷は率ね旧章に由るに、何所にか変易して常より変わると言うか、…其れ実を以て対えよ、と。顕対えて曰く、……又、今ま選挙は皆な三司に帰するも、周召の才あるに非ずして則哲の重きに当たれば、選用あるが毎に輒ち之を掾属に参る、公府の門巷は賓客填集し、去るを送り来るを迎うるに財貨已む無し、其の当に遷るべき者は競いて相い薦謁し、各おの子弟を遣わし道路を充塞し、姦門を開長し浮偽を興致す、所謂る率ね旧章に由るには非ざるなり。尚書は職機衡に在り、宮禁は厳密にして、私曲の意は羌かも通ずるを得ず、偏党の恩も或いは用うる所無し、選挙の任は還た機密に在らしむるに如かず。……

これらはいずれも順帝時代、陽嘉二年前後に集中しておりあるいはそこに特殊な政治的事情があったとも考えられなくはないが、しかしまた、次のように後漢末期においても三公による「選挙」の記事は見られる。

D幽冀二州、久缺不補、邕上疏曰……缺職経時、吏人延属、而三府選挙、逾月不定、……三公明知二州之要、所宜速定……（後漢書列伝五十下蔡邕伝）

幽冀二州、久しく缺けて補せず、邕上疏して曰く……職を缺きて時を経、吏人延属す、而るに三府の選挙、月を逾えて定まらず、……三公、明らかに二州の要を知らば、宜しく速やかに定むるべき所なり……

或いはまた次のようなものも類例として挙げられよう。

E（董）卓乃諷三府同挙（議郎孔）融為北海相（後漢書列伝六十孔融伝）

（董）卓乃ち三府に諷して同に（議郎孔）融を挙げて北海相と為さしむ。（後漢書列伝六十孔融伝）

F臣尚書邕免冠頓首謝罪。臣猥以頑闇、連値盛時、超自羣吏、入登機密、未及輸力、尽心日下、五府挙臣巴郡太守、陛下不復参論、府挙入奏、……（蔡中郎集・巴郡太守謝表）

臣尚書邕、免冠頓首謝罪。臣、猥りに頑闇を以て連りに盛時に値り、超えて羣吏自り入りて機密に登る、未だ日下に輸力尽心するに及ばずして、五府、臣を巴郡太守に挙ぐ、……（蔡中郎集巻二巴郡太守謝版）

これらの記載は、後漢の最末期まで刺史・太守の「選挙」は三公によるべきであるという通念のあったことを示すが如くである。それではこれらの記事は、後漢時代には高級官僚の人事も三公に移ったことを意味するのであろうか。それを検討するため、まず、これら三公による「牧守の選挙」なるものが具体的にどのような制度であったのかを考えてみたい。

ここで先に、以下の考証の手順を示しておく。まず、後漢最末期、三公を含む「六府」による「選挙」のなされた事例を挙げ、それが実は「六府」による推挙のことであったことを示す。次に、前後漢を通じて三公に

よる刺史太守の推挙が「制科」の形でしばしばなされたことを指摘し、右に挙げた後漢時代の三公による「選挙」の諸例が実はこのような推挙の一種としての「制科」であったことを、一つ一つ確認していくことにする。

まず、後漢書列伝六十二董卓伝には次のような記事がある。すなわち、董卓の死後、その部下の李傕らが長安に拠って専権を握ったとき、彼らが皆将軍号を帯びた上で府を開き「三公と合して六府と為し皆選挙に参かる」とあり、その注に引く献帝起居注には次のようにある。

> 傕等各欲用其所挙、若壹違之、便忿憤恚怒。主者患之、乃以次第用其所挙、……三公所挙、終不見用。
>
> 傕等各おの其の挙ぐる所を用いんと欲す、若し壹たび之に違わば、便ち忿憤恚怒す。主者之を患い、乃ち次第を以て其の所挙を用う、……三公の挙ぐる所、終に用いられず。

第一に、本文の「選挙」が注の献帝起居注では「所挙」とあることが注意されるとともに、第二に、彼ら六府の挙げた人物が更に「主者」によって「用い」られており、その「主者」が「壹たび之に違う」こともあり得たということが注目される。「主者」が具体的に何であるかは後述することにし、ここでは「六府」の参与したという「選挙」＝「所挙」が＝李傕ら「六府」の専権を握ったときでさえ＝それだけで決定力を持つものではなかったことを確認しておきたい。要するに、それは「六府」による候補者の推挙であったと考えられる。

このようにこの事例において三公＋時の実力者李傕らを合した「六府」の参与したという「選挙」なるものが一種の推挙であったとすれば、順帝紀等にいう三公による「牧守の選挙」なるものも実はそのような推挙であったのではないか、という予測がなされる。右は後漢最末期、董卓の専権下という特別な時代の事例であり

漢代全般にそれを及ぼすことはできないかも知れないが、三公により牧守の推挙のなされる例は前漢後漢を通じて認めることができる。

宣帝即位、久之、渤海左右郡歳飢、盗賊並起、二千石不能禽制。上選能治者、丞相御史挙遂可用、上以為渤海太守。（漢書循吏龔遂伝）

宣帝即位す、之より久しくして、渤海左右の郡、歳ごとに飢え、盗賊並びに起つ、二千石禽制する能わず。上、能く治むる者を選ぶに、丞相御史遂を挙げて用う可しとす、上以て渤海太守と為す。

順帝末、楊・徐盗賊羣起、……朝廷博求将帥、三公挙撫有文武才、拝為九江都尉（後漢書列伝二十八滕撫伝）

順帝末、楊・徐の盗賊羣起す、……朝廷博く将帥を求む、三公撫を挙げて文武の才有りとす、拝して九江都尉と為る。

中元元年、交阯屯兵反、……自称柱天将軍、霊帝特勅三府精選能吏、有司挙琮為交阯刺史

中元元年、交阯の屯兵反き、……自ら柱天将軍と称す、霊帝特に三府に勅して能吏を精選せしむ、有司琮を挙げて交阯刺史と為す（後漢書列伝二十一賈琮伝）

これらはいずれも三公乃至九卿による牧守乃至二千石の中郎将・比二千石の都尉の選出に際して帝から特に詔令が下され、それに対して推挙のなされている例であり、明確な科目名は必ずしも分からない(*113)ものの、福井氏の所謂「制科」に当たると言えよう(*114)。

上のように詔令による推挙の命令の記載がなく、単に三公の挙により某官を拝す、とある場合でも実際には推挙の命令の出されていたこともあった。

中平元年、黄巾賊起、四府挙（尚書）植、拝北中郎将（後漢書列伝五十四盧植伝）

中平元年、黄巾の賊起つ、四府（尚書）植を挙げ、北中郎将を拝す。

ここには「四府」が彼を北中郎将に挙げたとしか書かれていないが、後漢書霊帝紀を見れば「公卿に詔して…列将軍子孫及び吏民の戦陣の略に明ある者を挙」げさせていることが分かる。また、この時同時に右中郎将に挙げられた朱雋も本伝には「公卿多薦」としか記されていない。要するに、これらは「四府挙」「公卿多薦」としかないものの実際には帝の特命による「制科」であったといえる。

先のE孔融伝でも、かれが三公により北海相に「挙」げられたのは劇賊の発生の時であった。また、F蔡中郎集、五府が蔡邕を巴郡太守に挙げたという事例の場合も、本伝によるに彼が巴郡太守を拝したのは中平六年頃であり、当時黄巾の余波は益州地方を震撼させていた(*115)。これらの事例には選出を命じた詔令の記載はないものの、上の諸例と比べるなら、これらも実際には特に劇賊の発生に際する「制科」の一例であったと見なすことができるであろう。

それでは、B・C郎顗伝及びA順帝紀の記載はどうであろうか。

矢野主税氏は、これらの史料に基づいて一時期、尚書から三公に選挙の権が移ったことを指摘し、祝総斌氏はこれらによって後漢の三公が依然人事の権を持っていたことを指摘した(*116)。ところで、先にも触れたよ

うにこれらの史料はいずれも順帝時代のものであり、特にうち二つは郎顗のほとんど時期を隔てない二回の上疏中に見えるものである。すなわち、一回目のBは陽嘉二年正月に天変地異のために公車にて特徴されたときのもの、二回目のCは前回の上疏に対する帝・尚書の覆問に答えたときのものである。今一つは陽嘉元年閏十二月十九日の詔に見えるものであり、結局この三つの史料は極めて近接した時期に集中していることになる。

郎顗の二度目の上疏には「選挙の任、還た尚書に在らしむるに如かず、……斯れ固より遠近の論、……」とあり、「選挙の任」は「遠近の論」に抗ってまで強行的に尚書より三公へ移されたが如くである。さらに、陳忠伝によれば、安帝期に於いては「選挙誅賞、一に尚書に由」っていたとあり(*117)、そうである以上、それが三公へ移されたのはこの陽嘉二年を去ることそう遠くない時期のことであるとしなければならない。順帝の詔には「今、刺史・二千石の選挙は三司に任を帰す」とあり、この言葉からは三公に牧守の選挙の権を帰そうとする順帝の積極的な意志が窺われないであろうか。推測的ではあるが、もしこのような見方が誤っていないとすれば、「選挙の任」が三公に帰されたのは順帝時代、この詔勅の発令された時ではなかったか。更にそこに推測を重ねると、もしこのように順帝の強い意向により「遠近の論」に抗ってまで三公に「牧守の選挙」の任が与えられたとすれば、その「選挙」とは帝の発令による「制科」の形態をとっていたのではなかろうか(*118)。先引陽嘉元年閏十二月の順帝詔には「吏政勤ならず、故に災咎屢しば臻る」とあり、郎がい伝には彼の徴召された事由として「順帝時、災異屢しば見わる」とある。天変地異に際して制科の発令の出されることは少なくない(*119)。このときも、こういった天変地異に因り、帝命によって牧守を特選させたものと解することが可能であり、次のように地方長官の「特選」においては三公にそれが命ぜられることが多かったであろう。

自渙卒後、連詔三公特選洛陽令、皆不称職（後漢書列伝六十六循吏王渙伝）

渙の卒せし自り後、連りに三公に詔して洛陽令を特選せしむるも、皆な職に称わず。

以上のように考えると、残るD蔡邕伝の記載についても、これを国家の要衝たる幽冀二州の刺史の欠任に際する、帝命による「特選」と解して少なくとも矛盾は生じない。当時、幽州は鮮卑の侵攻にさらされる劇地であった。

以上、後漢時代三公にあったという「選挙」、特に「牧守の選挙」とは実際には帝の特命による推挙、「制科」であったことが分かった(*120)。

第三節　尚書による人事の制

先節で、後漢に見られる三公による牧守等の「選挙」なるものが実は一種の推挙であったことを明らかにした。それに対し、後漢時代には尚書による「選挙」なるものも史料に頻見する。その諸例は次節に挙げることにしたいが、これら尚書による「選挙」とは具体的にはどのようなことを指すのであろうか。福井氏の研究によれば、尚書には孝廉・茂才などの「常科」は無論のこと、「制科」においても尚書がそれに応じて察挙を行った事例は見られない。そもそも、同氏によれば制科の察挙をなしうるのは原則として中央の比二千石以上の官に限られていたのであり、千石の尚書令を最高とする尚書の諸官に察挙の権限はなかったと見るのが妥当である(*121)。即ち、後にも述べるようにこれら後漢末期における、尚書による「選挙」とは先節で論じた三公

による「選挙」ー制科、推挙とは異なるものであったと考えなければならない。然からばそれはいかなる制度であったか。推挙とは異なるものであるとした場合、それは先に予測したような中央官庁による人事の制度であったことが予想される。

まず、尚書による「選挙」の具体的内容を窺う上で格好の材料として、後漢後期の陳謙なる人物に関する次の二つの記事を挙げよう。

北堂書抄巻五十所引謝承後漢書にはこうある。

陳謙、字伯謙、為御史中丞。同郡宣豊、時為衛尉、司徒位缺、尚書欲案以補之、咨問於謙、謙正坐不答。豊亦因士大夫謂謙、謙曰、「位不可妄假人、三司位重、上和陰陽、下訓五品、豈可得処。宣豊何人而欲居稷契之官。」伝語者愧而退。

陳謙、字は伯謙、御史中丞と為る。同郡の宣豊、時に衛尉為り、司徒の位缺くるに、尚書は案じて以て之を補せんと欲し謙に咨問す、謙、正坐して答えず。豊、亦た士大夫に因りて謙に謂う、、謙曰く、「位は妄りに人に假う可からず、三司は位重し、上は陰陽を和し下は五品を訓う、豈に処るを得可けんや。宣豊は何人にして稷契の官に居らんと欲するや。」と。伝語する者愧じて退く。

司徒の欠任に際し、衛尉の宣豊をその後任として、尚書は「案じて以てこれを補せんと欲」したという。一方、太平御覧巻二二五、北堂書抄巻六二に引く謝承書には、同じ陳謙の話として次のようにある。

陳謙、字伯讓、拝御史中丞、執憲奉法、多所糾正、為百寮所敬、尚書選挙、序位旌賢、常諮問謙、自陳蕃雖尊為宰相、論議褒貶、毎往質疑、皆服其清識高亮。

陳謙、字は伯讓、御史中丞を拝す、憲を執り法を奉じ、糾正する所多し、百寮の敬う所なり、尚書の選挙、位を序じ賢を旌すは常に謙に諮問す、陳蕃より尊きは宰相たると雖も、論議褒貶は毎に往きて質疑し、皆な其の清識高亮に服す。

「尚書の選挙・序位旌賢」にあたっては常に御史中丞の謙に「諮問」が行われたという。先の書抄五十に引く謝承書の記載と比べれば、尚書が宣豊を司徒に「案じて以て補」せんとして陳謙に諮問したというのと、後の書抄六二に引く同書の「尚書の選挙、位を序じ賢を旌すは、常に謙に諮問す」という二つの記載は同じことを指していると考えられる。すなわち、前者に見える尚書による「案」と「補」とが、後者の尚書による「選挙」の内容をなしていたと見られるのである。

それではまず、「案」とはどのような手続きを指すであろうか。先章の第四節で、それを選挙に際し吏の資格を勘案することとしたが、ここで再び前後の時代の用例からそれを考えるに、一節に引いた漢書丙吉伝では宣帝時代の丞相丙吉が東曹を召して「辺長吏を案」じたとあり、それは恐らく東曹の管掌する辺郡の長吏の勤務状況・年齢・経歴等を調査することであった。一方、やや後の例として、三国志二一魏志傅嘏伝には次のようにある。

方今九州之民、爰及京城、未有六郷之挙、其選才之職、専任吏部。案品状則実才未必当、任薄［簿］伐則

徳行未為叙、如此則殿最之課、未尽人才。

方今九州の民より爰に京城に及ぶまで、未だ六郷の挙あらず、其の選才の職は専ら吏部に任ず。品状を案ずれば則ち実才未だ必ずしも当らず、薄［簿］(*122)伐に任ずれば則ち徳行未だ叙を為さず、此の如くんば則ち殿最の課も未だ人才を尽くさず。

三国魏の時代、吏部尚書による人事の際には「品状」が「案」じられ「簿伐」に「任」ぜられたという。「案」「任」両字の意味の微妙な差異にも注意する必要はあろうが、要は吏部尚書の人事においては官人の品状、「簿伐」ーそこには父祖の官名、本人の官歴等が記されていたらしい(*123)ーが審査・参照されたことをここは言っており、その手続きを「案」「任」の語で表しているのである。更に降って西晋時代では、晋書四一劉寔伝、「崇譲論」の一節に次のようにある。

……官職有缺、主選之吏不知所用、但案官次而挙之。同才之人先用者、非勢家之子、則必為有勢者之所念也。非能独賢、因其先用之資、而復遷之無已。遷之無已、不勝其任之病発矣。観在官之人、政績無聞、自非勢家之子、率多因資次而進也。

……官職に缺あるも、主選の吏は用うる所を知らず、但だ官次を案じて之を挙ぐのみ。同才の人にして先に用いらる者は、勢家の子に非ずんば則ち必ずや有勢者の念ずる所となる也。……在官の人を観るに、政績聞こゆるなし、勢家の子に非ざる自りは、率ね多く資次に因りて進む也。

主選の吏とは恐らく吏部尚書のことであろう。それが欠員の補填を行う際に「官次を案じてこれを挙げ」た、というのは、候補者の中から官位・経歴等の上下を調査してふさわしいものを選出した上で帝の裁可を仰いだことを意味すると考えられる。

このように、後の三国魏や西晋時代の事例ではあるが、吏部尚書の「案」とは具体的には官次や品状、功労等を参照・審査することであった。一方、前漢宣帝時代の事例においても同様に辺境の長吏の勤務状況・年齢・経歴等を審査することが「案」と表現されていた。これら前後の時代の用例から考えるなら、先の後漢末期の事例に見える尚書による「案」も、同様に人選の際に官人の功労等の資格を審査することであったと見られる。

ところで、それらの審査のためには、依拠すべき資料が必要となる。ここで「案」について再び見てみたい。先に引いた魏志傅嘏伝で吏部尚書が「案」ずるのは「簿伐」であり、それは恐らく父祖の官名や本人の官歴等を記したものであった。又、「崇譲論」で、恐らくは吏部尚書が「案」ずるのは「官次」であった。それは何に記されていたか。言うまでもなくそれは官人の経歴や功労を記した簿籍であったはずである。

後漢の尚書による人事においても見られる「案」を先に官人の資格の審査であるとしたが、この魏晋時代の事例から類推するなら、その資格とは具体的には同様に官人の経歴・功労のことであったのではないかと考えられる。それ故にこそ、後に引く謝承書衛良伝や魏志毛玠伝に見られる如く、尚書による人事の際には「功次」「功績」が重んぜられたのである。そして、そのような「功次」「功績」を記した簿籍こそ、三章で述べた官簿であっただろう。

次に、再び先の謝承書・陳謙の話に戻り、「案」に続いて行われる「補」とは、「除補」とも熟すように、

実際に欠任官への補任を行うことであろう。例えば漢書・谷永伝、「免不正之詔除」の語に付す師古注では「除、謂除補為官者」とあるように「除」も「補」も同じく某人を某官につけるの意であった(*124)。

このように、謝承書・陳謙の事例から窺われる後漢後期の尚書による人事の手続きにおいては、少なくとも二つの過程、即ち「案」と「補」が見られ、そして前者は某人の某官に就く資格の有無の審査、後者がその後の実際の任官であろう、ということが分かった。この一連の手続きが、尚書による「選挙」の、少なくとも一部を構成していたのである。「補」によりその任官が決定するであろうことは、先節で見た三公による「選挙」が実は推挙であって、それだけで決定力を持つものではなかったのとは大きく異なる点である。

以上、後漢時代の尚書による人事においては官簿に記された官人の功労が審査された上でそれが行われたことを指摘した。更に、するとその際における何らかの一定の規則の存在が予想される。例えば、後に引く魏初の毛玠の行った人事においては「遷次」が重んぜられたという。その「遷次」は何らかの規則に規定されていたものと思われる。そのような規則が史書に見られるであろうか。

謁者有缺、選郎中美鬚眉大音者補。(大唐六典巻九所引漢旧儀)

謁者に缺あらば、郎中の鬚眉を美しくし大音なる者を選びて補す。

(先帝陵)丞、皆選自孝廉郎年少薄伐者、遷補府長史・都官令・候・司馬。(続漢書百官志所引漢官名秩)

(先帝陵)丞は皆な孝廉郎の年少薄伐なる者より選ぶ、遷りては府長史・都官令・候・司馬に補す。

(治書侍御史)選自御史高第者補之。(同上所引蔡質漢儀)

(治書侍御史)御史の高第なるものより選びて之を補す。

（侍御史）自公府掾属高第者補之、……出治劇為刺史・二千石、平遷補令。（同右）

（侍御史）公府掾属の高第なるものより之を補す。……出でては治劇もて刺史・二千石と為し、平遷なれば令に補す。

これらはいずれも官の遷次に何らかの決まりのあったことを示す例である(*125)。これらの決まりは、一つには次のように功令の中に規定されていた可能性がある。

公孫弘為学官、悼道之鬱滞、乃請曰、……請選択其秩比二百石以上、及吏百石通一芸以上、補左右内史、大行卒史、比百石［已］（以）下、補郡太守卒史、皆各二人、辺郡一人。先用誦多者、［若］不足、［乃］択掌故（以）補中二千石属、文学掌故補郡属、備員、請著功令、［佗］（它）如律令。制曰可。（史記・漢書儒林伝。両書の異同は［史記］（漢書）で示す。）

公孫弘の学官と為るや、道の鬱滞せるを悼み、乃ち請いて曰く、……請うらくは其の秩比二百石以上、及び吏の百石にして一芸以上に通ずるものを選択し、左右内史・大行の卒史に補さん、比百石［已］（以）下は、郡太守の卒史に補すること、皆な各おの二人、辺郡なれば一人。先に誦んずること多き者を用い、［若し］足らざれば、［乃ち］掌故を択び（以て）中二千石の属に補し、文学掌故は郡の属に補し、員を備えん、請うらくは功令に著し、［佗］（它）は律令の如くせん。と。制して曰く可。

最後に「請著功令」とあり、それが帝の裁可を受けたことによってこの公孫弘の上疏文は功令に追加されたの

である。その中、治礼掌故の官を左右内史・大行卒史や郡卒史に補任する規定の見られることより、一般に功令中に遷官に関する規定のあったことが推測される。

或いは今一つ、次のように「故事」の中にそれが規定されていたことが考えられる。

朱博為大司空、奏言、「……故事、選郡国守相高第為中二千石、選挙中二千石為御史大夫、任職者為丞相、位次有序、所以尊聖徳、重国相也。今中二千石未更御史大夫而為丞相、権軽、非所以重国政也。臣愚以為大司空官可罷、復置御史大夫、遵奉旧制。……」哀帝従之。（漢書八三朱博伝）

朱博の大司空と為るや、奏言すらく、「……故事、郡国守相の高第なるものより選びて中二千石と為し、中二千石より選びて御史大夫と為し、職に任ずる者は丞相と為し、位次に序あるは聖徳を尊び国相を重んずる所以なり。今ま中二千石は未だ御史大夫を更ずして丞相と為る、権は軽し、国政を重んずる所以には非ざる也。臣愚以為えらく大司空の官は罷む可し、復た御史大夫を置き、旧制を遵奉せん。……」と。哀帝之に従う。

又奏言、「……部刺史奉使典州、督察郡国、吏民安寧。故事、居部九歳挙為守相、其有異材功効著者輒登擢、秩卑而賞厚、咸勧功楽進。前丞相方進奏罷刺史、更置州牧、秩真二千石、位次九卿。九卿缺、以高第補、其中材則苟自守而已、恐功効陵夷、姦軌不禁。臣請罷州牧、置刺史如故。」奏可。（同前）

又奏言すらく、「……部刺史は使を奉りて州を典り、郡国を督察す、吏民安寧たり。故事、部に居ること九歳にして挙げて守相と為し、其の異材にして功効著らかなる者あらば輒ち登擢す、秩卑かれども賞は厚ければ、咸な功を勧め進を楽う。前の丞相方進、奏して刺史を罷め、更めて州牧を置き、秩は真二千石、

位は九卿に次ぎ、九卿缺かば高第を以て補す。其の中材は則ち苟に自守するのみ、恐るらくは功効陵夷し、姦軌禁ぜず。臣請うらくは州牧を罷め刺史を置くこと故の如くせん。」と。奏可せらる。

これらは前漢末、哀帝時代の事例である。刺史より郡国の守相を経て公卿に至るまでの遷次が「故事」に規定されていたという。後漢の事例では次のようなものがある。

建初初、為尚書令。旧制、尚書郎限満補県長、令史、丞・尉、弘奏以為台職雖尊、而酬賞甚薄、至於開選、多無楽者、請使郎補千石令、令史為長。帝従其議。弘前後所陳有補益王政者、皆著之南宮、以為故事。
（後漢書伝二三鄭弘）

建初の初め、尚書令と為る。旧制、尚書郎は限満つれば県長に補し、令史なれば丞・尉。弘奏して以為えらく、台職は尊きと雖も酬賞甚だ薄し、開選に至りては、多くは楽う者無し、請うらくは郎をして千石の令に補し、令史は長と為さしめんことを、と。帝、其の議に従う。弘の前後の陳ぶ所、王政を補益すること有る者は皆な之を南宮に著し、以て故事と為す。

鄭弘以前の「旧制」においては、尚書郎は一定の年限を勤め上げれば県長に、令史は県丞・尉に自動的に転出する決まりであった。その後鄭弘の奏議により彼らの待遇改善がなされ、尚書郎は大県令に、令史は小県長に転出することになったという。南宮に著されたという「故事」の中にはこの時の彼の奏議も含まれていたに違いない。

穆居家数年、在朝諸公多有相推薦者、於是徴拝尚書。穆既深疾宦官、及在台閣、旦夕共事、志欲除之。乃上疏曰、案漢故事、中常侍参選士人、建武以後、乃悉用宦者。……愚臣以為可悉罷省、遵復往初、率由旧章、更選海内清淳之士、明達国体者、以補其処、……（後漢書伝三三朱穆）

穆、家に居ること数年、在朝の諸公に相い推薦する者多く有り、是に於いて徴されて尚書を拝す。穆、既にして深く宦官を疾む、台閣に在りて旦夕事に共するに及び、志に之を除かんと欲す。乃ち上疏して曰く、「漢の故事を案ずるに、中常侍は士人を参選す、建武以後に乃ち悉く宦者を用うるなり。……愚臣以為えらく悉く罷省し、往初に遵復し、率ね旧章に由る可し、更めて海内の清淳の士、国体に明達する者を選び、以て其の処に補せん、……」と。

「漢の故事」では、中常侍の人選には士人を参える習わしであったという。

これらの例に見られるように、「旧制」「故事」の中に人事上の決まりの含まれることがあった(*126)。前漢末期以降、故事は尚書と関係してあらわれることが多くなる(*127)。恐らく、尚書による人事の際には功令の他にこのような故事がその運営の上での一つの基準となったものと考えられる。それは或いは唐の吏部式の源流をなすものかも知れない。

以上、本節では尚書による「選挙」が推挙とは異なり官人の資格審査とそれに基づく任官をその内容とすること、その任官は功令及び特に「故事」に則り行われたことを指摘した。無論、このような官人の資格審査とそれに基づく任官の制度はその原型を前漢宣帝期にも見いだすことが出来る。そこで尚書はあたかも候官から

の推挙を受けた都尉府の如き機能を果たしていたと考えられた。だた、先述のように後漢に入り尚書の人事関与が「選挙」の語で呼ばれるようになった背景には、尚書のその機能が察挙と比肩しうる重要な決定力を持つに至ったことが想定されるのである。それは後世の中央官庁による官人の考課・人事の集中的な管理、即ち銓選の制の起源をなすものと考えられる。次節では、後漢におけるその制度の確立につき論じたい。

第四節　尚書の銓衡の成立

先に述べたような尚書による人事の制は、一節でも述べたように前漢末期頃より形成されたものであった。その制度は後漢にも引き続き継承され、後漢最末期になるとそれは明確に制度として定着し後世のように「銓衡」の語で表されるようになった。本節ではこのことを述べる。

まず、後漢の初期において官僚の人事が尚書によって行われたことを以下に指摘する。

> 時内外羣官、多帝自選挙、加以法理厳察、職事過苦、尚書近臣、至乃捶撲牽曳於前、羣臣莫敢正言、……
> （後漢書伝一九申屠剛伝）

時に内外の羣官は多く帝自ら選挙す、加うるに法理厳察にして職事苦しきに過ぐるを以てす、尚書近臣は乃ち捶撲され前に牽曳さるに至る、羣臣敢えて正言するもの莫し、……

後漢のはじめ、光武帝は王莽時代の彊臣の専権に懲り「時に内外の羣官、多くは帝自ら選挙」したという。その際、実際に帝の手足として政務を担当したのは尚書であった。例えば仲長統は「昌言」の中で次のように述べる。

> 光武皇帝愍数世之失権、忿彊臣之窃命、矯枉過直、政不任下、雖置三公、事帰台閣、自此以来、三公之職、備員而已、（後漢書伝三九仲長統）

光武皇帝、数世の失権を愍り、彊臣の窃命を忿る、枉を矯めて直を過ぎ、政は下に任ぜず、三公を置くと雖も事は台閣に帰す、此より以来、三公の職は員を備うるのみ。

この例から推せば、申屠剛伝に帝自ら選挙す、とあっても実際に人事を担当したのはやはり尚書であったと考えられる。ゆえに、尚書はその責めを問われてむち打たれ引きずられるに至ったのである。後漢書伝二三の論には「光武・明帝、躬しく吏事を好み、亦た以て三公を課覈す」とある。三公の「課覈」、即ち勤務評定を行い得たのは三公自身ではあり得ず、帝自身、そしてその代行機関たる尚書であろう。

このような趨勢は後漢中期にかけて一層進展した。それを示すのが先にも引いた後漢書陳忠伝の記載である。「機事、専ら尚書に任ず、……選挙誅賞、一に尚書に由る」。これは安帝時代の話であり、当時において既に「選挙」が専ら尚書に一任されていたことが分かる。

霊帝の頃になると尚書による「選挙」の例はしばしば見られるようになる。

……服闋還台、拝尚書郎、……（欠）……、特拝左丞、毎在選挙、遜譲匪石、鑽前忽後、遂耽思旧章、……（隷釈巻一〇涼州刺史魏元丕碑）

……服闋み台に還り、尚書郎を拝す、…（中欠）…、特に左丞を拝す、選挙に在るが毎に、遜譲匪石し、前を鑽り後を忽せにし、遂に旧章に耽思す、……

碑文によれば元丕が卒したのは霊帝光和四年である。この話はそれより遡ること十数年と考えられる。

楊淮、字伯川、拝尚書令、在心正直、選挙高妙、能進善疾悪、不爽毫厘。（北堂書抄五九所引謝承書）

楊淮、字は伯川、尚書令を拝す、存心は正直、選挙は高妙、能く善を進め悪を疾み、毫厘も爽わず。

楊淮の名は范曄後漢書には見えず、右の記事の年代は不明である。

羊陟、字嗣祖、拝尚書令、明審選挙、旌賢退悪。（北堂書抄五九所引謝承書）

羊陟、字は嗣祖、尚書令を拝す、選挙を明審し、賢を旌し悪を退く。

羊陟が尚書令となったのは范書党錮伝によれば霊帝のはじめ頃である。

これら尚書による「選挙」の実質は多くが先節で論じたような推挙に非ざる人事の制であったと思われる。そのことは次の記事からも傍証されよう。

旧典、選挙皆委任三府、三府有選、参議掾属、諮其行状、度其器能、受試任用、責以成功、若無可察、然後付之尚書、尚書挙劾、請下廷尉、覆案虚実、行其誅罰。今但任尚書、或復勅用、如是、三公得免選挙之負、尚書亦復不坐、責賞無帰、（後漢書宦者呂強伝）

旧典、選挙は皆な三府に委任す、三府に選あらば掾属に参議し其の行状を諮り、其の器能を度り、試を受けて任用し、責むるに成功を以てす、若し察す可き無ければ、然る後之を尚書に付し、尚書挙劾し、請いて廷尉に下し、虚実を覆案し、其の誅罰を行う。今は但だ尚書に任じ、或いは復た勅もて用う、是の如くんば、三公は選挙の負を免がるるを得、尚書も亦た復た坐せず、責賞帰する無し、……

これは霊帝年間の話である。当時もはや「選挙」が専ら尚書に任ぜられるようになっていた様が窺えるとともに、なお次のことに注意したい。「旧典」(*I-28)において三公に委任されていた「選挙」においては、選挙其の人に非ざる時には「選挙の負」つまり保挙の責め(*I-29)を問われたという。つまりそれは、この三公による「選挙」というものが一種の推挙であったことを意味する。それに対する「今」＝霊帝年間、「ただ尚書に任」ぜられている「選挙」においては尚書は責任を問われて「また復た坐」することがない。これは、尚書による「選挙」が、かつて三公にあったというそれとは制度的に異なるものであったことを示唆する。

尚書の「選挙」において「功次」が重んじられたという次の記事は、これら尚書による「選挙」が前節で論じたような制度のもと、官簿上の記載に厳正に則って行われたことを示唆している。

衛良、字叔賢、拝尚書令、毎当選挙、常先諮訪、抜擢天下英俊、及二千石長吏、必依功次用之、州里同郡、雖有佳者、避遠嫌疑、猶後他州也。（北堂書抄巻五十九所引謝承後漢書）

衛良、字は叔賢、尚書令を拝す、選挙に当るが毎に、常に先に諮訪し、天下の英俊を抜擢す、二千石の長吏に及ぶまで、必ずや功次に依りて之を用う、州里同郡に住き者あると雖も、嫌疑を避遠し、猶お他州より後にする也。

尚書令の衛良は、「二千石の長吏に及ぶまで必ずや功次に依りてこれを用い」たという。因みに、范書伝五十五張奐伝には霊帝建寧二年太常の奐とともに李膺等を薦めた一人に尚書の衛良の名が見え、尚書令は尚書から功次を重ねて昇進するのが通例であったから、右の記事はそれからそう隔てない時期のことであろう。

このような尚書による「選挙」は、しばしば尚書が「選挙を典る」という表現をとる。これも三公による「選挙」とは異なる点である。例えば、三国志・蜀志許靖伝には

潁川劉翊為汝南太守、乃挙靖為計吏、察孝廉、除尚書郎、典選挙。霊帝崩、董卓秉政、以漢陽周毖為吏部尚書、与靖謀議、進退天下之士、沙汰穢濁、顕抜幽滞、進用潁川荀爽・韓融・陳紀等為公卿郡守、……

潁川の劉翊、汝南太守と為り、乃ち靖を挙げて計吏と為す、孝廉に察せられ、尚書郎に除せられ、選挙を典る。霊帝崩じ、董卓政を秉るや、漢陽の周毖を以て吏部尚書と為す、靖と与に謀議し、天下の士を進退し、穢濁を沙汰し、幽滞を顕抜す、潁川の荀爽・韓融・陳紀等を進用して公卿郡守と為し、……

とある。董卓時代、尚書郎として「選挙を典」った靖は吏部尚書の毖とともに「謀議」し天下の士荀爽らを進用して公卿郡守となしたという。

また、范書王允伝には

趙戩……初平中為尚書、典選挙、董卓数欲有所私授、戩輒堅拒不聴

趙戩……初平中尚書と為り、選挙を典る、董卓数しば私授する所あらんと欲するも、戩輒ち堅く拒みて聴さず。

とある。時の実権者董卓の請託を、「選挙を典」っていた尚書の戩は「堅く拒み聴さ」なかったというのである。

先に三節で挙げた献帝起居注において「六府」の推挙の後にその人物を「用う」るのは「主者」であった。右の王允伝の事例を見るなら、その「主者」とは尚書、就中、許靖伝の例からすれば吏部尚書であったに違いない(*130)。「六府」の専権を握ったときでさえ、最後の決定を行うのは尚書であった(無論最終の決定権は帝にあるが、当時の献帝は十五歳の少年であった)。

こうした制度は当然曹操の魏国にも引き継がれた。魏志毛玠伝には次のようにある。

太祖為司空丞相、玠嘗為東曹掾、与崔琰並典選挙。其所挙用、皆清正之士、雖於時有盛名而行不由本者、終莫得進。……文帝為五官将、親自詣玠、属所親眷、玠答曰、「老臣以能守職、幸得免戻、今所説人非遷

次、是以不敢奉命。」……魏国初建、為尚書僕射、復典選挙。（注・先賢行状）玠、雅亮公正、在官清恪、其典選挙、抜貞実、斥華偽、進遜行、抑阿党。諸宰官治民功績不著而私財豊足者、皆免黜停廃、久不選用。太祖の司空丞相為りしに、玠嘗て東曹掾為り、崔琰と与に並びに選挙を典る。其の挙用する所は皆な清正の士、時に於いて盛名あると雖も行い本に由らざる者は終に進むを得る莫し。……文帝の五官将と為るや、親しく自ら玠に詣り親眷する所を属す、玠答えて曰く、「老臣は能く職を守るを以て幸いに戻を免がるを得、今説く所の人は遷次に非ず、是を以て敢えて命を奉らず。」と。……魏国の初めて建つるや尚書僕射と為り、復た選挙を典る。（注・先賢行状）玠、雅亮公正、官に在りては清恪、其の選挙を典るや、貞実を抜き、華偽を斥け、遜行を進め、阿党を抑う。諸そ官を宰り民を治むるに功績著れずして私財豊足なる者は皆な免黜停廃し、久しく選用せず。

曹操の丞相府東曹掾より魏国の尚書僕射となり「選挙を典」った毛玠は後の文帝の請託をも拒んだとあり、先の後漢末期における尚書趙戩の事例に類似する。彼の行った人事に際しては「遷次」の重んぜられたことが分かり、また先賢行状にある記載は東曹・尚書僕射いずれの時期のものかは分からないが、「その選挙を典る」にあたっては「官を宰り民を治め」る上での「功績」が重んぜられたという。

玠とともに、東曹掾時代より「選挙を典」ったという崔琰もやはり後に魏国の尚書となり、「銓衡を委授せられ清議を総斉すること十有余年」とある（魏志崔琰伝注引先賢行状）。彼の没したのは建安二十一年であるから、これは東曹掾時代からのことと見てよい。「選挙を典」ることがここでは「銓衡」と言い換えられており、人事の用語としての「銓衡」の語の見える早期の例である。更に魏志夏侯玄伝には恐らく正始年間の彼の

夫官才用人、国之柄也、故銓衡専於台閣、上之分也、……
夫れ官才もて人を用うるは国の柄なり、故に銓衡の台閣に専らにせらるるは上の分なり、……

とある。台閣とは尚書のことであろう。これらのように、魏初より尚書の行う人事に対し「銓衡」の語の使われる事例が見え始める。それは後代の吏部による銓選の制へと継承されていくに違いない。

以上、前漢末期より三国にかけて次第に尚書による人事の制が形成され、三国初期にはそれを表すものとしての銓衡の語の出現を見た。このような用語の出現が、その語によって示される制度の成立を逆に物語っているのである。

従来の研究においては漠然と次のように説かれることが多かったように思われる。即ち、前漢、三公の持っていた「選挙」の権が後漢にはいると次第に尚書に侵食されていった、と(*131)。無論、この「選挙」の語を中央官庁による考課・人事管理の制、と言い換えれば本章の論旨もその枠を大きく出るものではないかも知れない。但し、ここではその「選挙」の語の示す内容を少しでも明らかにしておきたかったのである。少なくとも漢代においてこの語は推挙一般と中央官司での人事とを併せ含むものであった。漢代においてこの両者が未分化であった、とも或いは言えるかも知れない(*132)。しかし、遅くとも後漢末期にはこの両者の明らかな分化が見て取れることを本章では確認し得た。

こうして確立された尚書による人事ー銓衡の制は魏にも継承され、後代の吏部尚書による銓選へとつながっ

ていくと考えられる。

もとより史料的限界もあり、ここでは制度のごく一部分しか明らかにすることはできなかったが、後の六朝隋唐時代における尚書による人事の制が既に後漢より形成されていたことは確かである。それが、九品官人法の施行下でどのように変わっていくのか、或いは変わらないのか、その検討は今後の課題となろう。

結語

以上、論じてきたところを簡単にまとめると次の通りである。

まず序章での問題提起、即ち漢代官僚制度の特質を捉らえるための一視角として人事制度に注目、漢代の人事の主流を占めていたとされる所謂「功次」による昇進制度の歴史的特質を解明すべく、第一章では漢代におけるその制度の概要、及びそれが如何なる歴史をたどって形成されてきたか、その過程につき検討した。そこでは、漢代の功次による昇進の評価単位となる「功」「労」のうち後者が勤務日数、前者も後者より換算された単位であることを確認、そして後者の起源は具体的な軍功に、前者のそれは従軍の日数にあることを推測、そのような軍功による昇進の制度の形成を戦国時代に遡り検討し、更にそれが漢代に於けるような勤務日数を主とする評価へと移行していく過程を跡づけた。

続く第二章では主に漢簡を材料として、前章で取り上げた漢代の功次による昇進制度の実態につきやや詳細

に検討、居延に於いては候官管下の官僚の人事は候官から人事権を持つ都尉府への推挙の形を取ることが多く、人事の主体は多分に都尉府よりも候官、太守府よりも県にあったことを指摘し、更に同様の制度が内地においても見られることを文献から推測した。

第三章では、功次による昇進が手続きの上では推挙の形をとっていたとの先章の検討結果をふまえ、それと察挙制度との関係を考察、両者とも同様に官簿上の官人の資格が所属機関により審査された上で人事権を持つ官庁へ推薦される制度であったことを指摘、漢代官僚の人事は大半がこのような制度により行われた、とした。更にそのような漢代の制度と後世、唐代の制度との異同にも言及、漢制の未発達さにも関わらず既にそこに唐制の原型の見られること、並びに漢代の人事制度一般の特徴として、人事権を持つ官庁による集約的管理よりも、各個の官庁による所属官吏の個別的管理の側面が強く見られることを指摘した。

このような特徴を持つ漢制より唐制のような官僚人事の集約的管理の制度が形成されてくる過程を追ったのが次の第四章である。まず官人の考課・人事が中央政府によって管理されていたことを示す事例の見られ始める前漢後期に遡り、その頃には丞相・御史大夫すなわち後の三公がそれを行っていたこと、前漢末にかけて次第に尚書によりそれの行われる事例が増えてきたことを確認した。次に後漢における「選挙」の語を検討、三公によって行われるそれが実は推挙であること、一方尚書によって行われるそれは推挙ではなく、官人の資格審査と補任の決定をその内容としており、それが後漢の末期に至り後世のように「銓衡」の語で呼ばれるに至り尚書による官僚人事の制度が明確に言葉の上でも成立を見ることを明らかにした。

最後に以上の行論を通じて強調したい点の二、三に触れ、以て結びとしたい。

まず述べるべきは戦国秦漢の官僚制が元来軍事的原理によって構築されていた点の評価についてである。中

国やローマなど「大規模社会」の古代国家が軍事的色彩を帯びたことを籾山氏はM・マン氏の所説を引き指摘している(*133)。秦に始まり前漢武帝期に完成する中国古代帝国の官僚機構も極言すれば軍事的秩序により厳正かつ大規模に組織された統治集団であった。それが中国における古代的支配権力を体現するのである。

官制の身分秩序としての側面に注目するならば、官秩により積み重ねられるヒエラルキッシュな階梯の構造も、本稿の考察によるならば元来は軍事機構と軍功爵即ち籾山氏の指摘の如く軍事的秩序に由来するものであった。君主との個人的紐帯により結びつけられた、未だその内部に身分秩序ー職務上の、という意味ではないーを持たぬ(*134)春秋末戦国初の官僚集団は、軍制を柱として次第に君主を頂点とする「ヘルシャフトリッヒ」な秩序において編成されていったと推測される。前近代中国の秩禄的官制はこうして成立するのではなかろうか。

但し、少なくとも中国に於いては、このような古代帝国に於ける軍事的性格はある時期以降次第に薄れていった。永田氏の指摘(*135)のように前漢後期以降官僚の登用に「明経」即ち経学の素養が重んぜられ、官僚は同時に経学の知識ある教養人であることが求められるようになる。その趨勢が後漢に入り一層加速されたことも周知の通りである。E・バラーシュの所謂「文人官僚」階級(*136)はこうして成立するのであり、それは同時に中国古代国家のある面軍事的色彩の払拭でもあった、とも言い得よう。次の話はその意味で示唆的である。

……王莽時、収繋詔獄、会赦得出、乃与同郡鄭敬南遁蒼梧。建武三年、又至盧江、因遇積弩将軍傅俊東徇楊州、俊素聞憚名、乃礼請之、上為将兵長史、授以軍政。……七年、俊還京師、而上論之。憚恥以軍功取位、遂辞帰郷里。県令卑身崇礼、請以為門下掾。(後漢書伝十九郅惲伝)

王莽の時、詔獄に収繋せらる、赦に会いて出るを得、乃ち同郡の鄭敬と南のかた蒼梧に遁る。建武三年、又た盧江に至り、因りて積弩将軍傅俊の東のかた楊州に徇るに遇う、俊、素より憚の名を聞けば、乃ち礼もて之を請い、上りて将兵長史と為し、授くるに軍政を以てす。……七年、俊の京師に還るや、上りて之を論ぜんとす。憚、軍功を以て位を取るを恥じ、遂に辞して郷里に帰る。県令、身を卑くし礼を崇くし、請いて以て門下掾と為す。

憚の如き軍功昇進の卑賤視は彼に特別のものではなく、同時代人に広く共有されたに違いない。かかる価値観の存在は、既に後漢初期において軍功による昇進なる観念が過去のものとなっていたこと、「文人官僚」の成立しつつあったことを物語る。

本稿での考察に即して言えば、もと具体的な軍功を意味した「功」は既に前漢文帝の頃には勤務日数から換算されるに至ったことが推測され、こうして官僚の主として勤務日数の評価による昇進が主流となった結果、後漢に入ると「限満」即ち一定の年限を満たすことによる昇進を意味する言葉が見られ始めるようになる。それとともに、「功次」の語も後漢に入ると比較的用いられる例が少なくなる。このことも右のような軍功による昇進なる観念の卑賤視ないしは忘却と無関係ではないかも知れない。既に前漢元帝の時期には功次による昇進がやや負の意味を込めて「随牒」の語で言い表されているのも、その頃までにはそれが元来の命を賭して得た功績に対する賞与としての意味を失い、縁故や異才なき者の地道な各駅停車の昇進と見なされるに至ったことを物語っている。

第二に指摘すべきは、功次による昇進において具体的軍功から勤務日数へと評価の比重が移行していった結

果、任期の観念の成立することとその意義についてである。右にも述べたように、後漢に入ると一定の年限を満たすことによる昇進を意味する「限満」のような語が現れ始める。既に前漢の末期には四章に挙げた朱博伝の記事にあるように州刺史が在任九年にして推挙されて太守となるとの故事が見える。これらに示される如き任期の概念の成立は、必然的に官人の遷転の機械化を齎すであろう。即ち本人の個別的・具体的能力に必ずしも由らずに、一定の年限を勤め上げることにより機械的に昇進していき、官歴＝「資」を重ねて高官に至る仕組みがやがて後漢より六朝にかけて形成されていく。二章に挙げた論衡・別通篇に所謂「美命随牒の人」とはそのような仕組みに乗って高位に昇っていく官人たちを指したものに他ならず、王充の生きた後漢初期に於いて既にそれらの者が「多く官に在」ったことをこの話は語る。こうして膨大化しつついわば自己運転を始める官僚機構は次第に皇帝のコントロールを離れて官僚の貴族化を齎すであろう。これが六朝貴族制の成立の一前提をなすのである。

第三に、任期の概念の成立は、特に優れた治績をあげ得ない凡庸な、即ち大半の、官人層にも遷転の機会を与え、官僚層全体の循環を活性化したであろう。後漢中期の人・左雄の語るようにである。

……漢初至今、三百余歳、俗浸彫敝、巧偽滋萌、下飾其詐、上肆其残。典城百里、転動無常、各懐一切、莫慮長久。……故使姦猾枉濫、軽忽去就、拝除如流、缺動百数。（後漢書列伝五一左雄伝）

……漢初より今に至るまで三百余歳、俗浸く彫敝し、巧偽滋いよ萌す、下は其の詐を飾り、上は其の残を肆まにす。城百里を典るもの、転動して常無く、各の一切を懐き、長久を慮んばかる莫し。……故に姦猾をして枉濫ならしめ、軽忽に去就せしむ、拝除せること流るるが如し、缺は動もせば百もて数う。

かくして官人層の循環が活発化するにつれ、それを制御監督する機構が必要となり、それが尚書による銓選の制を必然的に成立せしめた一因であったと考えられる。その成立は同時に先述の官人遷転の機械化を一層推進したであろう。即ち尚書の「故事」に則った自動的な任官の原則の確立は皇帝の恣意による官僚の非常の抜擢を必ずしも否定するものではないけれども、それは次第に相対的比重を低下させる傾向にあるであろう。皇帝のみならず各官僚の恣意もそこから次第に排除されていくはずである。こうして自己内部の論理・法則に基き自動運転を始める官僚制は一個のより緊密な統合体として完成されていくのではなかろうか。宮崎市定氏は各官庁が独立の強い権限を持つ漢代の官僚制を「連合艦隊」と表現しているが(*137)、そのように表現される漢代の官僚制のいわば分散性、それを示す一つが推挙による官人の昇進制度であるとするならば、尚書の銓選の制度の確立は漢代のそのような分散的な官僚制が立体的かつ構造的に再編され、より高度の中央集権体制を実現していく、その一つの現れでもあるかも知れない。

もとより、以上の予測は今後の実証による検証を経ねばならない。更に、本稿は人事制度という狭い窓から当該時代の官僚制の特質の一側面を覗いたものに過ぎない。官僚制のより多角的な把握が求められる。無論その把握は漢代史のみならず、本稿では貧弱な知識に基づく議論しか展開し得なかった春秋戦国史からの展望をふまえた上でより確かなものとされるべきである。その成果をふまえた上で研究蓄積の比較的手薄な六朝の制度を検討、漢と唐とをつなぐことがはじめて可能となると考える。これらは全て以後に残された課題である。

〈注〉

(*1)滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、一九六七年）序説では漢より清までを帝政時代と一括区分する。なお、ここで「秦漢帝国」と秦・漢を連称するのは従来の中国古代史研究の大勢に倣うものであるが、この点につき近年浅野裕一氏により痛烈な批判がなされている（「秦漢帝国論」批判」：同氏『黄老道の成立と展開』創文社、一九九二年、第二部第十五章）。氏の批判は主に一君が全国に強力な一元支配を敷いた秦と郡国制によるゆるやかな支配を敷いた前漢前期の皇帝との支配権力を同一視する点に向けられたもので、官僚制・法制といった支配機構内部の差異に言及するものではない。ここでは浅野氏の尖鋭な問題提起に答えるだけの準備はまだなく、今後の検討課題として留保せざるを得ないが、本稿で扱う官僚制の上では法制同様秦漢で断絶よりも連続の面が強いと考えー漢書百官公卿表に「秦官なり」と記されるものの多いことはその例ー、とりあえず従来通り「秦漢」と連称することにしたい。

(*2)「漢王朝の支配機構」（同氏『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年、第一編第二章）第一節。

(*3)その他漢代の人事制度に関しては、特に後漢における辟召制度の研究にも一定の蓄積がある。主な研究としては福井氏後掲書四章の他、五井直弘「後漢時代の官吏登用制『辟召』について」（『歴史学研究』一七八、一九五四年）、永田英正「漢代の選挙と官僚階級」（『東方学報』京都四一、一九七〇年）、西川利文「漢代辟召制の確立」（『鷹陵史学』一五、一九八九年）等が挙げられる。簡単に言えば辟召とは高級官僚が自己の官衙の百石以下（公府掾属は例外）の属僚を招聘する制度で、そこから属僚は府主による察挙を経て二百石以上の長吏へと昇進することができた。この制度が官僚（ことに公卿クラスの高級官僚）の出仕経路として特に後漢に入ると孝廉の察挙以上に比重を高めていき、それ故従来より注目されてきた。ただ、官僚の出仕部分だけでなくその後の遷転のシステム全般に目を向けるという本稿の立場からは、一部の官僚の出仕の最初部分の

みに関与する辟召、ことに公府辟召制度の占める位置をさほど大きく評価することはできず、本稿では捨象に従った。漢代人事制度全般の中で辟召制度の占める位置の検討は公卿のみならず郡国の守相によるそれをも包括した上で改めて検討する必要があろう。本稿の成果をふまえた上で、後日の課題としたい。

なお、察挙制度、及び漢簡を利用した官僚・人事制度の諸研究については以下の諸章とその注を参照されたい。

(*4)福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』（創文社、一九八八年）第三章第一節。

(*5)一九九三年、江蘇省連雲港市の前漢墓より出土した所謂尹湾漢簡中には、釈文は未発表ながら（一九九八年頃出版予定）「吏員遷除簿」と称される一群の簡があり、これらに漢代東海郡の長吏の遷除の記録が記されているらしく、この釈文が公表されれば察挙制度の研究にも大きな影響を与えるものと思われる。滕昭宗「尹湾漢墓簡牘概述」（『文物』一九九六年第八期）参照。

(*6)「漢代における功次による昇進」（同氏前掲書第四編第六章）。

(*7)注6所掲大庭論文。

(*8)「西漢的功労、閥閲制度」（同氏『軍功爵制研究』、上海人民出版社、一九九〇年、所収）。

(*9)胡平生「居延漢簡中的"功"与"労"」（『文物』一九九五年第四期）。

(*10)以下に引用する居延・敦煌漢簡の釈文・簡番号は、『居延漢簡釈文合校』上・下（文物出版社、一九八七年：以下『合校』と略称）・『居延新簡』（文物出版社、一九九〇年）・『居延新簡』上（中華書局、一九九四年）・『敦煌漢簡』下（中華書局、一九九一年）による。釈文の／は上下断欠、┐（└）は左（右）端欠、□は釈読不能一字、…は釈読不能・文字数不明の数字をそれぞれ示す。

なお、ここに引いたE.P.T50:10簡は右掲書の釈文によったものだが、三章で後述するようにやや修正すべき点

がある。

(*11)「功将」とは「功労墨将名籍」と題される簿籍の略称であることが次より分かる。

初元三年十月壬子朔辛巳甲渠士吏彊敢言之謹移所自占書功勞
墨將名籍一編敢言之　　282・7
(初元年三年十月辛未の日、甲渠候官の士吏・彊が申し上げます。謹んで自己申告により書かれた功労墨将名籍一冊をお送り致します。)

始建國五年九月丙午朔乙亥第二十三隧長宏敢言之謹移所自占
書功勞墨將名籍一編敢言之　　E.P.T5:1
(始建国五年九月乙亥の日、第二十三隧長の宏が申し上げます。謹んで自己申告により書かれた功労墨将名籍一冊をお送りいたします。)

(*12)この「文」の意味については不明。「文」の代わりに「武」の来ることもあるが、同じく燧長に対して両者が用いられることから単純に文官・武官の別を指しているのではないらしい。恐らく何らかの試験が課されて与えられた資格であろうと思われる。

(*13)『文史』第三十六輯、一九九二年、所収。

(*14)候長・候史の日迹(天田の監視)業務に対しては特に勤務日数を1・5倍に換算する規定がある。「●北邊契令第四候長候史日迹及将軍軍吏勞二日皆當三日」(10・28)。

(*15)同氏注6前掲論文。

(*16)前注11参照。

(*17)功令第四十五には毎年秋射の試験成績により労を賜奪する規定がある。

●功令第卌五候長士吏皆試射二去埻丈弩力如發弩發十二矢中丈矢六爲程過六矢賜勞十五日　45・23

(*18)「漢代の軍功と爵制」（『東洋史研究』五三－二、一九九四年）。

(*19)「江陵張家山両座漢墓出土大批竹簡」（『文物』一九九二年第九期）。

(*20)注8前掲書。

(*21)注8前掲書、上篇第二節。

(*22)（昭侯）八年351BC、申不害相韓、修術行道、国内以治、諸侯不来侵伐。（史記・韓世家）

(*23)無論、「官爵」の語が左伝にも見えるように（荘公一四年「若皆以官爵行賂勧貳而可以済事、君其若之何」）、爵と並び「官」が早くから貴顕なる身分の象徴として意識されていたことは否定できない。但しそれがヒエラルキッシュな位階をなしていたか否かは自ずと別問題である。

(*24)例えば、絳侯周勃「以中涓従起沛、至覇上、為侯、定三秦、食邑、為将軍…」、広平侯薛歐「以舎人従起豊、至覇上、為郎中、…」、魏其侯周止「以舎人従沛、以郎中入漢、為周信侯、定三秦、遷為郎中騎将、破籍東城、侯、千戸」など。

(*25)楊寛『戦国史』（上海人民出版社、一九五五年）第五章。

(*26)同氏『商君書研究』（渓水社、一九九二年）三〇八～三一九頁。

(*27)左言東『先秦職官表』（商務印書館、一九九四年）四三〇頁。

(*28)「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」（同氏『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年、所収）。

(*29)同氏前掲書二五二、三一〇頁。
(*30)注28前掲論文。
(*31)注28前掲論文。
(*32)注26前掲書、三一〇頁。
(*33)無論、臣僚の功績に対して何らかの官職を授ける事例は既に早く西周の冊命金文に見られる。但し吉本道雅氏の指摘によれば(「西周冊命金文考」~『史林』七四-五、一九九一年)当時の官制は内諸侯という身分に付随し、その持つ権能の一部として担われたに過ぎず、そのようなあり方は降って春秋期にも認められるという。世襲的身分より一応切り離された戦国以降の官制と同日に語り得ないことは明らかである。
(*34)「秦史研究序説」(『史林』七八-三、一九九五年)。
(*35)湯浅邦広「尉繚子の富国強兵思想」(『東方学』六九、一九八五年)。
(*36)大庭脩「前漢の将軍」(同氏注2前掲書所収)特に第二節。
(*37)「法家以前-春秋期における刑と秩序-」(『東洋史研究』三九-二、一九八〇年)、「爵制論の再検討」(『新しい歴史学のために』一七八、一九八五年)。
(*38)「『商君書』の歴史的位置」(『史林』七九-一、一九九六年)。
(*39)「戦国官僚制の一性格」(同氏『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六年、所収)。
(*40)注36前掲論文。
(*41)注33前掲論文。
(*42)同氏『中国古代帝国の形成と構造』(東京大学出版会、一九六一年)七六、七頁。なお、守屋氏は「当時

は下級爵に関しては分化が著しいのに較べ上級爵に関しては官爵が未分化であったのかも知れぬ」とする（注28前掲論文）。

（*43）史記・建元以来侯者年表では「鄭吉、家在會稽、以卒伍起従軍為郎」とある。

（*44）「秦漢二十等爵と刑罰の減免」（梅原郁編『前近代中国の刑罰』京都大学人文科学研究所、一九九六年、所収）。

（*45）同簡に関する従来の紹介・研究とその詳細な分析は注18前掲藤田論文を参照。

（*46）「漢簡中に見える軍功賞爵について」（『古代文化』四五－七、一九九三年）。

（*47）「漢代の貴族」（村井康彦編『公家と武家』思文閣出版、一九九六年、所収）。

（*48）注38前掲論文。

（*49）『先秦職官表』（注27前掲）四一三頁。

（*50）釈文は江陵張家山漢簡整理小組「江陵張家山漢簡《奏讞書》釈文（二）」（『文物』一九九五－三）による。

（*51）『先秦職官表』四三五頁。

（*52）漢書百官公卿表末尾に「吏員自佐史至丞相、十二万二百八十五人」とある。

（*53）「功次」と「久次」とで意味の異なった可能性も無くはないが（例えば後者が長期勤務の意なのに対し前者は特別の功績を挙げた意、）現在の所両者の相違を見い出し得ないので、ここではこの二語を同じものとして扱う。

（*54）これらの記録が、次の簡にいう「官除」に当たるかとも考えられる。

建始元年四月甲午朔乙未臨木候長憲敢言之爰書雜與候史輔驗問隊長忠等七人先以従所主及它部官卒買／三日而不更言請書律辨告乃驗問隊長忠卒賞等辭皆曰名郡縣爵里年姓官除各如牒忠等毋従所主卒及它／　　E.P.T51:228

／爵里年姓官除辭各如牒　　E.P.T52:71

／□市人等名縣爵里年姓官除辭　　E.P.T52:155

(*55)後述の遷補牒の特徴として、いずれも細身の簡に比較的端正な文字で一行書き、字間を詰め二段乃至三段に分けて書かれ、編綴のスペースの明瞭に認められることが挙げられる。それに対し、④の40・2A簡はやや幅広の簡に双行書きされ、編綴のスペースがなく、字間をあけて行内に均等に文字の配されている点が異なる。この特徴は後に挙げるE.P.T65:95簡にも当てはまる。

(*56)管見にて見い出し得た限り、これら四語の用例は計五十例ほどある。

(*57)「建武五年遷補牒」と功労文書」（同氏『漢簡研究』、同朋舎、一九九二年、所収）。

(*58)「従居延簡看漢代軍隊的若干人事制度ー読《居延新簡》札記之一ー」（『新史学』三巻一期、一九九二年）。

(*59)注57同氏論文、一三二頁。

(*60)ただ、人事を記載する簡に於いて「以功次」の語を含むものの少ないこと即、功次によって昇進する吏の割合の少なかったことを意味する訳では決してなかろう。実際には「功次」その他の諸資格（後述）の記載はこれら人事を記す簡の上では省略されることが多く、それが人事関係記事を記す簡全体の中での「以功次」等の記載の少なさにつながったものと見るのが妥当である。

(*61)「漢代居延における軍政系統と県との関わりについて」（『史林』七六ー一、一九九三年）。

(*62)[redacted]の字は後に引く479・5簡にもよく似た字形があり、「居延漢簡釈文合校」では勤に釈す。仮にいずれも「勤事」だとすれば、漢書に見える「勤事吏」との関連が想定される。

詔曰、……其以五年為神爵元年。賜天下勤事吏爵二級、民一級、女子百戸牛酒、……（漢書宣帝紀）

（永光元年）三月、詔曰、……其赦天下、……賜吏六百石以上爵五大夫、勤事吏二級、……（漢書元帝紀）

「修行」「久次」或いは「（文）毋害」等の如く、特に勤労なる吏に対する一種の表彰の辞かとも思われる。この点については三章で再び述べる。

(*63)「再び漢代辺郡の候官について」（同氏『居延漢簡の研究』、同朋舎、一九八九年、所収）。

(*64)集封や後出の一封の意味は不明。或いは封印の箇所・形態のことか。

(*65)注63永田論文。

(*66)間田は王莽期の簡のみに見えるもので、この簡の場合居延（成）県を指すと考えられる。饒宗頤・李均明『新莽簡輯證』（新文豊出版公司、一九九五年）一七三、四頁参照。

(*67)文毋害については三章で後述。

(*68)造史とは令史が王莽期に改称されたものらしい。注66前掲書一五七、八頁参照。

(*69)もと中の下に令の字があるが、六典に従って削除した。

(*70)より厳密に言えば、次のように考えられる。先引黄香伝に「功満当遷、和帝留、増秩」とあるように、賞与としての昇進はまず後世で言えば散官に当たる官秩に於いてなされ、それと密接に連動する形でいわば職事官が動かされる、と。黄香はいわば職事官たる尚書左丞の官を慰留に遭い動かされなかったため、特に官秩のみを昇進させたのである。漢旧儀にいう「功次当遷、欲留増秩者、許之」も同様である。無論、官秩の昇進は

それに伴う俸禄の増加及び場合によっては刑罰・徭役上の特権を伴う。

(*71)階とは昇次を謂う、との師古注はとらない。

(*72)或いは、彼は百石の郡吏であって県尉を守任していたのではないかとも考えうるが、碑文によれば彼は南安の人とあり、南安県は犍為郡に属する。一方彼の赴任した青衣県は孟麟がこの道を付け替えた安帝永初六年には蜀郡に属しており、勅任官における本籍地回避の原則の適用されているわけで、彼は本籍地任用を原則とする百石の吏として赴任したのではなさそうである。ただ、県尉となった後に郡が彼を召して蜀鉄官長・成都県令を守任させたとの記事からは、やはり県尉の任も守任であったようにも思われる。因みに浜口重国氏は南安県は一時蜀郡に属した時期があったらしいと推測され、彼をやはり守任の県尉であろうとし(「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」『秦漢隋唐史の研究』下、東京大学出版会、一九六六年、所収)、大庭氏は、彼は或いは郎中を経て真任の勅任官として就官しており、碑文では郎中を経たことを省略したのではないかと推測する(「官の官吏の兼任」同氏注2前掲書所収)。大庭氏の言われるように彼が郎中を経たとすれば、彼は孝廉に察挙されたはずであり、その経歴が孟麟の治績を讃える碑文において省略されるとは考えにくく、浜口氏の指摘が或いは正しいかも知れない。

(*73)代表的なものを挙げれば福井重雅注4前掲書、労榦「漢代察挙制度考」(『中央研究院歴史語言研究所集刊』一七、一九四八年)、黄留珠『秦漢仕進制度』(西北大学出版社、一九八五年)、閻歩克『察挙制度変遷史稿』(遼寧大学出版社、一九九一年)等。

(*74)以下、本章では「推挙」を一般的な推薦の意で、対して「察挙」を特定の科目名において行われる漢代特有の推薦制度の意で用いる。

(*75)注6前掲論文。

(*76)注73諸著参照。時期的変遷はあるが、ごく簡単に言えば、常科（定期的・一定人数の察挙）である孝廉、及び賢良方正に代表される制科（不定期）に察挙された者は、その後中央の公府で経学・実務の試験、ないしは時事問題の対策を課試され、その試験成績により以後の任官が決定されることがあった。但し福井氏も注意されるように（同氏前掲書三章一節）察挙に於いて課試は付随的な要素に過ぎず、あくまで察挙されること自体が重視されたのである。

(*77)「功労を積む」というのが一定の勤務日数を勤め上げるの意であったことは、大庭氏注6論文に指摘される。氏によれば、「労」とは勤務日数、「功」とは特別の手柄、の謂である。以下、本章では「功労」の語をこのような勤務日数及び手柄、ことに前者の意で用いる。

(*78)注73黄氏著、二三六頁。

(*79)後にも述べるように、「未分化」との表現は正確には不適切である。考課が行われた後にそれに基づいて察挙が行われるのであり、両者はあくまで手続きとしては別個のものである。

(*80)なお、同時に挙げられた尤異の科が考課の成績に基づくものであったことは後述のように明らかである。

(*81)邢義田「東漢察挙孝廉的身分背景」（同氏『秦漢史論稿』東大図書公司、一九八七年、所収）。

(*82)孝廉の廉の字義について福井氏は法家的資質を意味するものと推測される（同氏前掲書二七頁）。

(*83)「建武五年遷補牒」と功労文書」（同氏『漢簡研究』同朋舎、一九九二年、所収）。

(*84)同様に「伉健」の語をもつ推薦状が敦煌簡にも見られる。

玉門候造史竜勒周生萌　伉健可為官士吏

(*85)注55参照。

(*86)飯島和俊「「文無害」考－「睡虎地秦墓竹簡」を手がかりとして見た秦・漢期の官吏登用法－」（『中央大学アジア史研究』三、一九七九年）、王継如「釈"文毋害"」（『中華文史論叢』一九八五－四）

(*87)近年公表された江陵張家山二四七号墓出土「奏讞書」は前漢最初期のものと見られているが、この中にも推薦状の辞として「毋害」の語が見える。「江陵張家山漢簡《奏讞書》釈文（二）」（『文物』一九九五－二）参照。

(*88)注58・注61所掲両氏論文。

(*89)注14・注17参照。

(*90第）一章第二節の二参照。

(*91)同氏注83論文。

(*92)大庭氏注83前掲論文では、これらの簡に見える「令」について「律令の令ほど重いものではなく、せいぜい太守の命令程度ではないだろうか」とされる。

(*93)「簿籍簡牘の諸様式の分析」（同氏『居延漢簡の研究』同朋舎、一九八九年、第三章）。

(*94)学僮十七已上、始諷籀書九千字、乃得為史、……（説文敍引尉律。漢書芸文志にも引かれ、異同あり。）

(*95)後述のように、多分これが文献に所謂官簿に当たるものではないかと思われる。なお、居延簡には「伐閲累重貲直官簿」と称する表題簡が数枚見え、永田氏は礼忠簡・徐宗簡をその内容簡に比定される（「新居延漢簡の概観」『東方学』八五、一九九三年）。

(*96)先節で、人事を担当する都尉府に於いても候官の吏の官簿が備え付けられていることを見た。

(*97)「●謹案」の文言よりすれば、恐らくは都尉府より候官に対して管下の吏の勤務成績に関する何らかの調査命令が下され、それに対して候官が手元に保管されている功算を調べた上で答申したものと思われる。功算なる文書の具体的内容は知られないが、恐らく次のような、吏の考課に関わる何らかの成績書であろう。

卒張安射決一當

□□隊長李奉□□二得□□　卒張合衆射決一當

卒杜蓋衆射埻二□二算定得五算□　E.P.T52:431

(*98)二章で、吏の功労が一定の「限」に達するとその旨中央に奏上がなされることを指摘した。

(*99)注73所掲同氏著、一九五頁。

(*100)漢代の上計制度については鎌田重雄「郡国の上計」（同氏『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二年、所収）参照。

(*101)西川利文「漢代明経考」（『東洋史研究』五四－四、一九九六年）。

(*102)平井正士「漢代の学校制度上の二三の問題」（『杏林大学医学部教養課程研究報告』四、一九七七年）。

(*103)中央の太学のみならず地方の郡国学でも試経の行われたことが東晋次氏により指摘されている。同氏『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会、一九九五年）三章一節。

(*104)次の二例の間に果たしてそのような違いがあるか疑問である。

以明経為郡文学（漢書諸葛豊伝）

建武初、挙明経、補弘農文学（後漢書儒林下・張玄伝）

また、孝廉の察挙による昇進が「以孝廉為～」となる例もある（一例・漢書蓋寛饒伝「明経為郡文学、以孝廉

為郎」）。

（*105）仁井田陞『唐令拾遺』（東京大学出版会、一九六四年復刻）復旧考課令第三～三四条、復旧選挙令第七条、及び池田温等編『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）復旧選挙令第七条乙。

（*106）漢代においても、唐制の考課令に当たる規定の存在は推測することができる。

遷新野令。視事期年、州課第一、擢拝青州刺史。（後漢書列伝一五魯丕伝）

為茂陵令、会課、育第六。而漆令郭舜殿、見責問、育為之請、扶風怒曰、君課第六、裁自脱、何暇欲為左右言。（漢書巻七八蕭育伝）

五原太守。……整厲士馬、厳烽候、虜不敢犯、常為辺最（注：最為第一）。（後漢書列伝四二崔寔伝）

（焦延寿）補小黄令、……挙最当遷、三老官属上書願留、有詔許増秩留。（漢書巻七五京房伝）

これらは州郡による「課」の結果管下の県令が「最」＝「第一」より「殿」までランク付けされ、「最」の評定を得た者が中央へ推挙されたことを示すものである。「殿」「最」は先述のように唐令においては考課令に規定される用語で、漢代に於いてもこれに相当する規定があったらしい。「殿」「最」が漢制でも法規上の文言としてあったことは、次のようにそれが漢律に用いられる用語であったことからも窺える。

尉律、学僮十七已上、始試諷籀書九千字、乃得為史、又以八体試之、郡移太史、並課、最者以為尚書史、書或不正、輒挙劾之。（説文敘引尉律）

（*107）注100前掲論文。

（*108）後漢においても二千石の官吏の遷除を三公が掌っていた、或いは又四方の民事の考課を司徒が掌ったという続漢書の記載は後述の論旨と矛盾するようであるが、後に述べるように恐らく前漢以来の制度が形骸化し

ながらも建て前として残ったものが記されたと考えたい。

(*109)師古の「簡、大也、一曰明也」との解釈はとらない。

(*110)後述、漢旧儀にある「四百石長相至二百石、丞相調除」との記載は、その痕跡をとどめるものとも考えられる。

(*111)又楽陵侯史高以外属旧恩侍中貴重、(丞相)覇薦高可太尉。天子使尚書召問覇、「太尉官罷久矣、丞相兼之、所以偃武興文也。如国家不虞、辺境有事、左右之臣皆将卒也。夫宣明教化、通達幽隠、使獄無冤刑、君之職也。将相之官、朕之任焉。侍中楽陵侯高、帷幄近臣、朕之所自親、君何越職而挙之。」尚書令受丞相対、覇免冠謝罪、数日乃決。自是後不敢復有所請。(漢書循吏黄覇伝)

(*112)大庭修「漢代官吏の辞令について」(『関西大学文学論集』一〇、一九六〇年)、渡辺信一郎「『孝経』の国家論」(同氏『中国古代国家の思想構造ー専制国家とイデオロギー』校倉書房、一九九四年、所収)。

(*113)叛乱勃発時には「治劇」の科目名に於いてその地の地方長官が臨時に選出されることがしばしばある。察挙科目としての治劇については黄氏注73前掲書一三章参照。

(*114)制科については福井氏注4前掲書参照。

(*115)(中平五年六月)益州黄巾馬相攻殺刺史郗倹、自称天子、又寇巴郡、殺郡守趙部、益州従事賈龍撃相、斬之。(後漢書霊帝紀)

(*116)「魏晋南朝の中正と門閥社会」(同氏『門閥社会史』長崎大学史学会、一九六五年、所収)、祝総斌『両漢魏晋南北朝宰相制度研究』(中国社会科学出版社、一九九〇年)五章。

(*117)時三府任軽、機事専委尚書、而災異変咎、輒切免公台。忠以為非国旧体、上疏諫曰、……故三公称曰冢

宰、……入則参対而議政事、出則監察而董是非。漢典旧事、丞相所請、靡有不聴。今之三公、雖当其名而無其実、選挙誅賞、一由尚書、尚書見任、重於三公、陵遅以来、其漸久矣。……（後漢書伝三六陳忠）

(*118)順帝の詔中で「選挙不実」の責めを三公に帰し、また郎顗の一回目の上疏で長吏不良なることの責めを「挙者」たる三公に帰すべきであるとしていることも、この時の選挙が一種の察挙であったことを示唆するものである。五節参照。

(*119)福井氏前掲書第二章参照。

(*120)漢旧儀にあるように四百石以下の官は依然三公がその人事を行っていた可能性をここで否定するわけではない。

(*121)福井氏前掲書第二章。但し、僅かではあるが次のような例外もある。

……遷文安令、……時冀州刺史朱穆行部、見（度）尚、奇之。延喜五年、長沙・零陵賊合七八千人、自称将軍、……桓帝詔公卿挙任代劉度者、尚書朱穆挙尚、自右校令擢為荊州刺史。（後漢書伝二八度尚）

「公卿」に対する察挙の命に尚書が応じている。

(*122)薄を簿とする唐長孺氏の見解（「九品中正制度試釈」～同氏『魏晋南北朝史論叢』三聯書店、一九五五年、所収）に従う。この両字は漢碑でもしばしば通用される。

(*123)唐氏前掲論文、及び中村圭爾「初期九品官制における人事について」（川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年、所収）参照。中村氏はこの「簿伐」を漢代の閥閲簿と同様のものであろうと推測されている。

(*124)因みに居延簡にも十数例の「除補」の用例が見られ、いずれも某人を某官に就けるの意と見られる。

(*125)このような例は厳耕望『中国地方行政制度史　甲　秦漢地方行政制度史』（中央研究院歴史語言研究所、一九六一年初刊）第十章に多く挙げられている。

(*126)漢代の故事については邢義田氏による専論並びに集成・分類がある。「従「如故事」和「便宜故事」看漢代行政中的経常与権変」（同氏『秦漢史論稿』東大図書公司、一九八七年、所収）参照。

(*127)漢代の故事と尚書との関係については、邢氏前掲論文及び冨田健之「漢時代における尚書体制の形成とその意義」（『東洋史研究』四五－二、一九八六年）参照。

(*128)この部分を「旧、選挙を典るは……」と読めなくもないが、次のように「漢家の旧典」なる例の見える博物識古、無書不覧、尤鋭意三史、長於漢家旧典（三国志・蜀志孟光伝）ことから、ここはこのように読みたい。

(*129)察挙に際し挙主が責任を負い、被挙者其の人に非ざる時には「選挙不以実」の罪を以て罰せられたことについては、程樹徳「漢律考」五、律令雑考下、及び大庭氏前掲「漢代における功次による昇進」を参照。

(*130)同じ時期、賈詡が尚書として李傕らのもとで「選挙を典」ったとあり（三国志・魏志賈詡伝）、或いはこの主者とは彼のことであったかも知れない。

……後詡為左馮翊、傕等欲以功侯之、詡曰、「此救命之計、何功之有。」固辞不受。又以為尚書僕射、詡曰、「尚書僕射、官之師長、天下所望、詡名不素重、是所以服人也。縦詡昧于栄利、奈国朝何。」乃更拝詡尚書、典選挙、多所匡済、傕等親而憚之。（三国志・魏志巻十一賈詡伝）

(*131)周道済『漢唐宰相制度』（大化書局、一九六四年初刊）など。

(*132)前掲黄氏著一五章。

(*133)「爵制論の再検討」（注37前掲）、マイケル・マン「国家ー古代と現代」（マクファーソン他、内山秀夫・丸山正次訳『国家はどこへゆくのか』お茶の水書房、一九八四年、所収）。

(*134)例えば木村秀海氏は早くも西周期の官制における重層的なヒエラルキー構造を想定するが（「西周官制の基本構造」～『史学雑誌』九四ー一、一九八五年）、これに対しては吉本道雅氏の反論がある。吉本氏注33前掲論文。

(*135)「漢代の選挙と官僚階級」（注3前掲）。

(*136)村松祐次訳『中国文明と官僚制』（みすず書房、一九七一年）第一章。

(*137)宮崎市定『九品官人法の研究ー科挙前史』（東洋史研究会、一九五六年）第二編第一章。